

東北厚生局の業務概要

(平成21年度)

厚生労働省 東北厚生局

はじめに

東北厚生局は、厚生労働省が所掌する事務のうち、医療、健康、福祉、食品衛生、健康保険、年金及び麻薬取締などに関する事務を分掌する組織として、平成13年1月の中央省庁の再編にあわせて設置された地方支分部局であり、東北地区（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）を管轄しております。

平成21年度は、社会保険庁の廃止・解体に伴う地方社会保険事務局からの事務の移管について、平成20年10月に移管された保険医療機関等に対する指導監査部門の事務の標準化を進めるとともに、平成22年1月に公的年金制度の管理運営業務が移管されたことに併せて年金管理課を新設し、国民から信頼される年金事務の遂行に努めてまいりました。

本書は、平成21年度に当局が実施した各種施策や統計資料等をまとめるとともに各部署の業務内容が分かり易いよう、用語の説明を加えております。

本書が、当局の業務や厚生行政について、国民の皆様や地方公共団体をはじめ関係団体の皆様方に一層のご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

平成22年11月

厚生労働省 東北厚生局長

石井博史

目 次

東北厚生局の概要

1 沿革	3
2 庁舎の所在地等	4
3 組織	6
4 東北厚生局の所掌事務	7

各業務の概要

I 総務課

1 行政文書開示請求業務	17
2 保有個人情報開示請求業務	17
3 国家試験業務	17

II 企画調整課

1 地方厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関する事	19
2 地方厚生局の所掌事務に関する政策の実施に関する総合調整に関する事	19
3 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関する事（診療関連死の調査等に関する事（技術的事項に関する事を除く）に限る）	19
4 地方社会保険医療協議会の庶務	20
5 都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関する事（技術的事項に関する事を除く）	21

III 年金管理課

1 日本年金機構が行う滞納処分等の認可	23
2 日本年金機構の徴収職員・収納職員の認可	24
3 日本年金機構が行う立入検査等の実施に係る認可	24
4 社会保険労務士に関する業務	25
5 年金委員に関する業務	25
6 国民年金事務費交付金に関する業務	26
7 学生納付特例事務法人に関する業務	27
8 保険料納付確認団体に関する業務	27

IV 健康福祉課

1 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務	29
2 改正感染症法の施行に伴う病原体等の管理	29
3 クリーニング師の試験に関する学力認定業務（クリーニング師試験の受験資格の認定）	30
4 生活衛生同業組合の振興計画の認定業務	31
5 児童扶養手当の支給事務に関する都道府県及び市町村の指導（技術的助言）に関する業務	32
6 県等が設置する保護施設の指導監査関係及び県等が行う生活保護法による保護施設の指導監査に対する技術的助言	32
7 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合の設立認可、定款変更認可等の指	

導監督業務	33
8 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合に対する調査指導	34
9 民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰業務	35
10 特別弔慰金国庫債券等の特別買上償還の証明書交付業務	36
11 精神保健指定医の指定等業務	37
12 公費負担を行う各種医療の指定医療機関の指定、監督業務	38
13 各地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務	40
14 新型インフルエンザワクチン接種に係る医療機関との契約事務	44
V 指導養成課	
1 各養成施設の指定及び監督等に関する業務	45
2 看護教育に関する業務	58
3 社会福祉に関する科目を定める省令第4条に規定する実習演習科目の確認に関する事務	59
4 介護技術講習会の実施届出等の受理に関する事務	60
VI 医事課	
1 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態への対処に関する総括に関する業務	63
2 医療安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務	64
3 医師確保に関する業務	64
4 医師の臨床研修に関する業務	65
5 歯科医師の臨床研修に関する業務	66
6 行政処分を受けた医師等に対する再教育に関する業務	67
7 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察等に関する業務	68
8 薬事監視等業務	69
VII 食品衛生課	
1 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認・査察業務	71
2 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監査・指導業務	73
3 輸出水産食品の取扱い施設に対する査察等の業務	74
4 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく指定検査機関の指定及び監査指導業務	76
5 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制に関する業務	77
6 その他	78
VIII 保険年金課	
1 健康保険組合に関する業務	79
2 厚生年金基金、国民年金基金に関する業務	80
3 確定拠出年金に関する業務	81
4 確定給付企業年金に関する業務	82
5 農業者年金基金に関する業務	82
6 全国健康保険協会に関する業務	83

IX	管理課	
1	2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人の定款変更認可等及び指導監督について	85
2	特定医療法人が、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明について	86
3	病院用建物の建替えに係る租税特別措置法上の特別償却制度に関する証明について	87
4	医療保健業務を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明について	88
5	後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について	88
6	国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について	89
7	社会保険診療報酬支払基金支部の監督について	90
X	医療課	
1	指導監査課及び地方厚生局の管轄区域内の分室の行う業務に関する事務の指導及び監督に関すること	91
2	国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること	91
3	医療監視員に関すること	92
4	健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る）を行うこと	93
5	保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと	94
X I	福祉指導課	
1	社会福祉法人の設立、定款変更等の認可等	95
2	社会福祉法人の指導監査	95
3	社会福祉法人指導監査事務に対する技術的助言	96
4	障害者自立支援指導	97
5	介護保険業務指導（自治体指導）	97
6	介護保険業務指導（事業所指導）	98
7	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理	98
8	介護サービス事業者に対する業務管理体制確認検査	99
9	業務管理体制の整備に関する監督事務に関する報告の徴収等（自治体指導）	99
X II	指導監査課・県事務所	
1	保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと	101
2	健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る）を行うこと	102
3	地方社会保険医療協議に置かれる部会の庶務を行うこと	102
X III	社会保険審査官	103
X IV	麻薬取締部	105

XV その他

1	社会保険庁廃止に伴う残務整理	113
2	年金特別会計の国有財産の管理、営繕、売却	115
3	特例民法法人の指導監督業務	115
4	新型インフルエンザ対応業務	115
5	介護療養型医療施設に関する情報収集	116
6	緊急支援対応円滑化電話相談窓口の設置	116

資料

1	総務課関係	
	東北地方（6県）の人口と面積	121
2	企画調整課関係	
(1)	管内の医療構造改革関係計画一覧	125
(2)	管内の保険者協議会一覧	126
3	年金管理課関係	
(1)	日本年金機構が行う滞納処分の認可状況	129
(2)	日本年金機構の徴収職員・収納職員の認可状況	129
(3)	日本年金機構が行う立入検査等の実施に係る認可状況	130
(4)	社会保険労務士会の会員数	130
(5)	年金委員県別委員数	131
(6)	国民年金事務費交付金	131
(7)	学生納付特例事務法人	132
(8)	保険料納付確認団体	132
4	健康福祉課関係	
(1)	都道府県の区域を越えて活動する中小企業等組合一覧	135
(2)	生活衛生同業組合にかかる振興計画の認定状況	136
(3)	保護施設一覧	137
(4)	都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合	138
(5-1)	公費負担を伴う各種医療の指定医療機関（原子爆弾被害者関係）	139
(5-2)	” ” （母子・児童・生活保護・戦傷病者関係）	140
(6)	各地方厚生局に委任された補助金等の一覧	141
(7)	平成21年度の補助金等の執行状況一覧	142
5	指導養成課関係	
(1)	東北厚生局管内養成施設等一覧	145
(2)	東北厚生局管内養成施設数	163
6	医事課関係	
(1)	医師臨床研修病院（単独型・管理型）一覧	167
(2)	歯科医師臨床研修病院（単独型・管理型）一覧	169
(3)	医薬品製造業許可施設一覧	170
(4)	毒物劇物製造業・輸入業登録業者一覧	171
(5)	毒物劇物輸入業登録業者件数一覧	172
7	食品衛生課関係	
(1)	総合衛生管理製造過程による食品の製造等の承認施設	175

(2) 食品衛生法に基づく登録検査機関	177
(3-1) 対米輸出水産加工認定施設	178
(3-2) 対EU輸出水産食品加工認定施設	178
(4) 食鳥処理事業規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関	179
(5) 平成21年度 食品衛生課における会議等の開催状況	180
8 保険年金課関係	
(1) 健康保険組合所在地一覧	183
(2) 厚生年金基金所在地一覧	184
(3) 国民年金基金所在地一覧	185
(4) 全国健康保険協会支部所在地一覧	186
(5) 県別保険者等数	187
9 管理課関係	
(1) 東北厚生局所管国民健康保険団体連合会一覧	191
(2) 東北厚生局所管後期高齢者医療広域連合会一覧	191
(3) 東北厚生局所管社会保険診療報酬支払基金一覧	191
(4) 厚生労働大臣所管医療法人一覧	192
10 医療課	
(1) 国の開設する病院一覧（東北）	195
(2) 国の開設する診療所一覧（東北）	196
(3) 特定機能病院一覧	197
(4) 東北管内院内感染対策研修会開催一覧	198
11 福祉指導課関係	
東北厚生局所管社会福祉法人一覧	203
12 指導監査課・県事務所関係	
平成21年度 東北厚生局 指導・監査実施状況	207
13 麻薬取締部関係	
(1) 麻薬・覚せい剤事犯の年次別推移	213
(2) 年齢階層・法令別送致人員	214
(3) 麻薬及び向精神薬取締法違反の都道府県別検挙件数・人員	215
(4) 覚せい剤事犯都道府県別検挙件数・人員	216
(5) あへん事犯都道府県別検挙件数・人員	216
(6) 大麻事犯都道府県別検挙件数・人員	217
(7) 品目別送致件数・人員・押収量	218
(8) 大麻事犯推移	219
(9) 大麻事犯検挙人員と押収量の年次別推移	219
(10) 免許等（資格を与えるもの）一覧	220
(11) 麻薬、けし、大麻取扱者数の推移	221
(12) 向精神薬取扱者数の推移	222
(13) 麻薬取扱者数	223
(14) 向精神薬取扱者数	224
(15) 覚せい剤及び覚せい剤原料取扱者数	227
(16) 都道府県別にみた薬局数と麻薬小売業者数	228

東北厚生局の概要

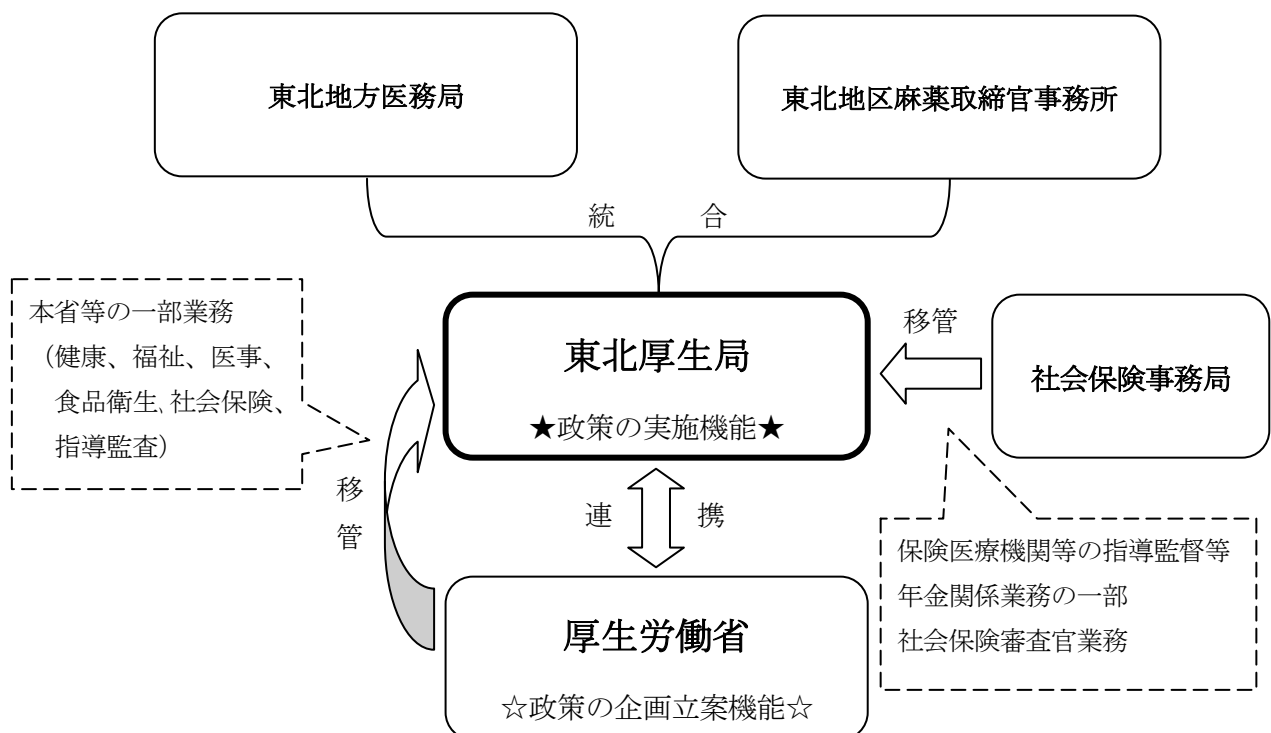
1 沿革

中央省庁等改革基本法により、平成13年1月6日に厚生省と労働省が統合され、厚生労働省が発足するとともに、東北地方医務局と東北地区麻薬取締官事務所を統合して東北厚生局が発足しました。その際、厚生労働省の一部業務が移管され、東北厚生局は、従前の国立病院・国立療養所の管理業務や麻薬取締業務、医師等国家試験などの業務に加えて、医師の臨床研修審査、保健・福祉に関する各種人材の養成施設の指定、補助金の交付等に関する事務、特定機能病院等への立入検査及び健康保険組合・厚生年金基金の指導監督等を所掌することとなりました。

その後、平成16年4月1日に国立病院・療養所が独立行政法人国立病院機構に移行したことに伴い、国立病院・国立療養所の管理業務を行っていた病院管理部は独立行政法人病院機構本部北海道東北ブロック事務所となりました。

また、日本年金機構法により、平成20年10月1日には社会保険事務局から保険医療等の指導監査業務が、平成22年1月には年金関係業務の一部と社会保険審査官業務が移管され、現在に至っています。

	◇東北地方医務局	◇東北地区麻薬取締官事務所
昭和20年12月 1日	厚生省医療局東北出張所として発足	
昭和21年12月27日	厚生省医務局東北出張所と改称	
昭和24年 6月 1日	東北医務出張所と改称	
昭和26年 4月 1日		東北地区麻薬取締官事務所発足
昭和38年 4月 1日	東北地方医務局と改称	
平成13年 1月 6日	東北厚生局 発足 (東北地方医務局と東北地区麻薬取締官事務所の統合と本省業務の一部移管)	
平成16年 4月 1日	病院管理部が独立行政法人国立病院機構本部北海道東北ブロック事務所に移管	
平成20年10月 1日	社会保険事務局の保険医療指導監査業務移管	
平成22年 1月 1日	社会保険事務局の年金関係業務の一部と社会保険審査官業務移管	



2 庁舎の所在地等 (平成22年1月1日現在)

◇総務課、企画調整課、年金管理課、指導部門、社会保険審査官

〒980-8426

仙台市青葉区花京院1丁目1-20 花京院スクエア 21階

TEL 022-726-9260 代表

FAX 022-726-9267

交通機関	仙台駅から徒歩6分		
庁舎の現況	花京院スクエア21階	事務所	950. 62㎡
		倉庫	22. 21㎡
	花京院スクエア16階	会議室	208. 74㎡

◇健康福祉部

〒980-8426

仙台市青葉区花京院1丁目1-20 花京院スクエア 13階

TEL 022-380-6020 代表

FAX 022-380-6022

交通機関	仙台駅から徒歩6分		
庁舎の現況	花京院スクエア13階	事務所	583. 77㎡

◇麻薬取締部

〒983-0014

仙台市青葉区本町3丁目2-23仙台第二合同庁舎3階

TEL 022-221-3701

FAX 022-221-3713

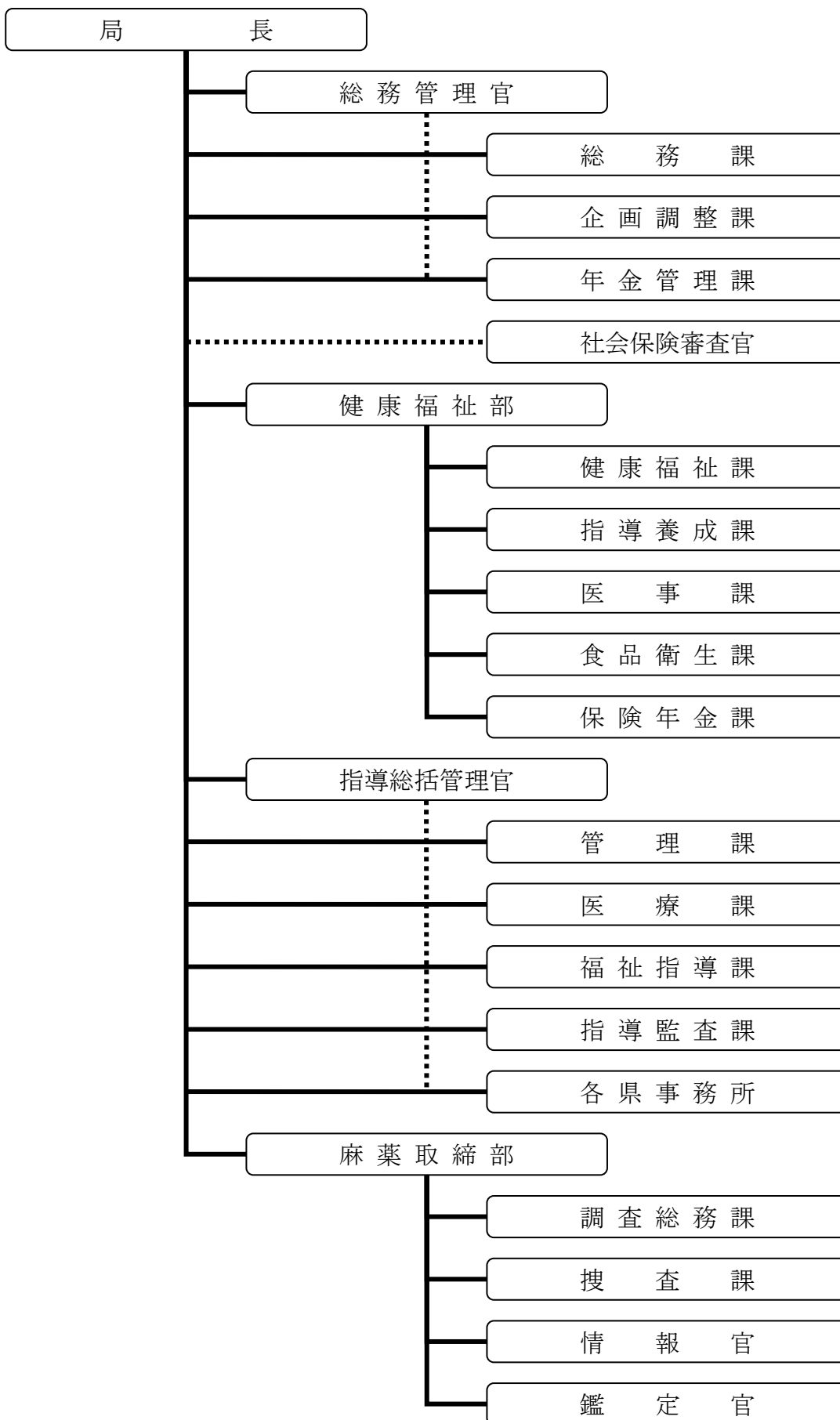
※「麻薬・覚せい剤」相談電話 TEL 022-227-5700

交通機関	仙台市営地下鉄「仙台駅」から「勾当台公園駅」下車徒歩5分		
庁舎の現況	仙台第二合同庁舎	3階	291. 11㎡
		7階	44. 76㎡

◇各県事務所

青森事務所	〒030-0862	青森県青森市古川2-20-3	朝日生命青森ビル6階 TEL 017-724-9200 代表 FAX 017-724-9202
	交通機関	JR青森駅から徒歩10分	
	庁舎面積	188.43㎡	
岩手事務所	〒020-0024	岩手県盛岡市菜園1-12-18	盛岡菜園センタービル2階 TEL 019-907-9070 代表 FAX 019-907-9072
	交通機関	盛岡都心循環バス「菜園川徳前」下車徒歩1分	
	庁舎面積	208.66㎡	
秋田事務所	〒010-0921	秋田県秋田市大町3-4-1	マニユライフプレイス秋田2階 TEL 018-800-7080 代表 FAX 018-800-7078
	交通機関	秋田中央交通「大町二丁目」下車すぐ	
	庁舎面積	173.59㎡	
山形事務所	〒990-0039	山形県山形市香澄町2-2-36	山形センタービル6階 TEL 023-609-0140 代表 FAX 023-609-0139
	交通機関	JR山形駅東口から徒歩5分	
	庁舎面積	198.28㎡	
福島事務所	〒960-8021	福島県福島市霞町1-46	福島合同庁舎4階 TEL 024-503-5030 代表 FAX 024-503-5032
	交通機関	福島交通バス「付属小前」下車2分	
	庁舎面積	233㎡	

3 組織 (平成22年1月1日現在)



4 東北厚生局の所掌事務

☆ 総 務 部 門

◆ 総 務 課

- ・機密に関すること。
- ・東北厚生局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- ・東北厚生局長の官印及び局印の保管に関すること。
- ・東北厚生局の機構及び定員に関すること。
- ・公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- ・東北厚生局の保有する情報の公開に関すること。
- ・東北厚生局の保有する個人情報の保護に関すること。
- ・東北厚生局の所掌事務に関する総合調整に関すること（企画調整課、年金指導課及び管理課の所掌に属するものを除く。）。
- ・東北厚生局の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
- ・東北厚生局所属の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- ・庁内の管理に関すること。
- ・東北厚生局の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- ・医師国家試験、歯科医師国家試験、保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験、診療放射線技師国家試験、臨床検査技師国家試験、理学療法士国家試験、作業療法士国家試験、視能訓練士国家試験、管理栄養士国家試験及び薬剤師国家試験に関する庶務を行うこと。
- ・上記に掲げるもののほか、東北厚生局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

◆ 企 画 調 整 課

- ・東北厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。
- ・東北厚生局の所掌事務に関する政策の実施に関する総合調整に関すること。
- ・医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関すること（診療関連死の調査等に関すること（技術的事項に関するものを除く。）に限る。）。
- ・都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（技術的事項に関するものを除く。）。
- ・地方社会保険医療協議会の庶務を行うこと。

◆ 年 金 管 理 課

- ・日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可に関すること。
- ・日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可に関すること。
- ・日本年金機構が滞納処分等をした場合におけるその結果の報告に関すること。
- ・日本年金機構が行う立入検査等に係る認可に関すること。
- ・日本年金機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況及びその結果の報告に関すること。
- ・日本年金機構が天災その他の事由により厚生労働大臣から委任された権限に係る事務及び委

託された事務を行うことが困難又は不適當となった場合における当該権限の行使及び当該事務の執行に関すること。

- ・ 上記に掲げるもののほか、日本年金機構の行う業務に係る監督に関すること。
- ・ 社会保険労務士に関すること（社会保険労務士法 別表第二第二号 1 に規定する社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る。）。
- ・ 年金委員に関すること。
- ・ 政府が管掌する国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の実施に関し市町村が処理する事務に関すること。
- ・ 国民年金法第百九条の二第一項に規定する学生納付特例事務法人の指定及び監督に関すること。
- ・ 国民年金法第百九条の三第一項に規定する保険料納付確認団体の指定及び監督並びに同条第三項の規定による情報提供に関すること。
- ・ 政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構、地方公共団体、事業者団体その他の関係者との連絡調整に関すること。

☆ 健康福祉部

◆ 健康福祉課

- ・ 健康福祉部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- ・ 中小企業等協同組合法、中小企業団体の組織に関する法律、エネルギーの使用の合理化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律その他の法令に関する厚生労働省が所管する事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く。）の発達、改善及び調整に関すること（これらの事業の監督に関することに限る。）。
- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十条第三項に規定する指定医療機関の指定及び監督並びに同法第十七条第三項の規定による監督（同法第二十一条において準用する場合を含む。）並びに同法第十八条第一項に規定する被爆者一般疾病医療機関の監督に関すること。
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第十三項に規定する特定感染症指定医療機関の監督に関すること。
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の十六及び第五十六条の十七の規定による三種病原体等の所持又は輸入の届出並びに同法第六条第二十二項に規定する三種病原体等又は同条第二十三項に規定する四種病原体等を所持し、又は輸入した者の監督に関すること。
- ・ クリーニング業法第七条の二第一項に規定する指定試験機関の指定及び監督並びに同法第七条の十七第一項の規定による認定及び同条第二項の規定による通知に関すること。
- ・ クリーニング師の試験に関する学力の認定に関すること。
- ・ 生活衛生同業組合及び生活衛生同業小組合の振興計画の認定及び振興計画の実施状況の報告に関すること。
- ・ 保育、助産及び母子保護の実施に要する費用並びに児童福祉施設への入所又は通所に要する費用の監査に関すること。
- ・ 児童福祉法第五十九条の五第一項の規定による緊急時の事務執行に関すること。

- ・児童扶養手当法の規定による児童扶養手当の支給に関し都道府県及び市町村が処理する事務についての監査に関すること。
- ・主任児童委員の指名に関すること。
- ・母子保健法第二十条第四項に規定する指定養育医療機関の指定及び監督に関すること。
- ・母子保健法第二十七条第一項の規定による緊急時の事務執行に関すること。
- ・母子保健法第二十条第七項において準用する児童福祉法第二十一条の四第二項及び第三項の規定による指示に関すること。
- ・児童福祉法第二十条第四項 に規定する指定療育機関の指定及び監督に関すること。
- ・児童福祉法第二十一条の四第二項 及び第三項の規定による指示に関すること。
- ・社会福祉法第七十三条第一項の規定による許可に関すること。
- ・都道府県知事及び市町村長が行う生活保護法の施行に関する事務（但し、同法第三十八条第一項に規定する保護施設については、都道府県、指定都市及び中核市の設置するものに限る。）についての監査及びこれに伴う指導に関すること。
- ・生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関及び同法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条第一項 に規定する指定介護機関の指定及び監督に関すること。
- ・消費生活協同組合の監督に関すること。
- ・民生委員及び児童委員の委嘱及び解嘱並びに表彰に関すること。
- ・戦傷病者特別援護法第十二条に規定する指定医療機関の指定及び監督並びに同法第十七条第三項の規定による監督（同法第二十条第五項において準用する場合を含む。）に関すること。
- ・戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の特別買上償還に関する証明に関すること。
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第二条の二から第二条の二の五までに規定する精神保健指定医の指定に関すること。
- ・地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第十一条第一項に規定する整備計画の認定に関すること。
- ・地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第十六条に規定する認定事業者の監督に関すること。
- ・東北厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（医事課の所掌に属するものを除く。）。

◆指導養成課

- ・救急救命士養成所の指定及び監督に関すること。
- ・診療放射線技師養成所、臨床検査技師養成所、理学療法士養成施設、作業療法士養成施設、視能訓練士養成所、臨床工学技士養成所、義肢装具士養成所、言語聴覚士養成所、あん摩マッサージ指圧師養成施設、はり師養成施設、きゅう師養成施設及び柔道整復師養成施設の指定又は認定及び監督に関すること。
- ・歯科衛生士養成所及び歯科技工士養成所の指定及び監督に関すること。
- ・保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所の指定及び監督に関すること。
- ・栄養士養成施設、管理栄養士養成施設及び調理師養成施設の指定及び監督に関すること。
- ・調理師養成施設の入学及び調理師の試験に関する学力の認定に関すること。

- ・理容師養成施設及び美容師養成施設の指定及び監督に関すること。
- ・理容師養成施設及び美容師養成施設の入学に関する学力の認定に関すること。
- ・製菓衛生師法第五条第一号の規定による指定及び当該指定を受けた製菓衛生師養成施設の監督に関すること。
- ・食品衛生法第四十八条第六項第三号の規定による登録及び当該登録を受けた食品衛生管理者の養成施設の監督に関すること。
- ・食品衛生法第四十八条第六項第四号の規定による登録に関すること。
- ・食品衛生法施行令第九条第一項第一号の規定による登録に関すること。
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第三号の規定による登録及び当該登録を受けた食鳥処理衛生管理者の養成施設の監督に関すること。
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第十二条第五項第四号の規定による登録に関すること。
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第六条第九号の規定による認定に関すること。
- ・児童福祉法第十三条第二項第一号並びに児童福祉施設最低基準第二十八条第一号、第四十三条第一号及び第八十二条第三号の規定による指定並びに児童福祉法施行規則第六条の八第二項及び第三項並びに同条第四項において準用する児童福祉法施行令第五条第三項から第七項まで（第六項を除く。）の規定による監督に関すること。
- ・児童福祉法第十八条の六第一号に規定する指定保育士養成施設の指定及び監督に関すること。
- ・社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号に規定する社会福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する社会福祉士一般養成施設等の指定及び監督に関すること。
- ・社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号から第三号までの規定による指定及び当該指定を受けた養成施設の監督に関すること。
- ・社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号及び附則第二条第一項の規定による指定並びに当該指定を受けた高等学校等の監督に関すること。
- ・社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二十二条第四項の規定による届出及び第二十三条の二第四項の規定による報告書の受理に関すること。
- ・社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第十二条、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第十三条及び社会福祉に関する科目を定める省令第十条の規定による名簿の受理に関すること。
- ・社会福祉に関する科目を定める省令第五条の規定による確認に関すること。
- ・社会福祉法第十九条第一項第二号及び第四号の規定による指定並びに当該指定を受けた養成機関及び講習会の課程の監督に関すること。
- ・身体障害者福祉法第十二条第五号の規定による指定に関すること。
- ・知的障害者福祉法第十四条第五号の規定による指定に関すること。
- ・精神保健福祉士法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等及び同条第三号に規定する精神保健福祉士一般養成施設等の指定及び監督に関すること。

◆医 事 課

- ・原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関する総括に関すること。
- ・医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関すること（企画調整課の所掌に属するものを除く）。

- ・医師の確保に関すること。
- ・医師及び歯科医師の臨床研修に関すること。
- ・医師等の行政処分に係る調査の実施に関すること。
- ・行政処分を受けた医師等に対する再教育の実施に関すること。
- ・医薬品及び医療機器の製造業並びに医療機器の修理業の許可に関すること。
- ・毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録及び取締りに関すること。
- ・不良な医薬品又は不正な表示のされた医薬品等の取締りの実施に関すること。
- ・薬事監視員に関すること。
- ・薬事法 に規定する指定薬物の取締りの実施に関すること。
- ・毒物劇物監視員に関すること。
- ・医療観察法第六条第二項の精神保健判定医及び医療観察法第十五条第一項の精神保健参与員に関すること。
- ・医療観察法第十六条の規定による指定医療機関の指定及び医療観察法第八十二条第二項の規定による指定医療機関の指導等に関すること。
- ・医療観察法第四十三条第三項（医療観察法第五十一条第三項又は第六十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定入院医療機関又は指定通院医療機関の選定、医療観察法第四十五条第一項の規定による決定の執行その他医療観察法第四十二条第一項第一号若しくは第六十一条第一項第一号の決定又は医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号の決定を受けた者に対する医療に関すること。
- ・都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（企画調整課の所掌に属するものを除く。）。
- ・東北厚生局の所掌事務に係る補助金等の交付に関すること（医師の臨床研修に関するものに限る）。

◆食品衛生課

- ・健康増進法第三十二条の三第一項及び第二項に規定する勧告及び命令に関すること。
- ・健康増進法第三十二条の三第三項において準用する同法第二十七条第一項に規定する検査及び収去に関すること。
- ・総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認に関すること。
- ・食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りの実施に関すること。
- ・食品衛生法第二十五条第一項並びに同法第二十六条第一項、第二項及び第三項の規定による登録並びに当該登録を受けた者の監督に関すること。
- ・食品衛生法第二十七条の規定による届出がなされた食品等に係る検疫所が行う試験及び検査の業務に関する定期的な点検及びその点検の結果に基づく助言に関すること。
- ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二十一条第一項に規定する指定検査機関の指定及び監督に関すること。

◆保険年金課

- ・健康保険法第七条の三十八第一項の規定による全国健康保険協会に対する報告の徴収、質問及び検査に関すること。

- ・全国健康保険協会が行う国税滞納処分の例による処分に関する認可に関すること。
- ・健康保険組合の行う業務の監督に関すること。
- ・厚生年金基金及び国民年金基金の監督に関すること。
- ・確定給付企業年金事業及び確定拠出年金事業（事業主に係るものに限る。）に関する監督に関すること。

☆ 指 導 部 門

◆管 理 課

- ・東北厚生局の所掌事務（健康福祉部、麻薬取締部、総務課、企画調整課及び年金管理課の所掌に属するものを除く。）に関する総合調整に関すること。
- ・二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人（特別医療法人を除く。）の監督（設立の認可、解散の認可、残余財産の処分の認可、合併の認可、業務の停止の命令、役員解任の勧告及び設立認可の取消しに関するものを除く。）に関すること。
- ・租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十五第一項第一号、租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第五条の十八第二項及び第二十条の十七第六項並びに法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第五条第六号、第六条第四号及び第七号の証明に関すること。
- ・後期高齢者医療広域連合の行う業務についての指導に関すること。
- ・後期高齢者医療制度において市町村が処理する事務についての指導に関すること。
- ・後期高齢者支援金等の額の算定についての指導に関すること。
- ・国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務、障害者自立支援事業関係業務及び児童福祉事業関係業務を除く。）についての指導に関すること。
- ・社会保険診療報酬支払基金の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。）の監督に関すること。
- ・指導監査課及び東北厚生局の管轄区域内の分室（第七百三十五条の二に規定するものに限る。）の所掌事務の運営に関すること。
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に関する情報の管理に関すること。

◆医 療 課

- ・指導監査課及び東北厚生局の管轄区域内の分室（第七百三十五条の二に規定するものに限る。）の行う業務に関する事務の指導及び監督に関すること。
- ・次に掲げる事務のうち、東北厚生局長が必要があると認めた特定事項に関すること。
 - イ 国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること。
 - ロ 医療監視員に関すること。
 - ハ 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（東北厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。

ニ 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。

◆福祉指導課

- ・社会福祉法人の認可及び監督に関すること。
- ・障害者自立支援法第十一条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示の命令等に関すること。
- ・老人福祉法 の規定による福祉の措置の実施に関する監査に関すること。
- ・老人福祉法第三十四条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関すること。
- ・介護保険法第二十四条第一項及び第二項の規定による帳簿書類等の提示等に関すること。
- ・介護保険法第百二条第二項及び第百四条第三項の規定による指示に関すること。
- ・介護保険法の規定による業務管理体制の整備に関する監督に関すること。
- ・介護保険法第百九十七条の規定による報告の徴収等（同条第一項及び第二項の規定によるものに限る。）に関すること。
- ・介護保険法第二百三条の二第一項の規定による緊急時における事務執行に関すること。

◆指導監査課 ※東北厚生局の所在する宮城県に係るもの

- ・国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること。
- ・医療監視員に関すること。
- ・健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（東北厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。
- ・東北地方社会保険医療協議会に置かれる宮城部会の庶務を行うこと。

◆各 県 事 務 所 ※東北厚生局の管轄する区域（宮城県を除く）に係るもの

- ・国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること。
- ・医療監視員に関すること。
- ・健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（東北厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと。
- ・保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと。
- ・東北地方社会保険医療協議会に置かれる部会の庶務を行うこと。

☆麻 薬 取 締 部

◆調査総務課

- ・麻薬取締官の養成及び研修に関すること。

- ・麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第五項に規定する罪の捜査に関する公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- ・麻薬等に関する取締りの実施に関すること（捜査課、情報官並びに鑑定官の所掌に属するものを除く。）。
- ・上記に掲げるもののほか、麻薬取締部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

◆捜 査 課

- ・麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪の捜査に関すること。

◆情 報 官

- ・麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものを除く。）に関する情報の収集及び分析に関すること。
- ・麻薬等及び覚せい剤原料の鑑定に関すること。
- ・麻薬取締官の養成及び研修に関すること（麻薬等及び覚せい剤原料の鑑定に関するものに限る。）。

◆鑑 定 官

- ・麻薬等及び覚せい剤原料の鑑定に関すること。

☆社会保険審査官

- ・健康保険法（大正十一年法律第七十号）第百八十九条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百三十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第九十条（同法第百六十九条において準用する場合を含む。）及び石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第三十三条第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第百一条（同法第百三十八条において準用する場合を含む。）並びに厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第八条（年金給付遅延加算金支給法附則第二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による審査請求の事件を取り扱うこと。

各業務の概要

I 総務課

総務課は、東北厚生局の総務、人事給与、研修、福利厚生その他、厚生労働省が所管する国家試験業務及び東北厚生局が保有する行政文書の情報公開等に関する業務を行っています。

1 行政文書開示請求業務

(1) 概要

国の行政機関が保有する情報の公開（開示）請求手続きを定めた「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）に基づき、開示請求に係る業務を行っています。

(2) 根拠法令

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(3) 実績

- ① 開示請求件数 689 件
- ② 開示件数 667 件

2 保有個人情報開示請求業務

(1) 概要

行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めた「行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律」（行政機関個人情報保護法）に基づき、開示請求に係る業務を行っています。

(2) 根拠法令

行政機関が保有する個人情報の保護に関する法律

(3) 実績

- ① 開示請求件数 0 件
- ② 開示件数 0 件

3 国家試験業務

(1) 概要

受験願書の受付、受験票の交付、試験の実施、合格発表に関する業務を行っており、平成 21 年度においては、以下の 11 種の国家試験を実施しました。

- ①医師 ②歯科医師 ③保健師④助産師 ⑤看護師 ⑥診療放射線技師 ⑦臨床検査技師
- ⑧理学療法士 ⑨作業療法士 ⑩薬剤師 ⑪管理栄養士

(2) 実績

平成 21 年度 東北厚生局国家試験実施実績

国家試験名	試験日	受験地	東北出願者数	東北受験者数	合格率(東北) (%)	合格率(全国) (%)
第 104 回 医師国家試験	H22.2.13 (土)	宮城県	592	586	91.8	89.2
	H22.2.14 (日)					
	H22.2.15 (月)					
第 103 回 歯科医師国家試験	H22.2.6 (土)	宮城県	299	223	64.1	69.5
	H22.2.7 (日)					
第 96 回 保健師国家試験	H22.2.19 (金)	宮城県	1,055	1,045	84.4	86.6
		青森県				
第 93 回 助産師国家試験	H22.2.18 (木)	宮城県	164	164	76.8	83.1
		青森県				
第 99 回 看護師国家試験	H22.2.21 (日)	宮城県	3,880	3,808	89.3	89.5
		青森県				
第 62 回 診療放射線技師国家試験	H22.2.25 (木)	宮城県	96	95	76.8	80.0
第 56 回 臨床検査技師国家試験	H22.2.24 (水)	宮城県	139	136	61.7	67.8
第 45 回 理学療法士国家試験	H22.2.28 (日)	宮城県	462	456	92.1	92.6
第 45 回 作業療法士国家試験	H22.2.28 (日)	宮城県	495	490	76.1	82.2
第 95 回 薬剤師国家試験	H22.3.6 (土)	宮城県	325	290	36.5	56.4
	H22.3.7 (日)					
第 24 回 管理栄養士国家試験	H22.3.21 (日)	宮城県	2,111	1,967	18.4	32.2
計	—	—	9,618	9,260	—	—

II 企画調整課

企画調整課は、東北厚生局の所掌事務に関する総合的な企画立案及び調整を行うため、平成 20 年 4 月に新設された課です。

- 1 地方厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。
- 2 地方厚生局の所掌事務に関する政策の実施に関する総合調整に関すること。

(1) 概要

企画調整課は、東北厚生局の所掌する事務に関する総合的な企画立案や調整を担当しています。

平成 21 年度は、旧社会保険事務局で行っていた年金業務の一部等が移管されたことに伴う東北厚生局の組織再編への対応や、それまでの東北厚生局が実施する事業に関する計画の策定及び評価等を行う仕組みが整備されていなかったことに対応するため、各課の事業毎に目標を明確化し、計画性をもって事業を進めるとともに、事業毎の進捗管理を実施すること等を目的として、事業計画の策定及び評価をする仕組みを導入しました。

また、これまで厚生労働省本省で行われていた「国民の皆様の声」（厚生労働行政に対する意見、提案及び苦情等）の集計、公表が、地方支分部局に寄せられたものも同様に扱うこととなったことに伴い、東北厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」について、集計し、厚生労働省の担当部局に報告しています。

(2) 実績

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 東北厚生局組織再編 | 平成 22 年 1 月 1 日 |
| ② 事業計画の策定及び評価制度の導入 | 平成 21 年 4 月 1 日～ |
| ③ 「国民の皆様の声」の集計業務 | 平成 22 年 2 月 26 日～ |

- 3 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関すること（診療関連死の調査等に関すること（技術的事項に関するものを除く。）に限る。）

(1) 概要

医療は、国民が安心して健康に暮らす上で欠かすことができないものです。一方、医療事故は相次いで発生しており、場合によっては、死亡などの不幸な結果につながるものもあることから、医療の安全を確保することは、とても重要な課題です。

厚生労働省においては、医療の安全を確保するため、有識者からなる検討会における検討や意見募集に寄せられた意見を踏まえながら、医療事故を調査・評価する仕組みについて検討しています。

東北厚生局においては、そのような仕組みの重要性についての国民の理解を求めめるための活動を行っています。

(2) 実績

「医療安全についてのこれまでの取り組みと今後の課題」と題して、秋田県及び山形県の

民生委員等に対し講演を行うとともに、医療安全に対する意識等を把握するためアンケート調査を行い、厚生労働省に報告しました。

(秋田県)

講演先 平成 21 年度民生委員児童委員協議会会長研修
日時 平成 21 年 12 月 18 日 (金)
参加者 120 名

(山形県)

講演先 平成 22 年度民生委員児童委員協議会総会並びに単位民児協会会長研修
日時 平成 22 年 3 月 11 日 (木)
参加者 100 名

「診療行為に関連した調査分析モデル事業」(厚生労働省補助事業)の更なる事業の展開を図るため、モデル事業宮城地域事務局(窓口:東北大学病院内モデル事業事務局)と合同で宮城県内の医療機関及び関連団体を対象に講演会を開催しました。

名称 「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」講演会
日時 平成 21 年 9 月 5 日 (土)
参加団体及び医療機関数 30 機関
参加者 76 名

4 地方社会保険医療協議会の庶務

(1) 概要

地方社会保険医療協議会とは、保険医療機関及び保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消しについて、厚生労働大臣(省令で東北厚生局長に委任)の諮問に応じて審議し、文書を持って答申するほか、自ら文書を持って建議することができる国の審議会であり、平成 20 年 10 月に旧社会保険事務局から地方厚生局に移管されました。

企画調整課は東北厚生局に設置されている東北地方社会保険医療協議会について、会議の準備や委員の委嘱等の庶務を担当しています。なお、保険医療機関及び保険薬局の指定について協議するため、各県に部会を設置しており、その庶務は各県事務所(宮城県は指導監査課)が行っています。

(2) 根拠法令等

- ① 社会保険医療協議会法第 1 条第 2 項
- ② 社会保険医療協議会令第 1 条第 1 項
- ③ 東北地方社会保険医療協議会議事規則

(3) 実績

開催日 平成 21 年 4 月 21 日 (火)
名称 第 2 回東北地方社会保険医療協議会

- 議 題
- ・平成 20 年度 保険医療機関及び保険薬局の新規指定及び指定の更新について（報告）
 - ・平成 20 年度 保険医療機関及び保険薬局の個別指導及び監査結果について（報告）
 - ・平成 21 年度 指導の方針について（説明）

開催日 平成 21 年 10 月 28 日（水）

名 称 第 3 回東北地方社会保険医療協議会

- 議 題
- ・部会に属すべき委員及び臨時委員について
 - ・平成 21 年度上半期保険医療機関及び保険薬局の新規指定及び指定の更新について（報告）
 - ・元保険医療機関等及び元保険医等の取消相当の取扱いについて（説明）

5 都道府県医療費適正化計画その他の医療に要する費用の適正化の推進に関する地方公共団体その他の関係者との連絡調整に関すること（技術的事項に関するものを除く。）。

（1）概要

医療費適正化計画とは、今後の国民の健康と医療のあり方を展望し、国民の生活の質を確保・向上する形で医療そのものの効率化を目指すために策定された計画です。

本計画を円滑に実施するためには都道府県、医療保険の保険者、医療機関など多様な主体の連携と協力が必要になります。そこで東北厚生局では「東北圏広域地方計画」（国土交通省所管）に係る活動を通じて、県やその他関係機関と情報交換等を行っています。

（2）根拠法令等

- ① 高齢者の医療の確保に関する法律第 8 条第 1 項
- ② 全国医療費適正化計画
- ③ 医療費適正化に関する施策についての基本的な方針（医療費適正化基本方針）
- ④ 東北圏広域地方計画（平成 21 年 8 月 4 日 国土交通大臣決定）

（3）実績

東北圏広域地方計画に盛り込まれた「地域医療支援プロジェクト」を推進するためのプロジェクトチーム（以下「PT」という。）の主査機関として PT 会議を開催し、PT メンバーである県（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県）及び国の地方支分部局（東北地方整備局、東北総合通信局、東北経済産業局）の担当者と意見交換を行うとともに、地域医療に詳しい大学教授を招聘し、地域医療に係る問題意識の共有を図りました。

開催日 平成 21 年 8 月 26 日（水）

名 称 第 1 回地域医療支援取組推進プロジェクトチーム会議

- 議 題
- ・プロジェクトチーム設置規定について（審議）
 - ・東北圏広域地方計画及び広域ブロック自立施策等推進調査費について

(制度説明)

- ・『「東北圏における救急医療体制の課題分析等」に関する調査』の調査項目について（説明）
- ・地域医療再生計画の作成状況について（報告）
- ・意見交換

開催日 平成 22 年 3 月 5 日（金）

名 称 第 2 回地域医療支援取組推進プロジェクトチーム会議

議 題 ・「東北圏における救急医療体制の課題分析等」に関する調査（中間報告）
・その他

また、P T活動の基礎とするため「東北圏における救急医療体制の課題分析等」に関する調査（平成 21 年度広域ブロック自立施策等推進調査費）を行い、県及び国の地方支分部局との連絡連携の下、東北圏域における医療資源の需給動向等、東北圏として共有出来る基礎データを最新の情報に基づき整理・分析しました。当該データは報告書としてまとめ、関係他省地方支分部局並びに東北圏 7 県等関係団体に対し今後の業務の参考に資する情報として提供しました。

Ⅲ 年金管理課

平成 22 年 1 月、社会保険庁が廃止され、日本年金機構が設立されたことに伴い、公的年金制度は、厚生労働大臣が公的年金に係る財政責任・管理運営責任を担う一方、日本年金機構は、厚生労働大臣から委任・委託を受け、その直接的な監督のもとで、公的年金に係る一連の業務（適用、徴収、記録管理、相談、裁定、給付等）を担うこととなりました。

年金管理課は、日本年金機構が行う年金業務の指導監督を行うため、平成 22 年 1 月に新設されました。

1 日本年金機構が行う滞納処分等の認可

(1) 概要

日本年金機構が滞納処分を行うに当たっては、厚生年金保険法等社会保険各法により、事前に厚生労働大臣の認可（地方厚生局長へ権限が委任）を受けなければならないと規定されています。

このため、東北厚生局では、日本年金機構東北ブロック本部または各年金事務所から提出される滞納処分の認可申請について、認可要領（平成 22 年 1 月 1 日付厚生労働省年金局長通知「日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い地方厚生（支）局長に移管・委任される事務の取扱いについて」）に基づき認可しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条の 6 第 1 項、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 健康保険法第 204 条の 3 第 1 項、第 205 条第 1 項
- ③ 国民年金法第 109 条の 6 第 1 項、第 109 条の 9 第 1 項
- ④ 船員保険法第 153 条の 3 第 1 項、第 153 条の 7 第 1 項
- ⑤ 児童手当法施行令第 7 条の 3 第 1 項
- ⑥ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 32 条の 3 第 1 項、第 32 条の 6 第 1 項
- ⑦ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 18 条第 1 項、第 20 条第 1 項

(3) 実績

平成 22 年 1 月～3 月の認可状況

区 分	申請件数	認可件数
厚生年金保険	32 件	32 件
国民年金	16 件	16 件
計	48 件	48 件

2 日本年金機構の徴収職員・収納職員の認可

(1) 概要

日本年金機構が行う滞納処分については機構の「徴収職員」が行うこととされ、また、収納事務については機構の「収納職員」が行うことと規定されております。

これら「徴収職員」及び「収納職員」については、機構理事長が任命することになりますが、その任命に当たっては、厚生労働大臣の認可（地方厚生局長へ権限が委任）を受けなければならないと規定されています。

このため、東北厚生局では、日本年金機構東北ブロック本部から提出される認可申請について、認可要領（平成 22 年 1 月 1 日付厚生労働省年金局長通知「日本年金機構の設立に伴う関係政令等の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い地方厚生（支）局長に移管・委任される事務の取扱いについて」）に基づき認可しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条の 6 第 2 項、第 100 条の 11 第 2 項、第 100 条の 9 第 1 項・第 2 項
- ② 国民年金法第 109 条の 6 第 2 項、第 109 条の 11 第 2 項、第 109 条の 9 第 1 項・第 2 項
- ③ 健康保険法第 204 条の 3 第 2 項、第 204 条の 6 第 2 項、第 205 条第 1 項・第 2 項
- ④ 船員保険法第 153 条の 3 第 2 項、第 153 条の 6 第 2 項、第 153 条の 7 第 1 項・第 2 項
- ⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第 32 条の 3 第 2 項、第 32 条の 8 第 2 項、第 32 条の 6 第 1 項・第 2 項
- ⑥ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 18 条第 2 項、第 22 条第 2 項、第 20 条第 1 項・第 2 項
- ⑦ 児童手当法施行令第 7 条の 3 第 1 項

(3) 実績

平成 22 年 1 月～3 月の認可書の発行件数

区 分	申請件数	認可件数
徴 収 職 員	3 件	3 件
収 納 職 員	(1) 件	(1) 件
計	3 件	3 件

(注) 収納職員の認可申請 1 件は、徴収職員の認可申請と同時に提出されたものである。

3 日本年金機構が行う立入検査等の実施に係る認可

(1) 概要

日本年金機構が立入検査等を行うに当たっては、事前に厚生労働大臣の認可（地方厚生局長へ権限が委任）を受けなければならないと規定されています。

このため、東北厚生局では、日本年金機構東北ブロック本部から提出される、厚生年金保険等の未適用事業所及び適用事業所に対する立入検査等の実施の認可申請について、認可要領（平成 22 年 1 月 1 日付厚生労働省年金局長通知に定められた「日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の施行に伴い地方厚生（支）局長に移管・委任さ

れる事務の取扱いについて」)に基づき認可しています。

(2) 根拠法令

- ① 厚生年金保険法第 100 条第 1 項、第 100 条の 8、第 100 条の 9 第 1 項
- ② 健康保険法第 198 条第 1 項、第 204 条の 5、第 205 条第 1 項
- ③ 船員保険法第 146 条第 1 項、第 153 条の 5、第 153 条の 7 第 1 項

(3) 実績

平成 22 年 1 月～3 月の認可書の発行件数

- ・ 申請件数 5 件
- ・ 認可件数 5 件

4 社会保険労務士に関する業務

(1) 概要

厚生労働大臣が所掌する社会保険労務士法に関する業務のうち、社会保険諸法令に関するものは、地方厚生局長に委任されており、主なものは次のとおりです。(労働諸法令に関するもの等は、都道府県労働局長へ委任されています。)

- ① 開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人に対する業務報告の徴収及び立入検査
- ② 懲戒事由の通知の受理
- ③ 社会保険労務士会の総会決議の取消及び役員解任の命令
- ④ 社会保険労務士会に対する業務報告の徴収、勧告及び調査
- ⑤ 社会保険労務士会が社会保険労務士に対して注意勧告を行った場合の報告

(2) 根拠法令

- ① 社会保険労務士法第 30 条
- ② 社会保険労務士法施行規則第 22 条の 2、第 34 条

(3) 実績

平成 22 年 1 月から 3 月までの間は、該当事案はありません。

5 年金委員に関する業務

(1) 概要

年金委員は日本年金機構法第 30 条に基づき、厚生年金保険の適用事業所の事業主の推薦(以下、「職域型」という。)または市町村長等の推薦(以下、「地域型」という。)によって、厚生労働大臣が委嘱します。

地方厚生局は、年金委員の委嘱等に関する手続、委員名簿の管理や日本年金機構ブロック本部への指示・伝達等の業務を行います。

(2) 根拠法令等

- ① 日本年金機構法第 30 条
- ② 日本年金機構の業務運営に関する省令第 4 条、第 11 条

(3) 実績

東北管内の年金委員（平成 22 年 3 月 31 日現在）

区 分	年 金 委 員 数
職 域 型	12,407 名
地 域 型	744 名
計	13,151 名

6 国民年金事務費交付金に関する業務

(1) 概要

基礎年金や福祉年金、特別障害給付金等に係る事務の一部は、市町村が法律によって義務付けられている事務（以下、「法定受託事務」という。）と、義務はないものの公的年金制度の円滑な実施のために協力して実施する（以下、「協力・連携事務」という。）の 2 つに分けられます。

国民年金事務費交付金は、これらの事務に要した費用を市町村へ交付するもので、市町村から、地方厚生局を経由して厚生労働大臣に交付申請することとされています。

(2) 根拠法令

- ① 国民年金法 第 86 条
- ② 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令
- ③ 国民年金の事務費交付金の算定に関する省令
- ④ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律 第 20 条
- ⑤ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令

(3) 実績

平成 21 年度交付額（平成 22 年 3 月 31 日現在）

① 法定受託事務（基礎年金等・福祉年金・特別障害給付金）

市町村数	概算交付額（単位：円）				交 付 決定額 （単位：円）	精 算 交付額 （単位：円）
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	合 計		
228	529,395,000	396,981,000	397,576,000	1,323,952,000	1,907,735,325	583,783,325

② 協力・連携事務

市町村数	概算交付額 (単位:円)				交付決定額 (単位:円)	精算交付額 (単位:円)
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	合 計		
228	67,933,000	50,913,000	51,196,000	170,042,000	266,221,585	96,179,585

7 学生納付特例事務法人に関する業務

(1) 概要

学生納付特例事務法人は、大学や専門学校等の学生・生徒である国民年金第1号被保険者の委託を受けて、保険料の学生納付特例申請に関する事務を代行できるようにするもので、学生納付特例事務法人となるためには、厚生労働大臣の指定が必要です。

地方厚生局は、学生納付特例事務法人の指定のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や法人指定の取り消し等の事務を行います。

(2) 根拠法令

- ① 国民年金法第109条の2、第109条の9
- ② 国民年金法施行規則第83条の4

(3) 実績

平成22年1月から3月までの間に、新たに指定等を行った法人、教育施設はありません。

- (4) 東北管内の学生納付特例事務法人又は教育施設数(平成22年3月31日現在)
11校

8 保険料納付確認団体に関する業務

(1) 概要

保険料納付確認団体は、同種同業者の団体が厚生労働大臣の指定を受け、この団体を通して、会員である国民年金第1号被保険者が、自分の保険料納付状況を定期的に確認する仕組みです。

地方厚生局は、団体の指定のほか、不適切な事務処理があった場合の改善命令や指定の取り消し等の事務を行います。

(2) 根拠法令

- ① 国民年金法第109条の3、第109条の9
- ② 国民年金法施行規則第83条の6

(3) 実績

平成22年1月から3月までの間に、新たに指定等を行った団体はありません。

(4) 東北管内の保険料納付確認団体数(平成 22 年 3 月 31 日現在)
3 団体

IV 健康福祉課

健康福祉課は、平成20年10月の組織再編に伴い、旧健康課と旧福祉課の業務を引き継ぐとともに、健康福祉部の所掌事務に関する総合調整を行うため新設された課です。

1 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務

(1) 概要

中小企業等協同組合とは、中小企業者が、公正な経済活動の確保及び経済的地位の向上を図ることを目的として、相互扶助の精神に基づき共同して事業を行う組織をいいます。

事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合の種類があります。

事業協同組合等の設立及び定款変更等の認可については、中小企業等協同組合法第111条第1項第1号の規定により、地区が都道府県の区域をこえるものにあつては、その組合員の資格として定款に定められる事業の所管大臣の権限となっています。

中小企業等協同組合法施行令第34条第1項第2号の規定により、組合員の資格として定款に定められる事業（職業紹介事業、労働者供給事業及び労働者派遣事業を除く）の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するもの（全国を地区とするものを除く）について、主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生（支）局長に、権限が委任されています。

(2) 根拠法令等

① 設立の認可	中小企業等協同組合法第27条の2第1項
② 定款変更の認可	中小企業等協同組合法第51条第2項
③ 解散の届出の受理	中小企業等協同組合法第62条第2項
④ 合併の認可	中小企業等協同組合法第66条第1項
⑤ 決算関係書類の受理	中小企業等協同組合法第105条の2第1項
⑥ 役員の変更の届出	中小企業等協同組合法第35条の2

(3) 実績

① 定款変更認可	6件
② 決算関係書類の受理	18組合
③ 役員変更届の受理	7件

(4) 管轄する中小企業等協同組合数 20組合

2 改正感染症法の施行に伴う病原体等の管理

(1) 概要

近年の海外における感染症の発生の状況等を踏まえ、生物テロによる感染症の発生及び蔓延を防止する対策を含めた総合的な感染症予防対策を推進するため、平成18年12月、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正されました。

これにより、病原体・毒素のうち特定のものが生命・健康に対する影響に応じて、一種から

四種に分類され、病原体等の所持等を規制する制度が創設されました。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第32条の規定により、次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています（平成19年6月より施行）。

(2) 根拠法令等

① 指定医療機関への報告の請求・検査	感染症法第43条第1項
② 三種病原体等の所持・変更の届出受理	感染症法第56条の16
③ 三種病原体等の輸入の届出受理	感染症法第56条の17
④ 三種、四種病原体等の所持者（輸入者）からの報告徴収	感染症法第56条の30
⑤ 三種、四種病原体等所持施設への立入検査	感染症法第56条の31第1項
⑥ 三種、四種病原体等の所持施設への改善命令	感染症法第56条の32
⑦ 三種、四種病原体等の所持者への災害時の措置命令	感染症法第56条の37

(3) 実績

① 三種病原体等所持届出書の受理	1件
② 三種病原体等所持届出変更届出書の受理	4件
③ 三種病原体等輸入届出書の受理	0件
④ 立入検査（定期検査）	4件
⑤ 立入検査（特別検査）	0件

(4) 三種病原体等所持施設数 14施設

3 クリーニング師の試験に関する学力認定業務（クリーニング師試験の受験資格の認定）

(1) 概要

クリーニング業を営む者は、クリーニング所（洗濯物の受取及び引渡のみを行うものを除く）ごとに1人以上のクリーニング師を置かなければならないとされています。

クリーニング師の試験は都道府県知事が行うこととされ、クリーニング業法第7条第3項の規定により、この試験を受けることができるのは、学校教育法第57条に規定する者（中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者等）とされています。受験資格において、同条に該当しない者でも、クリーニング業法附則（昭和30年8月10日）第5項の規程により、旧国民学校令による国民学校の高等科を修了した者等又はクリーニング業法施行規則に定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第57条に規定する者とみなすとされています。

具体的には、クリーニング業法施行規則附則（昭和30年9月21日）第2項第6号により、地方厚生（支）局長において国民学校の高等科を修了した者等とおおむね同等の学力を有すると認めることができると認定した者は、試験を受けることができます。

(2) 根拠法令等

クリーニング師の試験に 関する学力の認定	クリーニング業法施行規則附則(昭和30年9月21日) 第2項第6号
-------------------------	--------------------------------------

(3) 実績

クリーニング師の試験に関する学力の認定 1名

4 生活衛生同業組合の振興計画の認定業務

(1) 概要

生活衛生同業組合とは、生活衛生関係事業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るため、政令で定められている業種(18業種)毎に組織されたものであり、設立に関しては厚生労働大臣の認可を受けなければなりません。

各生活衛生同業組合は、組合員である生活衛生関係事業者の営業の振興を図るための振興計画を作成し、地方厚生局長の認定を受けることができます。この計画は、厚生労働省が業種を指定して定める振興指針に適合し、かつ政令で定める一定の基準に適合しなければなりません。

この認定を受けることによって、株式会社日本政策金融公庫(生活衛生融資)から、振興計画に基づく施設設備整備及び振興計画を実施するための運転資金の融資が受けられるとともに、租税特別措置法の定めるところによって、振興事業に基づいて整備する共同施設については、減価償却の特例が認められます。

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則第30条の規定により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

【減価償却の特例の内容】

租税特別措置法第44条の5の規定に基づき、協同施設の取得年度において、当該共同施設の取得価額の8%の特別償却が認められます。

(2) 根拠法令等

① 生活衛生同業組合の振興計画の認定及び取消	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第1項、第3項及び同法施行令第6条第2項
② 生活衛生同業組合の振興計画の変更認定	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第6条第1項
③ 生活衛生同業組合の振興計画の実施状況報告書の受理	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第56条の3第4項

(3) 実績

振興計画の変更認定 12組合

(飲食店営業(めん類)、旅館業、及び浴場業の振興計画が全面改正されたことに伴う)

(4) 管内の振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合数

67組合

5 児童扶養手当の支給事務に関する都道府県及び市町村の指導（技術的助言）に関する業務

（1）目的

児童扶養手当とは、母子家庭の生活の安定と自立を促進するため設けられた制度であり、児童扶養手当法に基づき、都道府県及び市区町村が支給事務を行っています。

東北厚生局では、都道府県及び市町村に対し、その児童扶養手当支給事務に関する指導（技術的助言）を行うことにより、児童扶養手当制度の円滑な実施を図ることを目的としています。

（2）根拠法令等

- ① 地方自治法第245条の4（技術的助言）
- ② 児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱
- ③ 児童扶養手当支給事務指導監査実施方針（地方厚生局）

【主な指導内容】

1. 都道府県及び市の児童扶養手当支給事務の実施体制
2. 都道府県本庁から管内市区町村への指導の状況
3. 指定都市本庁から管内行政区への指導の状況
4. 都道府県及び市の児童扶養手当支給事務の事務処理状況
5. 前回指導監査の指摘事項に対する是正改善状況

（3）実績

平成21年度は下記の自治体に対し指導監査を行い、必要な技術的助言を行いました。

- 6月 気仙沼市、花巻市
- 7月 山形県庁、天童市
- 9月 十和田市、弘前市
- 10月 由利本荘市、大仙市
- 2月 福島市、いわき市

6 県等が設置する保護施設の指導監査関係及び県等が行う生活保護法による保護施設の指導監査に対する技術的助言

（1）概要

保護施設とは、生活保護法第38条に定められた施設であり、例えば、身体上又は精神上の著しい障害があるため、日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うこと等を目的とした施設（救護施設）等の総称です。

これら保護施設は、社会福祉法人等が都道府県の認可を受けて設置する場合や、自治体自ら設置する場合があります。

このうち、社会福祉法人等が設置する保護施設については、事業を認可した都道府県が指導監査を行っていますが、自治体自らが設置した保護施設について、地方厚生局が指導監査を行っています。

当局では、都道府県、政令市又は中核市（以下「県等」という。）が設置した保護施設の適正な施設運営の確保に資することを目的として、関係法令、通知に照らして施設運営が適正に行われているかを確認し、併せて運営全般について指導を行っています。

また、県等が実施する社会福祉法人等が設置する保護施設に対する指導監査について技術

的助言を行っています。

主な指導内容は以下のとおりです。

(対施設)

1. 施設の運営状況
2. 入所者処遇関係等

(対県等)

1. 県等の指導監督体制
2. 監査の実施状況
3. 保護施設入所者等の状況
4. 指導監査実施要領の策定状況等
5. 施設の問題点の把握及び継続指導の状況等

(2) 根拠法令等

- ① 生活保護法第23条
- ② 地方自治法第245条の4

(3) 実績

- ① 保護施設に対する指導監査
2施設 (5月 宮城県太白荘、6月 山形県立みやま荘)
- ② 県等に対する技術的助言
実績なし

(4) 対象となる保護施設数

4施設

(5) 対象となる県等数

5県4市

7 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合の設立認可、定款変更認可等の指導監督業務

(1) 概要

消費生活協同組合は、「国民の自発的な生活協同組織の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期する」ことを目的として、消費生活協同組合法に基づき組織・運営されるものです。一定の地域又は職域による人と人との結合によること、組合員の生活の文化的経済的改善向上をめざすこと、非営利であること等が原則とされています。また、行う事業の種類は、供給（共同購入、店舗供給等）、利用（病院、食堂等）、共済（生命、火災、自賠責等）等に限定されています。

消費生活協同組合等の設立及び定款変更等の認可については、消費生活協同組合法第97条の規定により、地区が都道府県の区域を超えるものについては厚生労働大臣、超えないものについては都道府県知事の権限となっています。

消費生活協同組合法施行規則第255条の規定により、厚生労働大臣の権限に属するものう

ち、1地方厚生局の管轄区域のものについて、地方厚生（支）局長に次の業務の権限が委任されています。

(2) 根拠法令等

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ① 設立認可 | 消費生活協同組合法第58条 |
| ② 定款変更の認可 | 消費生活協同組合法第40条第4項 |
| ③ 解散の認可又は届出 | 消費生活協同組合法第62条第2項又は第64条第2項 |
| ④ 合併の認可 | 消費生活協同組合法第69条 |
| ⑤ 決算関係書類の受理 | 消費生活協同組合法第92条の2第1項 |
| ⑥ 員外利用許可 | 消費生活協同組合法第12条第4項第2号及び第3号 |

(3) 業務実績

- | | |
|------------|----|
| ① 定款変更認可 | 1件 |
| ② 事業報告書の受理 | 2件 |
| ③ その他届出の受理 | 7件 |

(4) 管轄する消費生活協同組合（連合会）数
2組合

8 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合に対する調査指導

(1) 概要

東北厚生局が所管する消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会の業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的として、組合の業務又は会計の状況について、法令、定款又は規約の遵守状況を確認し、是正又は改善を要すると認められる事項について指導を行います。

主に組織・管理に関すること、財務会計に関すること、組合事業に関することについて指導しています。

(2) 根拠法令等

- ① 消費生活協同組合法第94条
- ② 消費生活協同組合検査要領

(3) 実績

平成21年度は実績なし

(4) 対象とする消費生活協同組合（連合会）数
2組合

9 民生委員・児童委員の委・解嘱及び表彰業務

(1) 概要

民生委員は、都道府県知事（指定都市、中核市の長を含む）の推薦によって厚生労働大臣がこれを委嘱し、福祉事務所等関係行政機関に対する協力事務等を行っている民間の奉仕者です。住民の福祉の増進に努めることを任務とし、要保護者の保護指導、地域住民の生活状況の把握、福祉施設の業務への協力などを行っています。

児童委員は、児童福祉法第16条第2項の規定により民生委員をもって充てられています。児童及び妊産婦の福祉の増進に努めることを任務とし、児童および妊産婦の保護・保健などに関する援助・指導を行い、児童福祉司や社会福祉主事の職務への協力などを行っています。また、主任児童委員は、児童委員のうちから厚生労働大臣によって指名され、児童委員の職務について関係機関と児童委員との連絡調整並びに児童委員の活動に対する援助及び協力を行っています。

地方厚生局では、民生委員・児童委員の委嘱及び解嘱、主任児童委員の指名並びに表彰に関する業務を行っています。

(2) 根拠法令等

- | | |
|----------------|--|
| ① 委嘱、主任児童委員の指名 | 民生委員法第5条第1項、児童福祉法第16条第2項及び第3項、主任児童委員設置運営要綱 |
| ② 解嘱 | 民生委員法第11条 |
| ③ 感謝状 | 民生委員・児童委員に対する感謝状の授与について |
| ④ 大臣表彰 | 民生委員及び児童委員表彰規則 |
| ⑤ 大臣特別表彰 | 民生委員・児童委員に対する特別表彰実施要綱 |

(3) 実績

- | | |
|--|------|
| ① 民生委員・児童委員の委嘱 | 404名 |
| ② 民生委員・児童委員の解嘱 | 402名 |
| ③ 主任児童委員の指名 | 45名 |
| ④ 感謝状の授与 | 156名 |
| (委嘱及び解嘱、指名並びに感謝状の授与については、該当者があった場合随時行われる。) | |
| ⑤ 厚生労働大臣表彰 | 30名 |
| | 4団体 |
| ⑥ 厚生労働大臣特別表彰 | 17名 |

表彰には、功績が特に顕著であった方に対する厚生労働大臣表彰、毎年基準日までに25年以上の経歴があり辞職された方等に対する厚生労働大臣特別表彰（定時）、20年以上の在職期間があり死亡された方に対する厚生労働大臣特別表彰（随時）があります。また、在職期間6年以上で辞職された方には感謝状が授与されます。

(4) 民生委員・児童委員委嘱者数（平成22.3.31現在）

都道府県名	委嘱数（人）	
		うち主任児童委員
青森県	2,726	225
岩手県	3,138	304
宮城県	2,920	241
秋田県	2,656	245
山形県	2,887	278
福島県	3,477	333
仙台市	1,482	122
青森市	640	66
盛岡市	546	56
秋田市	694	75
郡山市	600	68
いわき市	652	70
合計	22,418	2,083

10 特別弔慰金国庫債券等の特別買上償還の証明書交付業務

(1) 概要

特別弔慰金及び特別給付金は、戦没者等の遺族等に対し国として弔意を表すもので、記名国債をもって支給されます。支給を受けた方のうち、生活保護を受けている場合若しくは保護を要する状態に陥る恐れがあると福祉事務所長が認める場合、又は支給を受けた方の相続財産を管理する者で相続債権者及び受遺者への弁済のために必要な場合については、支払期日前に、全ての賦札について一定の利率で割り引かれた金額で特別買上償還を受けることができます。

(2) 根拠法令等

- ① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第5条第2項
- ② 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第4条第2項
- ③ 第8回特別弔慰金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件
- ④ 第22回特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件
- ⑤ 第23回特別給付金国庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件 等

(3) 実績

買上を必要とする旨の証明書の交付 43件

11 精神保健指定医の指定等業務

(1) 概要

精神保健指定医は、①定められた職務経験年数を満たす、②厚生労働省令で定められた研修の課程を修了している、③その職務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められる等の条件を満たす者の中から、厚生労働大臣が指定します。また、精神障害者を入院させている精神科病院には、指定医を置くことが義務付けられています。

精神保健指定医の職務は、任意入院者の退院制限時の診察、措置入院者の措置症状消失の判定、医療保護入院時の判定等です。また、指定医となった後は、5年ごとに指定更新のための研修を受講することが義務付けられています。新規申請及び更新時に受講を義務付けられている研修会は、厚生労働大臣の指名した社団法人日本精神科病院協会、社団法人全国自治体病院協議会、一般社団法人日本総合病院精神医学会によって行われます。

(2) 根拠法令等

- ① 精神保健指定医の指定 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条
- ② 更新研修受講、受講延期 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条

(3) 業務実績

- ① 指定に係る本省進達（再申請を含む。） 26名
- ② 指定医の証の発行（更新、期限延長を含む。） 158名
- ③ 指定不相当者への通知 5名
- ④ 指定医の証の再発行 3名
- ⑤ 辞退、変更届、死亡届の受理 68件

(4) 東北管内の精神保健指定医数

867名

12 公費負担を行う各種医療の指定医療機関の指定、監督業務

各種医療の指定医療機関は、公費負担医療を担当させるため各法律の規定に基づき、病院、診療所、薬局等の開設者の同意を得て指定します。指定医療機関は、各法律及び医療担当規定等に定められるところにより医療を担当します。

地方厚生局においては、指定、廃止・辞退の受理、変更届受理、指定の取消に関する業務を行います。また、指定・変更等があった際に告示することが法律で定められているものについては、必要な手続きを行います。

(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく指定医療機関

① 概要

指定医療機関とは、被爆者の原爆放射能に起因する疾病に対し、医療費を全額国費で給付する認定疾病医療において、認定疾病医療を担当させる医療機関として、厚生労働大臣が指定したものであり、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第76条により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

ア 指定	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第1項
イ 指定の取消	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第3項
ウ 辞退の申出の受理	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第12条第2項及び同法施行令第13条
エ 変更・休止等の届出の受理	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第12条

③ 実績

ア 指定申請	7件
イ 変更届の受理	1件

(2) 母子保健法に基づく指定養育医療機関（国の開設するものに限る）

① 概要

指定養育医療機関とは、養育のために入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を給付する病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外のものについては都道府県知事が指定したものであり、母子保健法施行規則第15条により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

ア 指定	母子保健法第20条第5項
イ 辞退の申出の受理	母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第20条第7項
ウ 指定の取消	母子保健法第20条第7項において準用する児童福祉法第20条第8項

③ 実績

平成21年度は実績なし

(3) 児童福祉法に基づく指定療育機関（国の開設するものに限る）

① 概要

指定療育機関とは、結核に罹患している児童に対し、適切な医療を行うとともに学校教育に必要な学習用品や療養生活の指導に必要な日用品の支給を行う病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外については都道府県知事が指定したものであり、児童福祉法施行規則第49条の8第1項により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

ア 指定	児童福祉法第20条第5項
イ 辞退の申出の受理	児童福祉法第20条第7項
ウ 指定の取消	児童福祉法第20条第8項

③ 実績

平成21年度は実績なし

(4) 生活保護法に基づく指定医療機関・指定介護機関（国の開設するものに限る）

① 概要

指定医療機関とは、困窮のために最低限度の生活を維持することができない者に対して行われる医療の給付を行う病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外のものについては都道府県知事が指定したものです。また、指定介護機関とは、困窮のために最低限度の生活を維持することができない要介護者等に対して行われる介護の給付を行う介護老人福祉施設等の介護機関として、国が開設したものについては厚生労働大臣が、それ以外のものについては都道府県知事が指定したものです。生活保護法施行規則第23条によりこれらに関する次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

ア 指定	生活保護法第49条及び第54条の2第1項
イ 変更、廃止等届出	生活保護法第50条の2 (第54条の2第4項において準用する場合を含む)
ウ 辞退の申出の受理	生活保護法第51条第1項 (第54条の2第4項において準用する場合を含む)
エ 指定の取消	生活保護法第51条第2項 (第54条の2第4項において準用する場合を含む)
オ 告示	生活保護法第55条の2

③ 実績

平成21年度は実績なし

(5) 戦傷病者特別援護法に基づく指定医療機関

① 概要

指定医療機関とは、軍人軍属等であった者が公務上の負傷について厚生労働大臣が療養の必要があると認定した者に対して行われる公務上の疾病に対する療養の給付を行う病院若しくは診療所又は薬局等の医療機関として、厚生労働大臣が指定したものであり、戦傷病者特別援護法施行規則第16条の2第1項により次の業務の厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されています。

② 根拠法令等

- ア 指定 戦傷病者特別援護法第12条
- イ 報告検査 戦傷病者特別援護法第16条第1項及び第17条第3項等

③ 実績

平成21年度は実績なし

13 各地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務

次の補助金等について、交付決定等の執行業務を行っています。

(1) 結核医療費国庫負担金

① 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第61条

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 補助事業の内容

都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う入院の勧告又は入院の措置を実施した患者（結核患者に限る）に対する医療に要する費用の一部を補助

(2) 結核医療費国庫補助金

① 根拠法令等

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 補助事業の内容

都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う結核患者に対する医療に要する費用等の一部を補助

(3) 原爆被爆者健康診断費交付金

① 根拠法令等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条

② 補助先

都道府県・広島市・長崎市

③ 補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する費用並びに被爆者健康手帳の交付に要する費用の交付

(4) 原爆被爆者手当交付金

① 根拠法令等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条

② 補助先

都道府県・広島市・長崎市

③ 補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の支給に要する費用並びに事務の処理に要する費用の交付

(5) 原爆被爆者葬祭料交付金

① 根拠法令等

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条1項

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第20条

② 補助先

都道府県・広島市・長崎市

③ 補助事業の内容

都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する費用並びに事務の処理に要する費用の交付

(6) 児童扶養手当給付費国庫負担金

① 根拠法令等

児童扶養手当法第21条

② 補助先

都道府県・市・福祉事務所設置町村

③ 補助事業の内容

都道府県市等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担

(7) 児童保護措置費負担金（児童入所施設措置費等国庫負担金）

① 根拠法令等

児童福祉法第53条

② 補助先

都道府県・市・福祉事務所設置町村

③ 補助事業の内容

都道府県、指定都市等が行う児童等の施設入所、委託、保護、養育につき、児童福祉施設最低基準を維持するために要する費用の一部を負担

(8) 児童保護措置費負担金（保育所運営費国庫負担金）

① 根拠法令等

児童福祉法第53条

- ② 補助先
市町村
- ③ 補助事業の内容
市町村が行う民間保育所の運営に必要な費用の一部を負担

(9) 特別児童扶養手当事務取扱交付金

- ① 根拠法令等
特別児童扶養手当等の支給に関する法律第14条
- ② 補助先
都道府県・市町村
- ③ 補助事業の内容
特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費についての交付

(10) 特別障害者手当等給付費国庫負担金

- ① 根拠法令等
特別児童扶養手当の支給に関する法律第25条及び第26条の5
- ② 補助先
都道府県・市・福祉事務所設置町村
- ③ 補助事業の内容
特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当の支給に要する費用の一部を負担

(11) 一時保護所保護費負担金

- ① 根拠法令等
売春防止法第40条第1項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第1項
- ② 補助先
都道府県
- ③ 補助事業の内容
都道府県が行う婦人相談所による一時保護の実施に対する費用の一部を負担

(12) 婦人相談所運営費負担金

- ① 根拠法令等
売春防止法第40条第1項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第1項
- ② 補助先
都道府県
- ③ 補助事業の内容
都道府県が行う婦人相談所の運営に対する費用の一部を負担

(13) 婦人保護施設運営費補助金

- ① 根拠法令等
売春防止法第40条第2項、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第28条第2項

- ② 補助先
都道府県
- ③ 補助事業の内容
要保護女子等を婦人保護施設で収用保護するために要する費用の一部を補助

(14) 保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金

- ① 根拠法令等
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第7条、第19条の10、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第62条、その他予算補助
- ② 補助先
都道府県、指定都市、中核市、市町村、非営利法人
- ③ 補助事業の内容
農村検診センター、特定感染症指定医療機関等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病の予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与する。

(15) 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

- ① 根拠法令等
障害者自立支援法、児童福祉法、生活保護法等
- ② 補助先
都道府県・指定都市・中核市
- ③ 交付の目的
社会福祉法人等が整備する社会福祉施設の施設整備に要する費用に対して都道府県・指定都市・中核市が行う補助の一部を国が補助することにより、施設入所者等福祉の向上を図る。

(16) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金

- ① 根拠法令等
地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第5条第2項
- ② 交付先
市町村
- ③ 交付の目的
市町村整備計画に基づく事業の実施に要する経費への交付（施設整備に関する交付）

(17) 地域介護・福祉空間整備推進交付金

- ① 根拠法令等
地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第5条第2項
- ② 交付先
市町村
- ③ 交付の目的
市町村整備計画に基づく事業の実施に要する経費への交付（設備整備に対する交付）

(18) 次世代育成支援対策施設整備交付金

- ① 根拠法令等

次世代育成支援対策推進法第11条第1項

② 交付先

都道府県・指定都市・中核市・市町村

③ 交付の目的

地方公共団体が次世代育成支援対策について整備計画を作成し、その計画に基づき、児童福祉施設等における施設環境改善、待機児童解消のための保育所整備等の推進を図ること等に対し交付する。

(19) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

① 根拠法令等

障害者自立支援法、児童福祉法、生活保護法、老人福祉法等

② 補助先

都道府県・指定都市・中核市

③ 交付の目的

暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な自然現象により被害を受けた社会福祉施設等の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保する。

(20) 保育所施設整備費国庫補助金

① 根拠法令等

児童福祉法第56条の2第3項

② 補助先

市町村

③ 交付の目的

保育所の施設整備に要する費用の一部を補助することにより、児童の福祉の向上を図る。

14 新型インフルエンザワクチン接種に係る医療機関との契約事務

(1) 概要

我が国における新型インフルエンザによる健康被害を最小限度のものにする観点から、「新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの接種に関する事業実施要綱」に基づき、新型インフルエンザワクチンの確保、流通、接種等に係る事業が円滑に行われるように、国が医療機関と委託契約を締結します。

医療機関との委託契約の方法として、①医師会が取りまとめる場合、②所定の独立行政法人等が取りまとめる場合、③市町村が取りまとめる場合があります。厚生局においては、①又は③の場合において契約の実務を行っています。

(2) 根拠法令等

新型インフルエンザ（A/H1N1）ワクチンの接種に関する事業実施要綱第4

(3) 業務実績

受託医療機関との契約

5,941 施設

V 指導養成課

指導養成課は、下記の国家資格あるいは国家試験の受験資格を付与する養成施設、養成所、養成機関（以下「養成施設等」という。）の指定及び監督等の業務について、全ての分野の養成施設を一体的に所掌することで、より効果的・効率的な行政事務を行うため、平成20年10月に新設されました。

① 養成施設等の卒業や単位の取得により国家資格や任用資格が得られるもの

生活衛生分野 栄養士、調理師、食品衛生管理者・食品衛生監視員＊
福祉分野 保育士、介護福祉士、社会福祉主事＊

（＊は任用資格）

② 養成施設等の卒業や単位の取得により国家試験受験資格が得られるもの

医療分野 救急救命士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士、歯科技工士、保健師、助産師、看護師
生活衛生分野 管理栄養士、理容師、美容師、製菓衛生師

1 各養成施設の指定及び監督等に関する業務

※養成施設の数、名称等及び課程の数、名称等は、資料を参照のこと。

(1) 救急救命士養成所

ア 資格の概要

救急救命士とは、救急救命士法に基づく名称独占の資格であり、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

① 新規指定	救急救命士学校養成所指定規則第2条
② 変更承認	救急救命士学校養成所指定規則第3条第1項
③ 変更届出受理	救急救命士学校養成所指定規則第3条第3項
④ 報告受理	救急救命士学校養成所指定規則第5条
⑤ 報告徴収及び指示	救急救命士学校養成所指定規則第6条
⑥ 指定取消申請	救急救命士学校養成所指定規則第8条
⑦ 指定取消	救急救命士学校養成所指定規則第7条

ウ 業務実績

① 新規指定	0件
② 変更承認	1件
③ 届出受理	1件
④ 指定取消	0件
⑤ 実地調査	1件

(2) 臨床検査技師養成所

ア 資格の概要

臨床検査技師とは、臨床検査技師等に関する法律に基づく名称独占の資格であり、臨床検査技師の名称を用いて、医師の指導監督の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び政令で定める生理学的検査を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

① 新規指定	臨床検査技師等に関する法律施行令第11条
② 変更承認	臨床検査技師等に関する法律施行令第12条第1項
③ 変更届出受理	臨床検査技師等に関する法律施行令第12条第2項
④ 報告受理	臨床検査技師等に関する法律施行令第13条
⑤ 報告徴収及び指示	臨床検査技師等に関する法律施行令第14条
⑥ 指定取消申請	臨床検査技師等に関する法律施行令第16条
⑦ 指定取消	臨床検査技師等に関する法律施行令第15条

ウ 業務実績

① 新規指定	0件
② 変更承認	1件
③ 届出受理	0件
④ 実地調査	0件
⑤ 指定取消	0件

(3) 理学療法士作業療法士養成施設

ア 資格の概要

理学療法士とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格であり、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に理学療法を行うことを業とする者のことです。

作業療法士とは、理学療法士及び作業療法士法に基づく名称独占の資格であり、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に作業療法を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

① 新規指定	理学療法士及び作業療法士法施行令第10条
② 変更承認	理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第1項
③ 変更届出受理	理学療法士及び作業療法士法施行令第11条第2項
④ 報告受理	理学療法士及び作業療法士法施行令第12条
⑤ 報告徴収及び指示	理学療法士及び作業療法士法施行令第13条第1項・第2項
⑥ 指定取消申請	理学療法士及び作業療法士法施行令第15条
⑦ 指定取消	理学療法士及び作業療法士法施行令第14条

ウ 業務実績

① 新規指定	0件
--------	----

② 変更承認	18件
③ 届出受理	2件
④ 指定取消	0件
⑤ 実地調査	理学4件、作業2件

(4) 視能訓練士養成所

ア 資格の概要

視能訓練士とは、視能訓練士法に基づく名称独占の資格であり、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

① 新規指定	視能訓練士法施行令第11条
② 変更承認	視能訓練士法施行令第12条第1項
③ 変更届出受理	視能訓練士法施行令第12条第2項
④ 報告受理	視能訓練士法施行令第13条
⑤ 報告徴収及び指示	視能訓練士法施行令第14条
⑥ 指定取消申請	視能訓練士法施行令第16条
⑦ 指定取消	視能訓練士法施行令第15条

ウ 業務実績

① 新規指定	0件
② 変更承認	1件
③ 届出受理	4件
④ 指定取消	0件
⑤ 実地調査	0件

(5) 臨床工学技士養成所

ア 資格の概要

臨床工学技士とは、臨床工学技士法に基づく名称独占の資格であり、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。）及び保守点検を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

① 新規指定	臨床工学技士学校養成所指定規則第2条
② 変更承認	臨床工学技士学校養成所指定規則第3条第1項
③ 変更届出受理	臨床工学技士学校養成所指定規則第3条第3項
④ 報告受理	臨床工学技士学校養成所指定規則第5条
⑤ 報告徴収及び指示	臨床工学技士学校養成所指定規則第6条
⑥ 指定取消申請	臨床工学技士学校養成所指定規則第8条

⑦ 指定取消 臨床工学技士学校養成所指定規則第7条

ウ 業務実績

① 新規指定	0 件
② 変更承認	2 件
③ 届出受理	3 件
④ 指定取消	0 件
⑤ 実地調査	1 件

(6) 言語聴覚士養成所

ア 資格の概要

言語聴覚士とは、言語聴覚士法に基づく名称独占の資格であり、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害がある者について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

① 新規指定	言語聴覚士学校養成所指定規則第2条
② 変更承認	言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第1項
③ 変更届出受理	言語聴覚士学校養成所指定規則第3条第3項
④ 報告受理	言語聴覚士学校養成所指定規則第5条
⑤ 報告徴収及び指示	言語聴覚士学校養成所指定規則第6条
⑥ 指定取消申請	言語聴覚士学校養成所指定規則第8条
⑦ 指定取消	言語聴覚士学校養成所指定規則第7条

ウ 業務実績

① 新規指定	0 件
② 変更承認	11 件
③ 届出受理	1 件
④ 指定取消	0 件
⑤ 実地調査	1 件

(7) あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師養成施設

ア 資格の概要

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師とは、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師等に関する法律に基づく名称独占の資格であり、医師又はそれぞれの免許を受けた者でなければ、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり又はきゅうを業としてはならないとされています。

イ 根拠法令等

① 新規指定	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する
--------	---------------------------

	法律施行令第2条
② 変更承認	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第3条第1項
③ 変更届出受理	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第3条第2項
④ 報告受理	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第4条
⑤ 報告徴収及び指示	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第5条
⑥ 指定取消申請	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第7条
⑦ 指定取消	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令第6条

ウ 業務実績

① 新規指定	0件
② 変更承認	2件
③ 届出受理	1件
④ 指定取消	1件
⑤ 実地調査	はり師きゅう師1件

(8) 柔道整復師養成施設

ア 資格の概要

柔道整復師とは、柔道整復師法に基づく名称独占の資格であり、医師又は柔道整復師の免許を受けた者でなければ、柔道整復を業としてはならないとされています。

イ 根拠法令等

① 新規指定	柔道整復師法施行令第3条
② 変更承認	柔道整復師法施行令第4条第1項
③ 変更届出受理	柔道整復師法施行令第4条第2項
④ 報告受理	柔道整復師法施行令第5条
⑤ 報告徴収及び指示	柔道整復師法施行令第6条
⑥ 指定取消申請	柔道整復師法施行令第8条
⑦ 指定取消	柔道整復師法施行令第7条

ウ 業務実績

① 新規指定	0件
② 変更承認	4件
③ 届出受理	1件
④ 指定取消	1件
⑤ 実地調査	4件

(9) 歯科衛生士養成所

ア 資格の概要

歯科衛生士とは、歯科衛生士法に基づく名称独占の資格であり、歯科衛生士の名称を用いて、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置としての行為を行うことを業とする者のことです。また、歯科診療の補助をなすこと及び歯科保健指導をなすことを業とすることができます。

イ 根拠法令等

① 新規指定	歯科衛生士法施行令第3条
② 変更承認	歯科衛生士法施行令第4条第1項
③ 変更届出受理	歯科衛生士法施行令第4条第2項
④ 報告受理	歯科衛生士法施行令第5条
⑤ 報告徴収及び指示	歯科衛生士法施行令第6条第1項、第7条
⑥ 指定取消申請	歯科衛生士法施行令第4条第1項
⑦ 指定取消	歯科衛生士法施行令第8条

ウ 業務実績

① 新規指定	0 件
② 変更承認	10 件
③ 届出受理	1 件
④ 指定取消	2 件
⑤ 実地調査	2 件

(10) 歯科技工士養成所

ア 資格の概要

歯科技工士とは、歯科技工士法に基づく名称独占の資格であり、歯科技工士の名称を用いて、歯科医師の指示の下に、特定人に対する歯科医療の用に供する補てん物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

① 新規指定	歯科技工士法施行令第10条
② 変更承認	歯科技工士法施行令第11条第1項
③ 変更届出受理	歯科技工士法施行令第11条第2項
④ 報告受理	歯科技工士法施行令第12条
⑤ 報告徴収及び指示	歯科技工士法施行令第13条第1項、第14条
⑥ 指定取消申請	歯科技工士法施行令第16条
⑦ 指定取消	歯科技工士法施行令第15条

ウ 業務実績

① 新規指定	0 件
② 変更承認	1 件

- | | |
|--------|-----|
| ③ 届出受理 | 0 件 |
| ④ 指定取消 | 1 件 |
| ⑤ 実地調査 | 0 件 |

(11) 保健師養成所、助産師養成所及び看護師養成所

ア 資格の概要

保健師とは、保健師助産師看護師法に基づく名称独占の資格であり、保健師の名称を用いて保健指導に従事することを業とする者のことです。

助産師とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、助産師の名称を用いて助産又は妊娠、じょく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子のことです。

看護師とは、保健師助産師看護師法に基づく業務独占の資格であり、看護師の名称を用いて傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|--------------------------|
| ① 新規指定 | 保健師助産師看護師法施行令第 12 条 |
| ② 変更承認 | 保健師助産師看護師法施行令第 13 条第 1 項 |
| ③ 変更届出受理 | 保健師助産師看護師法施行令第 13 条第 2 項 |
| ④ 報告受理 | 保健師助産師看護師法施行令第 14 条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 保健師助産師看護師法施行令第 15 条 |
| ⑥ 指定取消申請 | 保健師助産師看護師法施行令第 17 条 |
| ⑦ 指定取消 | 保健師助産師看護師法施行令第 16 条 |

ウ 業務実績

- | | |
|-----------|------|
| ① 新規指定 | 2 件 |
| ② 変更承認 | 32 件 |
| ③ 届出受理 | 24 件 |
| ④ 指定取消 | 2 件 |
| ⑤ 募集停止届受理 | 0 件 |
| ⑥ 実地調査 | 10 件 |

(12) 栄養士養成施設

ア 資格の概要

栄養士とは、栄養士法に基づく名称独占の資格であり、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者のことです。

栄養士免許は、栄養士の養成施設において 2 年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者からの申請に基づき、都道府県知事が交付することになっています。

イ 根拠法令等

- | | |
|--------|--------------------------------|
| ① 新規指定 | 栄養士法施行令第9条及び第10条、栄養士法施行規則第8条及び |
|--------|--------------------------------|

第9条

- | | |
|------------|--------------------------|
| ② 変更承認 | 栄養士法施行令第12条、栄養士法施行規則第12条 |
| ③ 変更届出受理 | 栄養士法施行令第14条、栄養士法施行規則第13条 |
| ④ 報告徴収及び指示 | 栄養士法施行規則第14条 |
| ⑤ 廃止届出 | 栄養士法施行令第15条 |
| ⑥ 指定取消 | 栄養士法施行令第16条 |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|-----|
| ① 新規指定 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 4 件 |
| ③ 届出受理 | 2 件 |
| ④ 指定取消 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 5 件 |

(13) 管理栄養士養成施設

ア 資格の概要

管理栄養士とは、栄養士の業務であって、複雑又は困難なものを行う適格性を有する者として登録された栄養士のことです。

管理栄養士免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が交付します。

管理栄養士国家試験の受験資格（概要）は、次のとおりです。

- ① 管理栄養士養成施設を卒業した者
- ② 栄養士養成施設を卒業し、栄養士免許を受けた後、在学していた栄養士養成施設（2～4年）の修業年限に応じた実務経験を有する者（修業年限2年の場合実務経験3年以上。修業年限に応じて実務経験年数は緩和される。）

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|---|
| ① 新規指定 | 栄養士法第5条の3第4号、栄養士法施行令第9条及び第11条、管理栄養士学校指定規則第2条及び第3条、栄養士法施行規則第10条及び11条 |
| ② 変更承認 | 栄養士法施行令第12条、管理栄養士学校指定規則第4条、栄養士法施行規則第12条 |
| ③ 変更届出受理 | 栄養士法施行令第14条、管理栄養士学校指定規則第5条、栄養士法施行規則第13条 |
| ④ 報告徴収及び指示 | 栄養士法施行規則第14条 |
| ⑤ 廃止届出 | 栄養士法施行令第15条 |
| ⑥ 指定取消 | 栄養士法施行令第16条 |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|-----|
| ① 新規指定 | 1 件 |
|--------|-----|

② 変更承認	1 件
③ 届出受理	0 件
④ 指定取消	0 件
⑤ 実地調査	1 件

(14) 調理師養成施設

ア 資格の概要

調理師とは、調理師法に基づく名称独占の資格であり、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することを業とする者のことです。

調理師免許は、次のいずれかに該当する者からの申請に基づき、都道府県知事が交付することになっています。

- ① 学校教育法第 57 条（高等学校の入学資格）に規定する者で、厚生労働大臣の指定する調理師養成施設において、1 年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得した者。
- ② 学校教育法第 57 条に規定する者で、多人数に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で 2 年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格した者。

イ 根拠法令等

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| ① 新規指定 | 調理師法施行令第1条の2、調理師法施行規則第5条 |
| ② 変更承認 | 調理師法施行令第1条の3、調理師法施行規則第8条 |
| ③ 変更届出受理 | 調理師法施行令第1条の5、調理師法施行規則第9条 |
| ④ 報告徴収及び指示 | 調理師法施行規則第10条 |
| ⑤ 入学資格及び調理師試験の受験資格に係る学力の認定 | 調理師法施行規則附則第3項第7号 |
| ⑥ 指定取消 | 調理師法施行規則第11条 |

ウ 業務実績

① 新規指定	0 件
② 変更承認	2 件
③ 届出受理	5 件
④ 指定取消	0 件
⑤ 実地調査	3 件

(15) 理容師・美容師養成施設

ア 資格の概要

理容師とは、理容師法に基づく業務独占の資格であり、理容師の名称を用いて、理容を行うことを業とする者のことです。

美容師とは、美容師法に基づく業務独占の資格であり、美容師の名称を用いて、美容を行うことを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|--|
| ① 新規指定 | 理容師養成施設指定規則第3条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第2条（美容師養成施設） |
| ② 変更承認 | 理容師養成施設指定規則第6条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第5条（美容師養成施設） |
| ③ 変更届出受理 | 理容師養成施設指定規則第8条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第7条（美容師養成施設） |
| ④ 報告徴収及び指示 | 理容師養成施設指定規則第12条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第11条（美容師養成施設） |
| ⑤ 入学資格認定 | 理容師法施行規則附則第7条及び第8条（理容師養成施設）
美容師法施行規則附則第7条及び第8条（美容師養成施設） |
| ⑥ 指定取消 | 理容師養成施設指定規則第13条（理容師養成施設）
美容師養成施設指定規則第12条（美容師養成施設） |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|-----------------|
| ① 新規指定 | 0 件 |
| ② 廃止承認 | 0 件 |
| ③ 変更承認 | 理容 10 件、美容 11 件 |
| ④ 届出受理 | 理容 31 件、美容 47 件 |
| ⑤ 実地調査 | 理容 3 件、美容 3 件 |

(16) 製菓衛生師養成施設

ア 資格の概要

製菓衛生師とは、製菓衛生師法に基づく名称独占の資格であり、製菓衛生師の名称を用いて製菓の業務に従事することを業とする者のことです。

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|---|
| ① 新規指定 | 製菓衛生師法施行令第19条及び第20条、製菓衛生師法施行規則第16条、第17条及び第18条 |
| ② 変更承認 | 製菓衛生師法施行令第21条、製菓衛生法施行規則第19条 |
| ③ 変更届出受理 | 製菓衛生師法施行令第21条、製菓衛生法施行規則第20条 |
| ④ 報告徴収及び指示 | 製菓衛生師法施行令第22条 |
| ⑤ 指定取消申請 | 製菓衛生師法施行令第24条 |
| ⑥ 指定取消 | 製菓衛生師法施行令第23条 |

ウ 業務実績

- | | |
|--------|-----|
| ① 新規指定 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 0 件 |
| ③ 届出受理 | 3 件 |

- | | |
|--------|-----|
| ④ 指定取消 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 3 件 |

(17) 食品衛生管理者及び食品衛生監視員養成施設

ア 資格の概要

食品衛生管理者は、特に衛生上の考慮を必要とする食品（乳製品、食肉製品、食用油脂等）及び食品添加物などを製造又は加工する施設毎に配置が義務づけられています。

食品衛生管理者となるためには、食品衛生法第 48 条第 6 項各号のいずれかに該当し、都道府県知事に届出ることが必要です。

なお、法第 48 条第 6 項第 3 号には「厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生管理者の養成施設において所定の課程を修了した者」と定められています。

食品衛生監視員は、国（厚生労働大臣）、都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区の区長が任命し、食品衛生法に基づき食品関係営業の施設の監視指導等の職務を行うことができる任用資格です。

食品衛生監視員として任用されるためには、食品衛生法施行令第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当しなければならないとされています。

なお、令第 9 条第 1 項第 1 号には「厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者」と定められています。

イ 根拠法令等

- | | |
|----------|--|
| ① 新規登録 | 食品衛生法施行令第14、15条、
食品衛生法施行規則第50条、第51条及び第52条 |
| ② 変更届出受理 | 食品衛生法施行令第16条、食品衛生法施行規則第53条 |
| ③ 報告徴収 | 食品衛生法施行令第17条 |
| ④ 登録取消申請 | 食品衛生法施行令第19条、食品衛生法施行規則第54条 |
| ⑤ 登録取消 | 食品衛生法施行令第 18 条 |

ウ 業務実績

- | | |
|----------|-----|
| ① 新規登録 | 4 件 |
| ② 登録取消受理 | 0 件 |
| ③ 届出受理 | 1 件 |
| ④ 登録取消 | 0 件 |
| ⑤ 実地調査 | 1 件 |

(18) 指定保育士養成施設

ア 資格の概要

保育士とは、児童福祉法に基づく名称独占の資格であり、同法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者のことです。近年の子どもを取り巻く

さまざまな社会的情勢により、地域の子育て支援の中核を担う専門職としての保育士の役割が重要になっており、平成13年の児童福祉法改正により、保育士資格が法定化され（保育士に関連する部分については平成15年11月29日施行）、改正法により保育士資格は名称独占資格に改められ、併せて守秘義務、登録・試験に関する規定が整備されました。

保育士となる資格を有するためには次のいずれかに該当し、保育士となるには都道府県知事に申請し、保育士登録簿に氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。都道府県知事は保育士の登録をしたときは、申請者に保育士登録証を交付することになっています。

- ① 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者
- ② 保育士試験に合格した者

イ 根拠法令等

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 新規指定 | 児童福祉法施行令第5条第2項 |
| ② 変更承認 | 児童福祉法施行令第5条第3項 |
| ③ 変更届出受理 | 児童福祉法施行令第5条第4項 |
| ④ 報告受理 | 児童福祉法施行令第5条第5項 |
| ⑤ 報告徴収及び検査等 | 児童福祉法第18条の7第1項 |
| ⑥ 指定取消 | 児童福祉法施行令第5条第6項 |

ウ 業務実績

- | | |
|----------|-----|
| ① 新規指定 | 4件 |
| ② 変更承認 | 15件 |
| ③ 変更届出受理 | 6件 |
| ④ 事業報告受理 | 39件 |
| ⑤ 指定取消 | 0件 |
| ⑥ 実地調査 | 4件 |

(19) 介護福祉士養成施設等

ア 資格の概要

介護福祉士とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に基づく名称独占の資格であり、同法第42条第1項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者のことです。（平成19年12月5日法律第125号により、介護福祉士の定義規定が見直され、介護福祉士の業務は「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改正されました。）

また、平成19年12月5日法律第125号により社会福祉士及び介護福祉士法が改正され資格取得方法等が見直されました。これに伴い、介護福祉士養成の教育カリキュラムも見直され、2年課程の場合これまでの1650時間から1800時間に内容が充実され、平成21年度の入学者から適用されることとなりました。

一方、いわゆる福祉系高等学校等においては、これまで福祉系高等学校等を卒業すれば介護福祉士試験の受験資格が得られましたが、上記の法改正等により、福祉系高等学校等に対して教育内容や教員要件等について介護福祉士養成施設等と同等水準が制度的に担保されるように新たに基準が設けられ、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受ける仕組みとなりました。

介護福祉士となる資格を有するためには次のいずれかに該当し、介護福祉士となるには同法第43条の規定により厚生労働大臣から指定を受けた指定登録機関に申請し、介護福祉士登録簿に氏名、生年月日等の登録を受けなければなりません。指定登録機関は介護福祉士の登録をしたときは、申請者に介護福祉士登録証を交付することになっています。

- ① 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設を卒業した者
- ② 介護福祉士試験に合格した者

イ 根拠法令等

- | | |
|------------|--|
| ① 新規指定 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第3条（介護福祉士養成施設等）、社会福祉士及び介護福祉士法附則第2条（福祉系高等学校等） |
| ② 変更承認 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第1項、社会福祉士及び介護福祉士法附則第3条（福祉系高等学校等） |
| ③ 変更届出受理 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第4条第2項 |
| ④ 報告受理 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第5条 |
| ⑤ 報告徴収及び指示 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第6条 |
| ⑥ 指定取消 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行令第7条 |

ウ 業務実績

（介護福祉士養成施設等）

- | | |
|----------|------|
| ① 新規指定 | 0 件 |
| ② 変更承認 | 2 件 |
| ③ 変更届出受理 | 38 件 |
| ④ 事業報告受理 | 43 件 |
| ⑤ 指定取消 | 2 件 |
| ⑥ 実地調査 | 3 件 |

（福祉系高等学校等）

- | | |
|------|-----|
| 新規指定 | 1 件 |
|------|-----|

（内、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号 1件）

（内、社会福祉士及び介護福祉士法附則第2条 0件）

(20) 社会福祉主事養成機関等

ア 資格の概要

社会福祉主事とは、福祉事務所現業員として任用される者に要求される資格（任用資格）であり、社会福祉施設職員等の資格にも準用されています。

社会福祉主事の任用資格を得るには、厚生労働大臣の指定する養成機関を卒業するか、または、資格認定講習会を受講する等の方法があります。

イ 根拠法令等

① 新規指定	社会福祉主事養成機関等指定規則第3条、第11条
② 変更承認	社会福祉主事養成機関等指定規則第4条第1項、第12条第1項
③ 変更届出受理	社会福祉主事養成機関等指定規則第4条第2項、第12条第2項
④ 報告受理	社会福祉主事養成機関等指定規則第6条、第14条
⑤ 報告徴収及び指示	社会福祉主事養成機関等指定規則第7条、第15条
⑥ 指定取消	社会福祉主事養成機関等指定規則第8条、第16条

ウ 業務実績

（社会福祉主事養成機関）

① 新規指定	1 件
② 変更承認	1 件
③ 変更届出受理	1 件
④ 事業報告受理	4 件
⑤ 指定取消	0 件
⑥ 実地調査	1 件

（社会福祉主事指定講習会…指定は1か所のみ）

① 変更届出受理	0 件
② 事業報告受理	1 件

(21) その他の養成施設

診療放射線技師養成施設、義肢装具士養成施設、食鳥処理衛生管理者養成施設、社会福祉士養成施設、身体障害者福祉司養成施設、知的障害者福祉司養成施設、児童福祉司養成施設及び児童福祉施設職員養成施設、精神保健福祉士養成施設については、平成21年度末現在、東北厚生局管内にはありません。

2 看護教育に関する業務

(1) 保健師助産師看護師実習指導者講習会（特定分野）

本講習会は、特定分野において、老人保健施設や訪問看護ステーション等の病院以外の実習施設で実習指導の任にある者、又は将来これらの施設で実習指導者となる予定の者が、実習指導の意義及び実習指導者としての役割を理解するとともに、実習における効果的な指導のために必要な知識・技術を修得することを目的として、地方厚生局が行うものです。

特定分野とは、保健師養成所における地域看護学、助産師養成所における助産学、看護師

養成所における老年看護学、小児看護学、母性看護学及び在宅看護論、准看護師養成所における老年看護及び母子看護の事です。

(2) 開催実績

期 間：平成 21 年 7 月 29 日～8 月 7 日（土・日を除く 8 日間）

場 所：東北厚生局会議室（花京院スクエア 21 階）

受講者数：20 名

(3) 講習内容と講師：

「教育原理・教育心理」	宇野 忍 (仙台白百合女子大学)
「教育方法・教育評価」	同上
「実習指導の原理」	丸山 良子 (東北大学医学部保健学科 看護学専攻)
「実習指導の実際 I (実習指導計画の立案と指導方法)」	同上
「実習指導の実際 I (カンファレンスにおける指導者の役割)」	大沼 幸子 (東北福祉大学健康科学部 保健看護学科)
「実習指導の実際 I (養成所における技術教育)」	猪股 昌子 (NHO 山形病院附属看護学校)
「実習指導の実際 II (コーチング)」	長谷川 啓三 (東北大学大学院教育学研究科・教育学部)
「実習指導の実際 II (演習)」	嶋田 玲子 (東北公済病院)
	石垣 浩子 (仙台市立看護専門学校)
	鈴木 千秋 (スズキ病院附属助産学校)
	菅原 幸子 (NHO 仙台医療センター附属仙台看護助産学校)
「看護教育課程 (看護の動向含む)」	井田 昌子 (東北厚生局 看護教育指導官)

3 社会福祉に関する科目を定める省令第 4 条に規定する実習演習科目の確認に関する事務

(1) 概要

社会福祉士資格を取得するには、いわゆる福祉系 4 年制大学卒業者（指定科目履修）、社会福祉士指定養成施設卒業者、福祉事務所の査察指導員等で 5 年以上実務経験のある者等で、社会福祉士国家試験に合格し登録することが必要です。

これらの社会福祉士資格の取得方法のうち、福祉系大学等においては、これまで厚生労働大臣が指定した社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）を取得して卒業すれば社会福祉士試験の受験資格得られましたが、平成19年度に資格取得方法や指定科目等の見直しが行われました。

福祉系大学等において開講する文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める指定科目のうち、いわゆる実習・演習系の科目の教育内容等について新たに基準が設けられ、実習・演習教育の質を担保していく制度が平成21年度から導入されることとなりました。

（2）根拠法令等

- | | |
|-------------|------------------------|
| ① 実習演習科目の確認 | 社会福祉に関する科目を定める省令第5条第1項 |
| ② 変更届 | 社会福祉に関する科目を定める省令第6条第1項 |
| ③ 確認の取消し | 社会福祉に関する科目を定める省令第7条 |

（3）業務実績

- | | |
|-------------|-----|
| ① 実習演習科目の確認 | 1件 |
| ② 変更届 | 16件 |

（4）大学等確認申請確認済み校

19校 24課程

4 介護技術講習会の実施届出等の受理に関する事務

（1）概要

介護福祉士試験を取り巻く現状は、実技試験の受験者が年々増大しており、試験の実施体制等が課題となるとともに、受験する実務経験者等の質の向上も重要な課題となっています。

このため、介護福祉士試験の受験者の申請に応じ、介護福祉士指定養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習を修了した者については実技試験を免除する制度が平成17年度から導入されました。

東北厚生局においては、管内の介護福祉士養成施設等から届け出されている介護技術講習会の実施届書、変更届書、実施報告書を内容確認の上受理しています。

（2）根拠法令等

- | | |
|----------|----------------------------|
| ① 実技試験免除 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第22条第3項 |
| ② 実施要件 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第1項 |
| ③ 実施届受理 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第2項 |
| ④ 変更届受理 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第3項 |
| ⑤ 報告受理 | 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第23条の2第4項 |

(3) 業務実績

① 講習会実施届受理	26 件
② 変更届受理	8 件
③ 報告受理	100 件

(4) 講習会実施介護福祉士養成施設等数
26 校

VI 医事課

医事課は、健康危機管理に関する総括の他、医療安全、医師等の臨床研修、心神喪失者等医療観察法、医師確保策等の医療機関の機能向上、確保に直結する業務管理、指導等を担っています。

1 原因の明らかでない公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態への対処に関する総括に関する業務

(1) 概要

新型インフルエンザや大規模な食中毒の発生、毒劇物等を使用した事件といった国民の生命・健康の安全を脅かす健康危機への迅速かつ適切な対応は重要な課題となっています。このため、厚生労働省においては、平成9年1月に策定した「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき必要な体制を整備して、健康危機管理に取り組んでいるところです。

地方厚生（支）局では、厚生労働省健康危機管理基本指針を実施するために制定されている「地方厚生（支）局における健康危機管理実施要領」に基づき、平常時には情報収集や地方公共団体との連携の確保等を、健康被害発生時には厚生労働省の指示の下、当該指示を行う部局と一体となって対応することとされています。なお、東北厚生局においては「東北厚生局健康危機管理等実施要領」を定め、健康危機管理は医事課、非常災害等は総務課が分掌しています。

健康危機管理等の範囲

- | | |
|---------|--|
| 健康危機管理： | 主に医薬品、食中毒、感染症、飲料水、その他何らかの原因により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務であって、厚生労働省の所管に属するもの。 |
| 非常災害等： | 管内で発生した地震については震度6以上等を目安とし、地震以外の災害については、災害救助法適用基準と同程度のものとする。 |

(2) 実績

健康危機管理業務に従事する職員を対象とした危機管理意識を高める研修等を行うため、平成14年7月に東北6県の行政機関等により構成された東北ブロック感染症危機管理会議を仙台検疫所と共同で設置し、これまでに天然痘対策、SARS対策、新型インフルエンザ対策等を中心に11回の本会議と1回の特別研修会を開催しています。

なお、平成18年8月に同幹事会を設置し、自治体間の連携を更に高めるとともに、研修会の内容等について意見交換を行っています。

2 医療安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務

(1) 概要

医療の安全・安心を確保することは医療政策の最重要課題です。

東北厚生局では東北管内における医療機関の管理者及び医療安全管理者等並びに都道府県、政令市、中核市担当者等を対象として、医療安全対策に関する知識等の修得、討議等を行うことにより、医療機関の管理者等の資質と医療の安全性の向上を図ることを目的とし、「医療安全に関するワークショップ」を開催しています。

(2) 実績

① ワークショップ（平成21年7月24、25日）参加者数522名

医療安全全国共同行動と密接に連携し企画しました。

1日目の平成21年7月24日は医療安全全国共同行動・東北地域推進委員会主催、当局後援としてテーマ会別分科会形式のセミナーを行いました。

2日目の平成21年7月25日は従来型の医療安全ワークショップとして、医療安全全国共同行動における各職種代表からの取組状況や実例発表等について、講演を行いました。

3 医師確保に関する業務

(1) 概要

医師確保対策については、平成17年に「医師確保総合対策」、平成18年に「新医師確保総合対策」を、厚生労働省、総務省、文部科学省の3省で協力して取りまとめました。さらに、全国各地において医師不足を訴える声が増しに大きくなっていることを受け、平成19年5月31日、政府・与党により「緊急医師確保対策」が取りまとめられました。これらを踏まえ、地域の医療が改善されたと実感できる実効性のある対策が進められています。

医師確保対策の一層の推進を図るため、平成19年10月1日、各地方厚生局に医療対策指導官が配置され、特に県単独では解決が困難な課題について、地域に密着した支援を行っています。

(2) 実績

① 緊急医師派遣に係る事務

「緊急医師確保対策」を受け、地域の医師確保を担う都道府県医療対策協議会が相当の努力をしてもなお医師確保が困難で、地域の医療を維持できない場合に、都道府県からの要請を踏まえ、緊急臨時的に医師を派遣するシステムが構築されました。

東北厚生局管内では、平成19年6月から同年12月まで岩手県立宮古病院及び同大船渡病院への医師が派遣されたことに続き、平成20年7月から同年12月3までの間、青森県鱒ヶ沢町立中央病院へ全国の赤十字病院から1名の内科系医師が1～2週間単位で派遣されました。

平成21年度は、上記派遣実績病院の医師確保状況等に関する情報収集及び本省等への情報提供を行いました。

② 北海道・東北ブロック医師確保等支援チームに係る事務

小児科、産科等の医師確保や医療提供体制に係る課題等について、管内各県からヒアリング等を行い、問題認識の共有化を図るとともに、解決方策の提言、予算事業の活用方法などの具体的な助言を行うため、「地域医療に関する関係省庁連絡会議」の下に、地域ごとの「医師確保等支援チーム」が設置されています。

東北厚生局管内では、平成19年度から引き続き平成21年5月25日に各県とのヒアリングを行いました。

また、地域における医療連携や病院機能の再編等の動向について、日常的に地元報道等の情報を整理し、本省に情報提供を行っています。

4 医師の臨床研修に関する業務

(1) 概要

平成12年の医師法改正により、診療に従事しようとするすべての医師に2年間の臨床研修が義務付けられ、平成16年度から施行されています。また、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令において臨床研修病院の指定基準等が定められています。

東北厚生局においては、臨床研修病院の指定申請等に係る業務の他、東北管内の臨床研修病院の充実強化に向け、広域的な観点から様々な取組及び医学生・研修医等のための情報発信等を行っています。

(2) 根拠法令等

① 新規申請	医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条
② 研修プログラムの変更又は新設届	同省令第9条
③ その他の変更届	同省令第8条
④ 年次報告 各地方厚生局へ届出	同省令第12条

(3) 実績

ア 申請等

① 新規申請	2件
② 研修プログラム変更等	116件
③ 年次報告受理	92件
④ 臨床研修修了登録申請	450件
⑤ 指導調査	20施設

イ 会議等の開催実績

① 東北ブロック医師臨床研修制度連絡会議（平成21年5月13日）

東北管内における臨床研修病院、関係医師会、行政機関等の協力体制を構築し、臨床研修制度の円滑な実施及び臨床研修の質の向上を図ることを目的として、東北6自治体、臨

床研修病院、大学医学部附属病院、医師会等を対象に連絡会議を開催しました。

② 東北ブロック医師臨床研修制度県担当者会議（平成21年5月13日・平成21年8月5日）

東北管内における臨床研修の今後の取り組みについて意見交換を行うことを目的とし、東北6自治体の臨床研修担当者を対象に会議を開催しました。

③ 東北ブロック医師臨床研修病院合同説明会（平成22年3月21日）

東北ブロックの臨床研修病院がポスターセッション方式により、臨床研修予定者等へ自病院を紹介する説明会を企画、運営しました。

参加数：臨床研修病院 84施設 臨床研修予定者 96名

④ 東北ブロック医師臨床研修指導医ワークショップ

臨床研修指導医が、研修の質を高めるために、望ましい研修プログラムを立案し推進する能力及び基本的な臨床研修能力を備えた研修医を育成する能力を身に付けることを目的として「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針（平成16年3月18日付医政発第0318008号）」に基づき講習会を開催しました。

・平成21年 7月11～12日 40名 会場： 東北厚生局会議室

・平成21年11月21～22日 40名 会場： 東北厚生局会議室

⑤ 東北ブロック臨床研修病院ガイド発行（平成22年3月発行）

医学生等が臨床研修病院を選択する際の情報収集ツールの一つとなるよう、平成17年度より東北ブロックの臨床研修病院の研修プログラム情報を製本し、全国の大学医学部（医科大学）、管内臨床研修病院、管内大学医学部附属病院、医師会、東北6自治体、合同説明会参加学生等へ無料で配布しています。

（4）医師臨床研修病院（管理型）

91施設（大学病院を含む）

5 歯科医師の臨床研修に関する業務

（1）概要

平成12年の歯科医師法改正により、診療に従事しようとするすべての歯科医師に1年間の臨床研修が義務付けられ、平成18年度から施行されています。また、歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令において臨床研修施設の指定基準等が定められています。

（2）根拠法令等

- | | |
|-------------------|----------------------------------|
| ① 新規申請 | 歯科医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令第3条 |
| ② 研修プログラムの変更又は新設届 | 同省令第9条 |

- ③ その他の変更届 同省令第8条
- ④ 年次報告 各地方厚生局へ届出 同省令第12条

(3) 業務実績

- ① 新規申請 5件
- ② 研修プログラム変更等 4件
- ③ 年次報告受理 16件
- ④ 歯科医師臨床研修修了登録申請 138件
- ⑤ 指導調査 2施設

(4) 歯科医師臨床研修施設数

15施設

6 行政処分を受けた医師等に対する再教育に関する業務

(1) 概要

安心、安全な医療を提供し、国民の医療に対する信頼を確保するため、医療従事者の資質の向上に向けた取組として、行政処分を受けた医師等への再教育制度が創設され、平成19年度から施行されています。

医師法第7条の2において、厚生労働大臣は、行政処分を受けた医師に対して医師としての倫理の保持、医師として具有すべき知識及び技能に関する研修を受けるよう命ずることができることと規定されています。歯科医師についても歯科医師法において同様の仕組みとなっています。

具体的な研修内容、期間は、処分の程度に応じて次のとおり区分されています。

- ・戒告 団体研修1日
- ・免許停止1年未満 団体研修2日＋課題研究・課題論文
- ・業務停止1年～2年未満 団体研修2日＋個別研修80時間以上
- ・業務停止2年以上 団体研修2日＋個別研修120時間以上

東北厚生局の主な役割は、次のとおりです。

- ・再教育対象者からの照会対応
- ・当該研修の進捗管理等を行う助言指導者に対する制度説明・照会対応
- ・個別研修の計画書や修了報告書の受付 等

(2) 実績

平成21年度、再教育の対象となった医師は2名であり、対象者の助言指導者等に対する制度説明等を行うとともに、再教育研修に係る事務処理を行いました。

7 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療観察等に関する業務

(1) 概要

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律においては、心神喪失等の状態で殺人、放火等の重大な他害行為を行った者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発防止を図り、その社会復帰を促進するよう、対象者の処遇を決定するための手続等を定めています。

厚生局においては、指定入院医療機関及び指定通院医療機関の指定、選定及び移送、診療報酬請求の審査、処遇改善請求の窓口、精神保健判定医等の名簿の整理を行うこととされています。

平成17年に心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）が施行されてから4年が経過していますが、医療観察法病棟整備の遅れから、全国的に病床不足となっており、当面の措置として、平成20年8月に、医療観察法に基づく指定医療機関に関する省令が一部改正され、特定医療施設（鑑定入院医療機関か指定通院医療機関）か特定病床（指定入院医療機関の医療観察法病棟以外の病棟）に待機入院できるようになりました。

(2) 根拠法令

- | | |
|-----------------------|-------------------------------|
| ① 指定入院（通院）医療機関の指定 | 法第16条 |
| ② 指定入院（通院）医療機関の決定及び変更 | 法第43条 |
| ③ 対象者を指定入院医療機関へ移送 | 法第45条第1項 |
| ④ 特定医療施設、特定病床の選定 | 法に基づく指定医療機関に関する省令附則第2条第1項、第2項 |
| ⑤ 診療報酬の審査 | 法第84条 |
| ⑥ 処遇改善請求の受理審査 | 法第96条第1項 |
| ⑦ 精神保健判定医等名簿の整理 | 法第6条第2項、第15条第2項 |

(3) 業務実績

① 申請等

	指定入院医療機関	指定通院医療機関	特定医療施設	特定病床
新規指定	0件	16件		
廃止・辞退の受理	0件	8件		
指定の取消	0件	0件		
選定	13件	27件	1件	2件

② 診療報酬の審査

入院 446件

通院 521件

- ③ 入院対象者の処遇改善請求受理
0件
- ④ 対象者の移送
14件

【参考】（平成21年度末）

（1）指定医療機関等指定状況

① 指定入院医療機関	1箇所	（独立行政法人国立病院機構花巻病院）
② 指定通院医療機関	病院	45箇所
	調剤薬局	656箇所
	訪問看護ステーション	10箇所

（2）名簿整理状況

① 精神保健判定医	84人
② 精神保健参与員	55人

8 薬事監視等業務

（1）薬事監視関係業務、医薬品製造業及び輸入販売業の許可関係業務

① 概要

薬事法第13条第2項の規定による医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可及び同法第40条の2第2項の規定による医療機器の修理業の許可は、厚生労働大臣が許可することになっていますが、その権限は同法第81条の4により地方厚生局長に委任されています。

なお、同法第81条によってその事務の一部を都道府県が行うこととなっていますので、当局は医薬品製造業の一部を管轄しています。

② 根拠法令

薬事法第13条、第69条

③ 実績

平成21年度は、岩手県赤十字血液センターより試験検査機関の廃止、各県赤十字血液センターから試験検査機械器具等の追加及び変更に係る届（15件）があり、受理しました。

（2）毒物及び劇物の製造業及び輸入業の登録及び監視関係業務

① 概要

毒物及び劇物取締法に基づき、人や動物が飲んだり吸い込んだり、あるいは、皮膚や粘膜に付着した際に生理的機能に危害を与え、その程度の激しいものとして規定されている毒物及びその程度が比較的軽いものとして規定されている劇物等であって、医薬品及び医薬部外

品以外のものは、製造所又は営業所ごとに厚生労働大臣が登録を行うこととなっています。

なお、厚生労働大臣の権限は、毒物及び劇物取締法第23条の6第1項の規定によって地方厚生局長に委任されており、申請書等は製造所又は営業所の所在地の都道府県知事を経由して厚生局長に提出されます。

また、販売業の登録は都道府県知事が行うことになっています。

② 根拠法令

毒物及び劇物取締法第4条、第17条

③ 実績

管内に所在する毒物及び劇物を製造又は輸入する営業所等の新規登録、登録更新、その他各種届に対応するとともに、毒物及び劇物による社会的問題となる違法行為等に対する監視業務のための情報収集を中心に業務を行いました。

なお、平成21年度営業者登録等の業務実績は次のとおりです。

- ・ 営業者登録数 51件
- ・ 登録等申請数 26件
- ・ 変更等届数 25件

Ⅶ 食品衛生課

食品衛生課は、総合衛生管理製造過程の承認、食品衛生法に基づく登録検査機関の登録・監督、水産食品及び食肉の輸出認定施設及び検査施設に対する指導・監督、健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の監視などを主な業務としています。

1 食品衛生法に基づく総合衛生管理製造過程の承認・査察業務

(1) 概要

食品の製造等において、食中毒等による危害を未然に防止するのに有効とされる衛生管理手法として、HACCP（Hazard Analysis Critical Control Point：危害分析重要管理点）システムがあります。

総合衛生管理製造過程とは、このHACCPシステムを取り入れた衛生管理と、その前提となる一般的衛生管理（施設設備・機械器具の保守点検と衛生管理、従業員の衛生教育、原料の衛生的な取扱いなど）を確実に行うことで、危害発生の防止措置が総合的に講じられた製造又は加工の過程を言い、新しい手法の衛生管理として、平成7年5月に食品衛生法の中に創設された承認制度です。

本制度は、事業者が総合衛生管理製造過程に基づいて自ら設定した食品の製造・加工方法と衛生管理の方法について厚生労働大臣が承認するもので、本制度の承認を受けた食品は、食品衛生法第11条第1項の製造方法の基準に基づく画一的な製造・加工方法の基準によらなくとも、工程の各段階において安全性に配慮した多様な方法により製造することが可能となっています。

承認品目は政令で規定されており、現在は以下の食品が対象となっています。

- ア 乳として、牛乳、山羊乳、脱脂乳、加工乳
- イ 乳製品として、クリーム、アイスクリーム、無糖練乳、無糖脱脂練乳、脱脂粉乳、発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料
- ウ 清涼飲料水として、ミネラルウォーター、冷凍果実飲料 他
- エ 食肉製品として、乾燥食肉製品、非加熱食肉製品、加熱食肉製品 他
- オ 魚肉練り製品として、魚肉ハム・ソーセージ、特殊包装かまぼこ 他
- カ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品として、缶詰食品、瓶詰食品、レトルト食品

「総合衛生管理製造過程承認制度実施要領」は、本制度に係る申請手続き、承認基準の具体的内容等を明確にしたものです。

東北厚生局では、当該要領に基づいて、事業者からの新規申請、3年毎の更新申請（承認の有効期間は3年間）、承認内容の一部変更にとまなう申請に対し、書類審査や現地工場の査察により、承認基準の適合性審査と承認を行っています。

また、既に承認済みの品目を製造・加工する施設についても、本制度の適切な運用状況を確認するために、年1回以上の承認後査察を実施しています。

なお、監視指導における連携を図る観点から、現地査察には各都道府県等の食品衛生監視員に同行を依頼して実施しています。

(2) 根拠法令等

- ア 食品衛生法第13条、第14条
- イ 食品衛生法施行令第1条、第2条、第3条
- ウ 食品衛生法施行規則第13条～第16条
- エ 「総合衛生管理製造過程承認制度実施要領の改定について」
*平成12年11月6日付け生衛発第1634号の2（医薬局食品保健部長通知）

(3) 業務実績

東北厚生局では、東北管内にある45の全ての施設について、承認品目毎の査察を実施しました。

なお、平成21年度に申請や承認対象品目の返上等があった施設は以下のとおりです（カッコ内には、承認品目の食品群と工場の所在地を示しました）。

ア 新規の承認(4施設、4食品群)

- ・(株)アマタケ 滝の里工場（食肉製品、岩手県）
- ・松永牛乳株式会社（乳、福島県）
- ・相模ハム株式会社 白河工場（食肉製品、福島県） ・不二家乳業株式会社（乳、岩手県）

イ 承認の更新（8施設、10食品群）

- ・山形食品(株)（清涼飲料水、山形県）
- ・北日本羽黒食品(株)羽黒工場（清涼飲料水、山形県）
- ・三和缶詰(株)本社工場第6工場（容器包装詰加圧加熱殺菌食品、山形県）
- ・秋田県農協農業株式会社（乳、秋田県）
- ・明治乳業株式会社東北工場（乳及び乳製品、宮城県）
- ・奥中山高原農協乳業株式会社（乳及び乳製品、岩手県）
- ・会津中央乳業（株）（乳、福島県）
- ・銀河フーズ株式会社花巻工場（食肉製品、岩手県）

ウ 承認内容の一部変更（2施設、3食品群）

- ・東北グリコ乳業（株）（乳及び乳製品、宮城県）
- ・丸菱食品(株)第8工場（清涼飲料水、山形県）

エ 承認対象品目の返上等（2施設、2食品群）

- ・(株)夕月 夕月工場（魚肉練り製品、福島県）
*平成21年5月11日に承認返上（会社の方針変更により返上）
- ・東北相模ハム（株）白河工場（食肉製品、福島県）
*平成21年11月30日に承認返上（相模ハム（株）に吸収合併され、社名等変更に伴い返上し、新規申請した）

(4) 承認品目毎の承認状況

(平成22年3月31日現在)

承認 件数	乳	乳製品	食肉製品	魚肉練り 製品	容器包装詰 加圧加熱 殺菌食品	清涼 飲料水	合計
全国	231	234	122	32	29	173	821
東北	26	16	17	2	3	6	70

2 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録及び監査・指導業務

(1) 概要

厚生労働大臣及び都道府県知事は、食品衛生上の危害発生防止のために必要があると認める場合、事業者へ検査を命ずることが出来ます(以下、命令検査)。

命令検査は、国及び都道府県等の食品衛生検査施設、又は厚生労働大臣の登録を受けた登録検査機関のみが検査を受託出来ます。

登録検査機関とは、国及び都道府県等に代わって命令検査を受託する検査機関のことですが、食品衛生法第33条で規定された登録の基準を満たしていれば、民法法人（民法第34条に基づいて設立される社団法人又は財団法人等の公益法人）以外の法人であっても検査機関としての登録を受けることが可能です。

登録は5年毎の更新が必要で、更新を受けることなく所定の期間を経過した場合、その効力は失われます。

東北厚生局では、新規登録等の申請に係る審査以外に、全ての登録検査機関に対して年1回以上の監査を実施し、登録要件の遵守状況を確認しています。

なお、監査の結果、検査の業務管理等に改善すべき箇所があれば、適合命令や改善命令等を文書により通知しています。

(2) 根拠法令等

ア 食品衛生法第25条、第26条、第31条～47条

イ 食品衛生法施行令第10条～第12条

ウ 食品衛生法施行規則第38条～第47条

エ 「登録検査機関の登録等について」

＊平成16年2月6日付け食安発第0206001号（食品安全部長通知）

オ 「登録検査機関における製品検査の業務管理について」

＊平成16年3月23日付け食安監発第0323003号（監視安全課長通知）

カ 「登録検査機関における食品検査の信頼性確保について」

＊平成16年6月15日付け食安監発第0615002号（監視安全課長通知）

キ 「登録検査機関における業務上の留意事項について」

(3) 業務実績

平成21年度における東北管内の登録検査機関は12施設で、東北厚生局ではこれら全ての施設を対象に立入検査を実施し、改善を要する事項があれば文書で通知しました。

なお、平成21年度の登録事項等の変更施設は以下のとおりです。

ア 登録事項の変更

- ・日本環境科学（株）
- ・（財）秋田県総合保健事業団

イ 業務規定の変更

- ・（財）福島県保健衛生協会

ウ 新規登録、登録の更新及び登録の廃止は無し

3 輸出水産食品の取扱い施設に対する査察等の業務

米国及びEU（欧州連合）では、HACCPシステムに基づく衛生管理を導入した施設で製造・加工等するよう、国内で製造される水産食品のほか、海外から輸入される水産食品についても規則や指令により義務付けています。

(1) 対米輸出水産食品の加工認定施設への査察等

ア 概要

米国に水産食品を輸出する加工施設は、米国連邦規則に示された要件を満たす必要があり、厚生労働省は米国政府と協議の上で「対米輸出水産食品の取扱いについて」を策定し、当該要領に基づいた輸出が行われています。

本要領では、製造・加工施設はHACCPに基づいた衛生管理を実施すること、都道府県等の衛生主管部長が認定した施設しか輸出できないこと等が定められています。

東北厚生局は当該要領に基づいて、認定施設の査察や施設の認定に係る都道府県等との協議、認定の取り消しなどを行っています。

イ 根拠通知

- ・「対米輸出水産食品の取扱いについて」

*平成20年6月16日付け食安発第0616003号（医薬食品局食品安全部長通知）

ウ 業務実績

平成21年度は、認定された6施設中以下の5施設について、対米輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員（施設を所管する都道府県等の食品衛生監視員から厚生労働省が指名）とともに現地査察を実施しました。

- ・（株）成邦商事（青森市：冷凍ホタテ貝柱）
- ・（株）青森県ほたて加工（青森市：冷凍ホタテ貝柱）
- ・（株）渡會（宮城県塩釜市：真鱈、からすかれいフィレ等）
- ・マルトモ(株)チルド仙台工場（宮城県柴田町：くらげ、いか加工品）

- ・(株)中外フーズ（福島県梁川町：味付数の子、ほっき、いい蛸等）

（２）対EU輸出水産食品の加工認定施設への査察等

ア 概要

水産食品をEU（欧州連合）域内に輸出する場合、EU指令に基づく食品加工施設等の認定や漁船等の登録要件を満たす以外に、食品・動物衛生証明書（以下「衛生証明書」）の添付を義務付けられています。

そこで、食品衛生関係の事務を所管する厚生労働省と漁業関係の事務を所管する水産庁は、EU側と協議の上で「対EU輸出水産食品の取扱要領」を策定し、当該要領に基づいた輸出が行われています。

本要領では、漁業従事者を含む関係事業者が遵守すべき衛生要件や、加工施設がHACCP等に基づく衛生管理を実施する要件以外に、衛生証明書の発行手順、衛生当局と水産当局が実施すべき監視の内容等を詳細に定めています。

東北厚生局は、当該要領で定められた施設の認定に係る協議や認定の取消の他、6ヶ月に1回以上の現地査察を実施しています。

なお、東北厚生局の所管地域はホタテガイの輸出関連施設を有することから、取扱要領で二枚貝のみ別途規定された貝類衛生対策委員会の認定（都道府県等の衛生部局と水産部局の職員で構成）や、同委員会の策定する「生産海域等のモニタリングに係るサンプリング計画書」の承認なども併せて実施しています。

イ 根拠通知

- ・「対EU輸出水産食品の取扱いについて」

＊平成21年6月4日付け食安発第0603001号・21消安第2148号・21水漁第175号

（厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費・安全局長・水産庁長官通知）

ウ 業務実績

平成21年度は、認定された以下の2施設についてそれぞれ2回ずつ、対EU輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員（施設を所管する都道府県等の食品衛生監視員から厚生労働省が指名）とともに現地査察を実施しました。

- ・(株)成邦商事（青森市：冷凍ホタテ貝柱）
- ・極洋食品(株) 第2工場（塩釜市：冷凍食品（えびフリッター））

また、平成22年1月25日から29日にかけて、EUのFVO（食品・獣医事務所）査察担当官2名と微生物の専門家1名による、青森県の対EU輸出ホタテガイ関連施設等への査察が実施されました。

査察については認定加工施設の成邦商事以外に、登録養殖場と陸揚げ地を管理する野辺地漁協、陸奥湾の有毒プランクトン発生状況をモニタリングする水産総合研究所、ホタテガイの毒化状況等を調査する青森県環境保健センターをはじめ、貝毒検査を受託している2つの登録検査機関が対象となりました。

査察では担当官がこれらの対象施設に赴き、「対EU輸出水産食品の取扱要領」等に基づく適正な運用状況を確認すると共に、施設や養殖場等を監視・指導する立場の青森市、青森県、東北厚生局及び厚生労働本省等への聞き取り調査も同時に行われました。

なお、今回の査察報告書は FVO のインターネットホームページ上で平成 22 年 4 月に公開されましたが、青森県のホタテガイに関する査察結果は概ね良好との評価でした。

(3) 対中国輸出水産食品に係る業務

ア 中国向けの輸出水産食品は、中国政府が衛生証明書の添付を義務付けていることから、厚生労働省では「対中国輸出水産食品の取扱要領」を定めています。

都道府県等の衛生部局は、当該要領に基づいて衛生証明書の発行や施設の登録を行っており、東北厚生局も都道府県等から要請があった場合など、必要に応じて施設の現地調査を行ったり、管轄する各都道府県等から情報提供される施設の登録状況を取りまとめて、定期的に厚生労働本省へ報告しています。

なお、平成21年11月に発出された本省通知「中国向け輸出水産食品の取扱いについて」により、都道府県や厚生局が実施する全ての業務が、平成22年2月1日以降から登録検査機関に完全移行されています。

イ 根拠通知

- ・「対中国輸出水産食品の取扱いについて」
*平成18年1月16日付け食安発第0116001号（食品安全部長通知）
- ・「対中国輸出水産食品の取扱いについて」
*平成21年11月10日付け食安発1110号第1号（食品安全部長通知）

4 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく指定検査機関の指定及び 監査指導業務

(1) 概要

「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」では、都道府県知事等は厚生労働大臣の指定する検査機関に食鳥検査の全部又は一部業務を委任させ、食鳥検査を行わせることが出来るとしていますが、指定を受けることが可能な検査機関（以下、指定検査機関）は一般社団法人又は一般財団法人に限定されています。

東北厚生局では、検査機関からの申請に係る指定基準の審査と指定の他、指定検査機関の事業計画等の認可申請に係る審査・認可業務、指定基準の遵守状況確認のための立入検査等を実施しています。

(2) 根拠法令等

- ア 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第21条～35条、37条、38条
- イ 「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第二条の規定に基づき厚生大臣が指定する検査機関の指定等について」
*平成4年1月24日付け衛乳第7号（乳肉衛生課長通知）

(3) 業務実績

平成21年度は、事業計画等に係る認可申請2件、役員選任に係る認可申請2件、事業計画等に

係る変更認可申請2件及び業務規程に係る変更認可申請1件について認可しました。

また、法第38条第2項の規定に基づき、指定検査機関の岩手県獣医師会食鳥検査センターへの立入検査を1回件実施しました。

(4) 指定検査機関（2施設）

- ・(社) 岩手県獣医師会食鳥検査センター
- ・(社) 青森県獣医師会食鳥検査センター

5 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制に関する業務

(1) 概要

食品として販売されているものの中には、必ずしも実証されていない健康の保持・増進効果を虚偽又は誇大に表示しているものが見受けられ、更にそれらの食品では長期的かつ継続的な摂取が推奨される傾向にあります。

このような状況の下、著しく事実に相違又は人を誤認させる広告が取り締まられることなく放置された場合、消費者が必要とする診療の機会を逸する等、健康に重大な支障を引き起こす可能性があります。

そこで、健康増進法第32条の2において、内閣府令で定める事項に著しく相違する又は著しく誤認させる場合、それらの虚偽又は誇大な広告を禁止しています。

東北厚生局では消費者庁及び都道府県等と連携し、同条文に違反する不適正な広告等が行われた食品の排除に努めています。

(2) 根拠法令等

ア 健康増進法第32条の2、第32条の3第1項及び第2項

イ 健康増進法第32条の3第3項において準用する第27条第1項

ウ 健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第20条において準用する第32条の2第1項

エ 「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)について」

*平成15年8月29日付け薬食発第0829008号（医薬食品局長通知）

オ 「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適正化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)に係る留意事項について」

*平成15年8月29日付け食安基発第0829001号及び食安監発第0829005号

（基準審査課長及び監視安全課長通知）

(3) 業務内容

ア 都道府県等との連絡調整等

疑義照会への対応、指導要請、事例報告の受理・整理、違反事例の調査・収去

イ 新開発食品保健対策室との連絡調整等

報告事例の送付、指導要請（インターネットの指導等は本省が専任）

- ウ 事業者への指導等（本省が専任するネット事業等を除く）
改善指導、改善確認、勧告措置、命令措置

(4) 平成21年度業務実績

- ア 自治体からの事例報告の受理件数76件
- イ 平成21年度虚偽誇大広告等の監視指導に係る研修会の開催
(平成22年3月5日東北厚生局会議室：自治体担当者51名参加)

6 その他

地方厚生局の業務は上記1～5以外に、「食肉の輸出認定施設及び検査施設に対する査察及び指導に関する業務」、「大規模食中毒発生時の関係機関との調整に関する業務」がありますが、東北厚生局では、本年度これらの業務に関する実績はありませんでした。

VIII 保険年金課

保険年金課は社会保険課が行っていた業務の一部を引き継ぐとともに、平成20年10月に発足した全国健康保険協会（協会けんぽ）支部の指導監査という新たな業務を行うため、平成20年10月に新設された課です。

1 健康保険組合に関する業務

(1) 概要

健康保険組合とは、常時700人以上の従業員がいる事業所、または同種・同業の事業所を集めて3,000人以上の従業員がいる事業所が、事業主の申請によって厚生労働大臣の認可を得て設立するものであり、全国健康保険協会（協会けんぽ）と同じく健康保険の事業を運営する保険者です。健康保険組合が保険者となって運営する健康保険を「組合管掌健康保険」といい、従業員700人以上の大企業体を母体としてつくられた健康保険組合を単一健保組合、同業・同種の事業所によって組織された健康保険組合を総合健保組合といいます。

東北厚生局では健康保険組合の健全な運営を図ることで組合員の利益を守るため、組合が行う業務について次のとおり指導監督を行っています。

○ 健康保険組合の監督に関すること

- ① 諸認可（設立、合併及び解散等を除く。）に関すること。
- ② 運営の指導監督（監査）に関すること。
- ③ 解散、合併等の事務指導に関すること。
- ④ 事業運営の現状分析及び財政運営の分析に関すること。
- ⑤ 諸調査及び諸統計の作成に関すること。

(2) 根拠法令等

- ・健康保険法第29条、第205条
- ・厚生労働省設置法第18条
- ・厚生労働省組織規則第707条第80号、第718条第3号

(3) 業務実績（平成21年度）

指導監査	指定健保組合の指定	解散・合併認可※	規約改正等認可	届出・報告等	公法人証明 印鑑証明
10組合	0組合	1組合	33件	619件	11件

※ 平成21年4月1日 常磐（解散）

[指導監査における主な指導内容]

- ・医療費適正化対策を強化する等なお一層の支出の抑制を図り、財政の健全化に努めること。
- ・レセプト点検については、縦覧点検を実施する等、レセプト点検の一層の充実を図り、医療費の適正化に努めること。

- ・重点実施項目等の実施計画を策定する等、効果的なレセプト点検を実施し、医療費の適正化に努めること。
- ・経理の事務処理については、現金出納簿と預貯金との突合・確認を行うよう努めること。
- ・組合会の招集手続きについては、規約に基づき適正に実施するよう努めること。

2 厚生年金基金、国民年金基金に関する業務

(1) 概要

厚生年金基金とは、企業や業界団体等が厚生労働大臣の認可を受けて設立する法人であり、国の年金給付のうち老齢厚生年金の一部を代行するとともに、厚生年金基金独自の上乗せを行い、年金資産を管理・運用して年金給付を行っています。

また、国民年金基金とは、厚生労働大臣の認可を受けた公的な法人であり、都道府県ごとに設立された「地域型基金」と職種別に設立された「職能型基金」の2種類に大別されます。地域型基金は、平成3年5月に全国の47都道府県で設立され、それぞれの都道府県に住所を有する国民年金第1号被保険者が加入でき、職能型基金は、25職種について平成3年5月より順次設立され、各国民年金基金ごとに定められた事業または業務に従事する国民年金第1号被保険者が加入できます。

東北厚生局では、基金の健全な運営を図ることで加入員の利益を守るため、基金が行う業務について次のとおり指導監査を行っています。

- 厚生年金基金及び国民年金基金の監督に関すること。
 - ① 基金の指導監督に関すること。
 - ② 基金の規約改正（年金数理に関するものを除く。）に関すること。
 - ③ 解散・合併等の事務指導に関すること。
 - ④ 事業運営の現状分析及び財政運営の分析に関すること。
 - ⑤ 諸調査及び諸統計に関すること。

(2) 根拠法令等

- ・厚生年金保険法第178条、第179条、第180条
- ・厚生年金基金令第56条
- ・国民年金法第141条、142条、142条の2
- ・国民年金基金令第53条
- ・厚生労働省設置法第18条
- ・厚生労働省組織規則第707条第81号、第718条第4号

(3) 業務実績（平成21年度）

厚年基金 指導監査	国年基金 指導監査	解散に伴う 実地監査	解散認可	将来返上 認可	過去返上 認可
7基金	2基金	0基金	0基金	1基金	0基金

規約改正等 認可	届出・報告 等	公法人証明
87件	442件	13件

[厚生年金基金指導監査における主な指導内容]

- ・依然として積立金が積立水準を満たしていない状況にあることから、引き続き財政の健全化に努めること。
- ・積立金が積立水準を満たしているものの、成熟度の上昇等により、今後は厳しい財政状況が予想されることから、引き続き財政の健全化に努めること。
- ・資産運用検討委員会の設置等、体制の整備を図り、安全かつ効率的な年金資産運用を行うこと。
- ・滞納事業所の実態を把握し、早期の未収解消に努めること。

[国民年金基金指導監査における主な指導内容]

- ・国民年金基金制度の周知を図ること。
- ・効果的な加入員確保事業の推進に努めること。

3 確定拠出年金に関する業務

(1) 概要

確定拠出年金とは、運営形態により企業が実施する「企業型」と国民年金基金連合会が実施し確定給付型企业年金のない従業員や自営業者等が加入する「個人型」の2つに大別され、いずれも規約を作成し厚生労働大臣の承認を受ける必要があります。拠出された掛金は個人ごとに明確に区分され、掛金と個人の運用指図による運用収益との合計額をもとに給付額が決定されます。

東北厚生局では、確定拠出年金実施事業主が健全な運営を図ることで加入員の利益を守るため、確定拠出年金実施事業所が行う業務について指導監督を行い、平成21年度については次のとおり認可しました。

- 確定拠出年金事業の監督（事業主に係るものに限る。）に関すること。
 - ① 運営管理機関の指導監督に関すること。
 - ② 規約承認に関すること。
 - ③ 規約の変更に関すること。
 - ④ 終了の承認に関すること。

(2) 根拠法令等

- ・確定拠出年金法第103条、第104条、第114条第3項
- ・確定拠出年金法施行令第57条
- ・確定拠出年金法施行規則第71条、第72条
- ・厚生労働省設置法第18条

・厚生労働省組織規則第707条第82号、第718条第5号

(3) 業務実績（平成21年度）

規約承認 (うち新規承認)	届出報告等
17件 (4件)	117件

4 確定給付企業年金に関する業務

(1) 概要

確定給付企業年金とは、運営形態により企業法人が法人格のある企業年金基金を厚生労働大臣の認可を受けて設立する「基金型」と、労使合意の年金規約を制定し、厚生労働大臣の承認を受ける「規約型」の2つに大別され、年金資産を管理・運用して年金給付を行っています。

東北厚生局では、確定給付企業年金実施事業主が健全な運営を図ることで加入員の利益を守るため、確定給付企業年金実施事業所が行う業務について指導監督を行い、平成21年度については次のとおり認可しました。

○ 確定給付企業年金事業の監督に関すること

- ① 事業主等の指導監督に関すること
- ② 規約承認に関すること
- ③ 規約の変更に関すること
- ④ 終了の承認に関すること

(2) 根拠法令等

- ・確定給付企業年金法第101条、第102条、第104条
- ・確定給付企業年金法施行令第72条
- ・確定給付企業年金法施行規則第120条、第121、第122条
- ・厚生労働省設置法第18条
- ・厚生労働省組織規則第707条第82号、第718条第5号

(3) 業務実績（平成21年度）

規約承認 (うち新規承認)	大臣承認（認可） 書類の受付進達等	届出報告等	公法人証明
73件 (44件)	215件	308件	17件

5 農業者年金基金に関する業務

(1) 概要

農業者年金基金は、農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国

民年金の給付とあわせて農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的としており、平成14年1月1日から農林水産大臣が単独で所管、平成15年10月1日からは独立行政法人へ移行しました。

農業者年金基金業務受託者への指導監督は、旧制度の年金給付について特に必要と考えられる場合にのみ実施することとしています。

(2) 業務実績

平成14年度～21年度指導監査該当業務受託者なし。

6 全国健康保険協会に関する業務

(1) 概要

全国健康保険協会とは、中小企業等で働く従業員やその家族が加入している健康保険（政府管掌健康保険）を運営していた国（社会保険庁）に替わり、平成20年10月1日に新たに設立されたものです。

東北厚生局では、全国健康保険協会支部の健全な運営を図ることで被保険者等の利益を守るため、協会支部が行う業務について指導監査を行うこととしています。

○ 全国健康保険協会の行う業務に関すること。

- ① 全国健康保険協会に対する報告の徴収、質問及び検査に関すること。
- ② 全国健康保険協会が行う国税滞納処分の例による処分に関する認可に関すること。

(2) 根拠法令等

- ・健康保険法第7条の38・39
- ・厚生労働省設置法第18条
- ・厚生労働省組織規則707条第77・78号、718条第1・2号

(3) 実務実績

平成21年度の事業実績なし。

IX 管理課

管理課は、医療法人や公益法人に関する定款変更認可等の業務、後期高齢者医療制度、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督、社会保険診療報酬支払基金支部の監督を行っています。

1 2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人の定款変更認可等及び指導監督について

(1) 概要

医療法人は、昭和25年の医療法改正により制度化され、医療法に規定された法人です。

医療法人制度は、医療事業の経営主体が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得する途を開くことにより、①資金の集積を容易にするとともに、②医療機関の経営に永続性を付与し、もって私人による医療機関の経営の困難を緩和することを目的として創設されています。

医療法人の設立及び定款変更等の認可については、都道府県知事が行っていますが、2以上の都道府県の区域において、病院、診療所又は老人保健施設を開設するものにあつては厚生労働大臣の認可が必要です。

東北厚生局では、主たる事務所の所在地が管内6県にある医療法人で、2以上の都道府県内において病院等を開設する場合の定款変更認可等に関する業務を行っています。

また、平成19年の医療法改正により、透明性の確保を図る観点から医療法人の定款若しくは寄附行為又は決算届について、請求があつた場合にはこれを閲覧に供しなければならないこととなっております。

(2) 根拠法令等

医療法施行規則第43条の3の規定により次の業務が地方厚生局長に権限委任されています。

ア 定款変更認可・届出受理	医療法第50条
イ 理事の特例の認可	医療法第46条の2第1項、医療法施行規則第31条の3
ウ 理事長の特例の認可	医療法第46条の3第1項、医療法施行規則第31条の4
エ 管理者たる理事の特例認可	医療法第47条第1項、医療法施行規則第31条の5
オ 仮理事の選任	医療法第46条の4第5項
カ 事業報告書等の届出受理	医療法第52条第1項
キ 定款等の閲覧	医療法第52条第2項
ク 立入検査	医療法第63条第1項
ケ 措置命令	医療法第64条第1項
コ 登記事項変更登記完了届出の受理	医療法施行令第5条の12
サ 役員変更の届出の受理	医療法施行令第5条の13

アの定款変更認可及びイ～エの認可の申請は、医療法第68条の2第2項の規定により都道府

県知事を経由して行われます。都道府県知事は必要な調査をし、意見を付して進達することとされています。

(3) 実績

ア 定款変更認可	15 件
内、認可権者変更について	
都道府県知事→厚生労働大臣	2 件
厚生労働大臣→都道府県知事	3 件
イ 決算届受理	24 件
ウ 役員変更届受理	20 件
エ 登記事項変更登記完了届受理	34 件
オ 定款等の閲覧	8 件

(4) 東北厚生局所管医療法人

26 法人（平成 22 年 3 月 31 日現在）

2 特定医療法人が、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明について

(1) 概要

特定医療法人とは、医療法人が税法上の承認を国税庁長官から受け、当該承認後に終了する各事業年度において、法人税率の軽減の適用を受ける医療法人のことです。

東北厚生局では、特定医療法人として、法人税率の軽減の適用を受ける要件とされている厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準（下記ア～カ）を満たすものである旨の証明書の交付事務を行っています。

【軽減税率適用要件】

- ア 社会保険診療に係る収入金額及び健康増進事業（健康診査に係るものに限る。）に係る収入金額の合計額が全収入金額の100分の80を超えること。
- イ 自費患者に対し請求する金額が、社会保険診療報酬と同一の基準により計算されること。
- ウ 医療診療収入が、医師、看護師等の給与、医療提供に要する費用等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じた額の範囲内であること。
- エ 役職員一人につき年間の給与総額が、3,600万円を超えないこと。
- オ その医療施設のうち一以上のものが、次のいずれかに該当すること。
 - ・病院であって、40人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - ・専ら、皮膚泌尿器科、眼科、整形外科、耳鼻いんこう科又は歯科の診療を行う病院であって、30人以上の患者を入院させるための施設を有すること。
 - ・救急病院である旨を告示されていること。
 - ・救急診療所である旨を告示され、かつ、15人以上の患者を入院させるための施設を有すること。

カ 医療施設ごとに、特別の療養環境に係る病床数が当該医療施設の有する病床数の100分の30以下であること。

【優遇措置の内容】

法人税において22%（通常30%）の軽減税率が適用されます。

(2) 根拠法令等

- | | | |
|---|------------|-----------------------|
| ア | 租税特別措置法 | 第 67 条の 2 第 1 項 |
| イ | 租税特別措置法施行令 | 第 39 条の 25 第 1 項第 1 号 |

(3) 実績

証明 24 件

3 病院用等建物の建替えに係る租税特別措置法上の特別償却制度に関する証明について

(1) 概要

平成13年3月に施行された第4次医療法改正により、病院の構造設備基準が引き上げられました。この新しい基準に適合した病院に建替えをする際の負担に着目し、早期に建替えが行われるよう誘導するため、平成13年度から税制上の優遇措置（特別償却制度）が設けられました。その後、平成15年度税制改正（租税特別措置法等の改正）により、診療所用の建物の建替えにも適用されることとなっています。

東北厚生局では、特別償却制度の適用を受けるために必要となる①新基準要件を満たした建替え病院用等建物であること、②救急医療等の一定の政策的医療を実施していることについての証明書の交付を行っています。

【優遇措置の内容】

取得年度において、基準取得価額の15%の特別償却が認められます。

$$\begin{aligned} \text{実際の取得価額} &\times 1/2 = \text{基準取得価額} \\ \text{基準取得価額} &\times 15\% = \text{特別償却限度額} \end{aligned}$$

(2) 根拠法令等

- | | | |
|---|-------------|---|
| ア | 租税特別措置法 | 第 12 条の 3 第 1 項及び第 2 項
第 45 条の 2 第 3 項及び第 4 項 |
| イ | 租税特別措置法施行令 | 第 6 条の 5
第 28 条の 10 第 8 項及び第 9 項 |
| ウ | 租税特別措置法施行規則 | 第 5 条の 18 第 1 項及び第 2 項
第 20 条の 17 第 4 項及び第 6 項 |

(3) 実績

証明 0 件

4 医療保健業を行う公益法人等に対する法人税法上の非課税措置に係る証明について

(1) 概要

平成20年度税制改正により、①非営利型の一般社団法人のうち、いわゆるオープン病院事業を行う医師会や歯科医師会で、一定の基準を満たしたものの、②法人税法の別表第2に掲げる公益法人等のうち、無料低額な診療を行う病院事業を行う法人で、一定の基準を満たしたものについて、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除外されることとなりました。

東北厚生局では、非課税措置制度の適用を受けるために必要となる要件を満たしている公益法人であることの証明書の交付を行っています。

【適用基準】

ア オープン病院事業を行うもの

事業要件 平成20年厚生労働省告示第297号

収入要件 平成20年厚生労働省告示第297号

イ 無料低額な診療を行う病院事業を行うもの

事業要件 法人税法施行規則第6条第4号

収入要件 平成20年厚生労働省告示第298号

なお、②において、特例社団・財団法人、公益社団・財団法人については収入要件を必要としません。

【優遇措置の内容】

医療保健業について、収益事業の範囲から除外されます。

(2) 根拠法令等

ア 法人税法施行令第5条第1項第29号ワ

法人税法施行規則第5条第6号

イ 法人税法施行令第5号第1項第29号タ

法人税法施行規則第6条第4号

法人税法施行規則第6条第7号

(3) 実績

証明 17件（全て無料低額な病院事業を行う特例財団法人）

5 後期高齢者医療制度に係る技術的助言・指導監督について

(1) 概要

後期高齢者医療制度は、平成20年4月に創設された他の健康保険から独立した医療保険制度です。保険者は都道府県を範囲とした広域連合（後期高齢者医療広域連合）、被保険者は75歳以上の方等です。

東北厚生局では制度の適切な運営のため、県、後期高齢者医療広域連合及び市町村並びに

国民健康保険団体連合会における後期高齢者医療制度の業務の指導を行っています。

(2) 根拠法令等

ア 高齢者の医療の確保に関する法律第3条、第133条、第162条

イ 厚生労働省設置法第18条

ウ 地方自治法第245条の4、5、6、7、8

エ 厚生労働省組織規則第707条第86号、第718条第4号

(3) 実績

技術的助言・指導監督 6 広域連合

6 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の技術的助言・指導監督について

(1) 概要

国民健康保険の保険者は市町村（特別区を含む）と、土木建築業者等の同業者で組織する国民健康保険組合であり、被保険者は被用者保険（健康保険や共済組合等）に加入していない自営業者や農業者等です。また、国民健康保険団体連合会とは、国民健康保険法第83条に基づき、保険者がその目的を達成するため、共同して設立する組織です。

東北厚生局では、国民健康保険事業が健全に運営されるよう、国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会の行う業務（介護保険事業関係業務を除く。）の指導を行っています。

(2) 根拠法令等

ア 国民健康保険法第106条、第108条、第119条

イ 厚生労働省設置法第18条

ウ 地方自治法第245条の4、5、6、7

エ 厚生労働省組織規則第707条第86号、第718条第4号

(3) 実績

技術的助言・指導監督 6 県、6 市、2 国保連合会（青森、福島）

【県に対する主な助言等内容】

- ・ 各保険者の事業運営の現状と課題を把握し、安定的な運営が図れるように積極的な理事者対策に努めること。
- ・ 財政運営の安定化を図る観点から計画的に基金の積増しがされるように助言すること。
- ・ 各保険者の実情を的確に把握し、口座振替の推進、徴収体制の整備、厳正な滞納処分、全庁体制の実施等、効果的な収納対策を実施するよう各保険者の実態に添った助言を行うこと。
- ・ レセプト点検体制の整備、外部委託を実施している保険者には確実な進行管理を実施する等、効果的なレセプト点検調査を図るよう助言すること。

【市町村に対する主な助言等内容】

- ・ 財政運営の安定化を図る観点から、計画的に基金の積増しに努めること。
- ・ 口座振替の推進、徴収体制の整備、厳正な滞納処分、全庁体制の実施等、積極的な収納対策を図ること。
- ・ レセプト点検は、職員の進行管理の徹底等、的確な指導・管理を図ること。
- ・ 医療費の状況等の分析を十分実施し、医療費の適正化に取り組むこと。

【国保連合会に対する主な指導内容】

- ・ レセプト点検事務支援及び保険者への研修内容の充実を図ること。
- ・ 医療費分析データが、各保険者において有効活用がされるように改善・検討を行うこと。

7 社会保険診療報酬支払基金支部の監督について

(1) 概要

社会保険診療報酬支払基金は、健康保険などの被用者保険にかかる診療報酬の審査支払機関（国民健康保険では、国民健康保険団体連合会）です。

支払基金は、医療機関から請求された診療報酬（診療内容）が適正であるかどうかを審査した上で、保険者（健康保険組合や共済組合等）に請求します。

保険者は、事業主と被保険者から納められた保険料により支払基金に診療報酬を払い込み、支払基金は、この診療報酬を毎月一定の期日までに医療機関に支払います。

このように、医療費は、医療機関、保険者が個別にそれぞれの請求・支払を行うのではなく、支払基金という公的な機関を通して適正に審査され支払われています。

東北厚生局では、社会保険診療報酬支払基金支部の行う業務（高齢者医療制度関係業務及び介護保険関係業務を除く。）の適正かつ効率的な運営を確保することを目的として、監督を行っています。

(2) 根拠法令等

- ア 社会保険診療報酬支払基金法第 28 条、第 30 条
- イ 社会保険診療報酬支払基金法施行規則第 14 条
- ウ 厚生労働省設置法第 18 条

(3) 実績

監督 0 件

X 医療課

医療課は、指導監査課及び県事務所が行う指導監査等業務に関する指導監督と併せて、国の開設する病院等への監督や特定機能病院に対する医療監視など、医療保険各法と医療法を一体的に所掌することで、総合的な医療指導體制を構築するため、平成 20 年 10 月に医療指導課として新設され、平成 22 年 1 月に医療課と名称変更されました。

1 指導監査課及び地方厚生局の管轄区域内の分室の行う業務に関する事務の指導及び監督に関すること

(1) 概要

保険医療機関・保険薬局並びに保険医・保険薬剤師や指定訪問看護事業者及びその他医療保険事業の療養担当者に対する指導監査業務等は、各県に設置された事務所（宮城県については指導監査課）が行っています。

医療課は、管内の事務所等に対して、業務の指導及び監督を行っています。また、特殊な事案や大規模な指導・監査業務において、管轄事務所等で単独に実施することが困難である場合、当課と共同で行っています。

(2) 実績

管内の事務所長及び指導監査課長による事務所運営会議を毎月開催するとともに、必要に応じて運営会議・指導医療官合同会議を開催し、東北厚生局の指導方針や指導・監査・調査業務の流れを策定することで、管内指導監査業務の標準化・統一化を進めました。

また、各事務所等の抱える個別事案の進捗状況を把握し、早期解決を図るべく対策を協議するとともに、指導監査の現場に医療指導監視監査官等を派遣し共同して事案に当たっています。

2 国の開設する病院、診療所及び助産所の監督に関すること

(1) 概要

「国の開設する病院、診療所及び助産所」とは、厚生労働省、防衛省、法務省、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院等です。

この国が開設する病院等は、その開設承認事項、通知事項の変更や構造設備の使用等を行うときには、厚生労働大臣から承認を受け、若しくは厚生労働大臣に通知を行うこととなっています。

東北厚生局は、国が開設する病院等から提出された申請書、通知書の書類審査及び構造設備について、立入検査を実施しています。

(2) 根拠法令等

ア 医療法 第 7 条第 2 項、第 27 条

イ 医療法施行令 第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 2 項、第 4 条の 5

ウ 医療法施行規則 第24条第10号、第24条第11号、第29条第1項、第2項

(3) 実績

ア 承認申請等

開設承認事項の変更承認	100件
開設承認事項の変更に伴う構造設備の使用承認	79件
使用前検査（立入検査）	33件
各種届出の受理	185件

イ 国の開設する病院の医療法事務担当者会議

医療法に係る事務手続きの適正化を図ること等を目的とし、管内の国の開設する病院の医療法事務担当者会議を開催しました。

開催日：平成21年4月30日（木）

出席者：管内の国の開設病院28機関から33名出席

(4) 対象医療機関

ア 病院は28施設。資料（1）「国の開設する病院一覧（東北）」のとおり。

イ 診療所は48施設。資料（2）「国の開設する診療所一覧（東北）」のとおり。

ウ 助産所は設置無し。

3 医療監視員に関すること

(1) 概要

医療監視員とは、医療機関に対し、報告の徴収、立入検査（いわゆる医療監視）を行わせるため、医療法第26条の規定により命じられた職員です。

○特定機能病院に対する立入検査業務

特定機能病院は、高度の医療の提供能力と高度の医療次述の開発及び評価を行う能力を持ち、高度の医療に関する研修を行うなど、様々な機能を併せ持ち、厚生労働大臣の承認を受けた病院です。

東北厚生局では、承認を受けた特定機能病院が、法令に定められている人員及び構造設備等を有し、適切な管理が行われているかを検査し、不適切な場合は指導等提供を行う場としている、ふさわしいものとするために医療法第25条第3項の規定に基づき、立入検査を行っています。

立入検査には、医療指導監視監査官等の医療監視員が、書面調査や現場確認などの検査を行っています。

○医療監視員を対象とした研修の開催

東北厚生局では、医療監視員の院内感染対策に関する知識の修得等立入検査の質の向上を目的とし、管内の保健所等の医療監視員を対象とした院内感染対策研修会を東北各県で開催しています。

(2) 根拠法令等

医療法 第25条第3項

(3) 実績

ア 特定機能病院の立入検査

立入検査は、原則として管内の6施設に対して年に1回実施しています。検査にあたっては、特に①医療安全のための体制の確保等②院内感染防止対策の確保等③食中毒対策の確保等④無資格者による医療行為⑤臨床研修を修了した旨の医籍への登録⑥診療用放射線の安全管理対策の徹底⑦放射線同位元素等による放射線障害防止対策⑧立入検査の不適合・指摘事項の是正状況⑨広告規制違反の確認⑩重大な院内感染事例が発生した場合の対応等について確認し、指導を実施しました。

資料(3)「特定機能病院一覧」のとおり。

イ 院内感染対策研修会

本研修会は、研修会開催医療機関の職員をはじめ近隣の医療機関や高齢者介護施設の職員にも聴講を呼びかけるなど医療機関等の感染対策の推進並びに国、地方公共団体及び医療機関等とのネットワークを構築して情報交換等を図り、地域全体としての感染対策の推進に資するものとしています。

(研修内容)

- ・院内感染対策ラウンドのポイント
- ・院内感染ラウンドの実際(実務研修)

資料(4)「東北管内院内感染対策研修会開催一覧」のとおり。

4 健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督(地方厚生局長の権限に属するものに限る。)を行うこと

(1) 概要

指導監査課及び県事務所が行う柔道整復師の施術に係る療養費について、指導監査業務が円滑に行われるように助言を行いました。

(2) 根拠法令等

- ① 柔道整復師の施術料金の算定方法(昭和33年9月30日保発第64号)
- ② 柔道整復師の施術に係る療養費について
(平成11年10月20日保発第144号・老発第682号)
- ③ 柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱
(平成11年10月20日保発第145号・老発第683号)

(3) 実績

柔道整復師の指導監査状況は「12 指導監査課・県事務所関係」資料のとおり。

5 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと

(1) 概要

指導監査課及び県事務所が行う保険医療機関等に対する監督業務が円滑に行われるよう助言、指導するとともに、診療報酬、薬剤報酬点数表の解釈及び施設基準に関する疑義照会に対し、検討のうえ回答を行いました。また、解釈の困難な事例については保険局医療課企画法令係に照会し、速やかな回答に努めています。

(2) 根拠法令等

- ① 健康保険法第 63 条～第 95 条
- ② 保険医療機関及び保険医療養担当規則
- ③ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則
- ④ 指導大綱
- ⑤ 指導大綱関係実施要領
- ⑥ 監査要綱
- ⑦ 監査要綱関係実施要領
- ⑧ 厚生労働省告示第 59 号（平成 20 年 3 月 5 日）

(3) 実績

各事務所等からの疑義照会回答件数（平成 21 年 4 月～22 年 3 月）180 件

X I 福祉指導課

福祉指導課は、指導監査部門が行っていた社会福祉法人の指導監督や介護サービス事業者等に対する指導、市町村の介護保険事務に対する事務等を行うため、平成 20 年 10 月に新設された課です。

1 社会福祉法人の設立、定款変更等の認可等

(1) 概要

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき設立された法人であり、所轄庁（国・都道府県・政令指定都市、中核市）の認可を受けて設立されます。

所轄庁は設立認可のほか定款変更等の認可、各種届出の受理等を行います。

東北厚生局では、管内に主たる事務所を置く社会福祉法人のうち、2以上の都道府県の区域にわたる事業を行う法人を所管し、認可及び監督を行います。

(2) 根拠規定等

- | | |
|------------------|---------------|
| ① 社会福祉法人の設立認可 | 社会福祉法第 31 条 |
| ② 社会福祉法人の定款補充 | 社会福祉法第 33 条 |
| ③ 社会福祉法人の定款変更認可 | 社会福祉法第 43 条 |
| ④ 社会福祉法人の解散認可 | 社会福祉法第 46 条 |
| ⑤ 社会福祉法人の現況報告書受理 | 社会福祉法第 59 条 等 |

(3) 実績

定款変更認可 14 件
現況報告書受理 14 件

(4) 東北厚生局所管社会福祉法人数（平成 22 年 3 月 31 日現在）

14 法人

2 社会福祉法人の指導監査

(1) 概要

社会福祉法人における適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的として、東北厚生局所管の社会福祉法人を対象に法人運営、事業運営についての指導監査を行います。

(2) 根拠規定等

社会福祉法第 56 条第 1 項

(3) 実績

5 社会福祉法人に対し指導監査を実施しました。なお、主な指摘事項は以下のとおりです。

◎組織運営

- 定款変更等の状況
 - ・定款の不備又は実態と乖離
- 役員の構成等の状況
 - ・役員の選任及び手続きが不適切
- 評議員の構成等の状況
 - ・評議員の構成が不適切
- 理事会の状況
 - ・理事会の要議決事項にかかる審議が未実施
 - ・理事会の議事録の記録及び保存が不適切
- 監事監査の状況
 - ・監事監査が形式的又は遅延

◎事業

- 収益事業の実施状況
 - ・収益事業に係る会計処理が不適切

◎管理

- 資産管理の状況
 - ・運用財産等の管理が不十分
 - ・総資産額等が未登記又は登記遅延
- 会計管理の状況
 - ・経理事務処理が不十分

3 社会福祉法人指導監査事務に対する技術的助言

(1) 概要

東北厚生局管内の県・指定都市・中核市が行う社会福祉法人指導監査事務について、関係法令、通知等に照らして指導監査が適切に行われているかを確認し、併せて技術的助言を行います。

(2) 根拠規定等

地方自治法第 245 条の 4

(3) 実績

1 市に対し技術的助言を実施しました。なお、文書による技術的助言はありませんでした。

4 障害者自立支援指導

(1) 概要

障害者自立支援制度の円滑な実施を目的とし、東北厚生局管内の自治体等に対して、県が行う障害福祉サービス事業者等の指定事務及び指導監査事務等に関する指導助言を行うとともに、県の指導状況を確認するため市町村において実地検証を行います。

(2) 根拠規定等

障害者自立支援法第2条第3項、第11条第1項及び第2項
地方自治法第245条の4

(3) 実績

1 県に対し実地指導を実施するとともに、県の指導状況を確認するため、3市に対し実地検証を実施しました。なお、主な助言内容は以下のとおりです。

【主な指導内容等】

(県への助言)

- ・ 県が実施する市町村指導における指摘基準の策定
- ・ 県が実施する市町村指導における情報共有
- ・ 指定自立支援医療機関の事務の適正化
- ・ 自立支援医療費の診療報酬明細書等の審査点検
- ・ 自立支援医療機関の公示

(実地検証した市への助言)

- ・ 市町村の指定障害福祉サービス事業者等への指導の実施
- ・ 障害福祉計画策定にあたっての幅広い関係者の意見の反映
- ・ 自立支援医療費の支給認定に係るプライバシーの配慮

5 介護保険業務指導（自治体指導）

(1) 概要

介護保険制度の円滑な実施を図ることを目的に、東北厚生局管内の市町村等（広域連合等を含み、指定都市及び中核市を除く。「以下同じ。」）が介護保険法第23条及び第5章の事務規定により実施する指定事務及び指導監査事務等について、報告を求め、助言若しくは勧告を行います。

(2) 根拠規定等

介護保険法第197条第2項
地方自治法第245条の4

(3) 実績

20市、1広域連合に対し実施しました。なお、助言は以下のとおりであり、勧告はありませんでした。

- ・地域密着型サービス事業者等についての指定等の際、公示が行われていない。
- ・指導要綱等、監査要綱等が策定されていない。
- ・地域密着型サービス事業者等についての指定の際、被保険者その他関係者の意見を反映させるために必要な措置が講じられていない。

6 介護保険業務指導（事業所指導）

(1) 概要

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、東北厚生局管内の市町村等が指定権限を有する地域密着型サービス事業者等に対し、当該市町村等と合同で実地指導を行います。

(2) 根拠規定等

介護保険法第24条

(3) 実績

21の指定認知症対応型共同生活介護事業所に対し実施しました。なお、文書による改善指導事項はありませんでした。

7 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理

(1) 概要

介護サービス事業者による不正行為を未然に防止し、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、法令遵守等に係る業務管理体制の整備が義務付けられました。

東北厚生局では、指定等を受けている事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者で、かつ、その事業所等の所在地が2以下の地方厚生局の管轄区域にとどまる事業者であって東北厚生局管轄区域に事業所等の数が多い事業者の業務管理体制の整備に関する届出の受理を行います。

(2) 根拠規定等

介護保険法第115条の32第2項

(3) 実績

届出受理件数	60件
届出先区分の変更件数	2件
届出事項変更件数	4件

(4) 東北厚生局所管介護サービス事業者数（平成 22 年 3 月 31 日現在）

事業所等の数が 1 以上 20 未満の事業者	41 事業者
事業所等の数が 20 以上 100 未満の事業者	18 事業者
事業所等の数が 100 以上の事業者	1 事業者
計	60 事業者

8 介護サービス事業者に対する業務管理体制確認検査

(1) 概要

介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、東北厚生局所管の介護サービス事業者を対象に業務管理体制の整備に関する検査を行います。

一般検査…業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的な検査。

特別検査…指定事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合における立入検査。

(2) 根拠規定等

介護保険法第 115 条の 33、34

介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針

(平成21年3月31日付け老発第0330077号老健局長通知)

(3) 実績

一般検査は 1 事業者に対し実施しました。なお、改善を要すると認められた事項はありませんでした。

特別検査は実績がありませんでした。

9 業務管理体制の整備に関する監督事務に関する報告の徴収等（自治体指導）

(1) 概要

業務管理体制について、均一な検査水準の確保を図る観点から、東北厚生局管内の県及び市町村が実施する業務管理体制の整備に関する監督事務について、報告を求め、助言若しくは勧告を行います。

(2) 根拠規定等

介護保険法第 197 条第 2 項

(3) 実績

1 県に対し実施しました。なお、助言若しくは勧告はありませんでした。

X II 指導監査課・県事務所

指導監査課及び県事務所は、保険医療機関等に対する指導監査等の業務等を行います。

指導監査課は東北厚生局の所在する宮城県を、県事務所は東北厚生局管内の宮城県以外の各県を管轄しています。

名 称	位 置	管轄区域
青森事務所	青森市	青森県
岩手事務所	盛岡市	岩手県
指導監査課	仙台市	宮城県
秋田事務所	秋田市	秋田県
山形事務所	山形市	山形県
福島事務所	福島市	福島県

1 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する監督を行うこと

(1) 概要

公的医療保険の療養の給付を行うためには、医療機関や薬局は厚生労働大臣の指定を、医師や薬剤師は厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。

指導監査課及び県事務所では、各種申請・届出を受け付けるとともに、健康保険事業の健全な運営の確保を図るため、下記のとおり監督を行っています。

ア 保険医療機関及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師に対する、健康保険法第 73 条及び第 78 条に基づく、指導大綱及び監査要綱に則った指導監査。

イ 健康保険法第 60 条 第 63 条 第 76 条、第 85 条 第 85 の 2 条及び第 86 条に基づく、保険医療機関等に対する基本診療料及び特掲診療料の施設基準等の調査。

ウ 保険医療機関等の指定申請、保険医療機関等の関係事項変更、保険医等の登録申請、保険医等の異動等の届出に関する指導監督。

エ 施設基準等の届出に関する指導監督及び7月1日現在の施設基準等の定時報告に関する受付、点検、指導。

(2) 根拠法令等

ア 健康保険法 第 63 条～第 96 条

イ 保険医療機関及び保険医療養担当規則

ウ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則

エ 指導大綱

オ 指導大綱関係実施要領

カ 監査要綱

キ 監査要綱関係実施要領

ク 厚生労働省告示 第 468 号（平成 20 年 9 月 30 日）

(3) 実績

- ア 保険医療機関等の指導監査状況（別紙参照）
- イ 保険医療機関等及び保険医等数（別紙参照）

2 健康保険事業、政府が管掌する船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督（地方厚生局長の権限に属するものに限る。）を行うこと

(1) 概要

柔道整復師の施術に係る療養費についての指導監査を行っています。

(2) 根拠法令等

- ア 柔道整復師の施術料金の算定方法（昭和 33 年 9 月 30 日保発第 64 号）
- イ 柔道整復師の施術に係る療養費について
(平成 11 年 10 月 20 日保発第 144 号・老発第 682 号)
- ウ 柔道整復師の施術に係る療養費の指導監査要綱
(平成 11 年 10 月 20 日保発第 145 号・老発第 683 号)

(3) 実績

柔道整復師の指導・監査状況（別紙参照）

3 地方社会保険医療協議に置かれる部会の庶務を行うこと

(1) 概要

東北地方社会保険医療協議会（Ⅱ 企画調整課 参照のこと）は、保険医療機関及び保険薬局の指定について協議するため、各県に部会を設置しており、その庶務は各県事務所（宮城県は指導監査課）が行っています。

(2) 根拠法令等

- ア 社会保険医療協議会法第 1 条第 2 項
- イ 社会保険医療協議会令第 1 条第 1 項
- ウ 東北地方社会保険医療協議会議事規則

(3) 実績

全ての部会で毎月 1 回、参集形式で部会を開催しています。

XIII 社会保険審査官

社会保険審査官は、社会保険庁廃止に伴い、平成 22 年 1 月から、地方社会保険事務局等より地方厚生（支）局に設置場所が変更されました。

1 社会保険審査官の業務の概要

社会保険審査官は、健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が行った被保険者の資格、標準報酬又は年金・保険給付等の処分に対する審査請求に関する事務を行っています。

2 審査請求の流れ

(1) 被処分者からの照会・相談の対応、審査請求の受付

(2) 審査請求事案に関する審理

ア 要件審理等

(ア) 要件審理

(イ) 補正、疎明

(ウ) 要件審理のための処分（必要に応じ原処分者から文書の提出を求めること等）

(エ) 却下の決定又は受理（受理の場合、原処分者へ通知を行う）

イ 本案審理

(ア) 審理のための処分

必要に応じ、次の処分を行う

・請求人、参考人の審問等（必要に応じ調書を作成）

・文書その他の物件の所有者等に対し、当該物件の提出を求める

・鑑定人に鑑定させる

・立入検査（関係人への質問、帳簿・書類等の物件の検査）

(イ) その他必要に応じ、職権審理、実地調査、労働基準監督署との連絡

(3) 決定

ア 決定書の作成

イ 決定書の送達

3 根拠法令等

(1) 健康保険法 189 条

(2) 厚生年金保険法 90 条

(3) 船員保険法 138 条

(4) 国民年金法 101 条

(5) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律

(6) 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律

(7) 社会保険審査官及び社会保険審査会法

(8) 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令

(9) 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行規則

4 実績（平成 21 年度）

（ ）内は平成 22 年 1 月～平成 22 年 3 月東北厚生局分再掲

各法	相談対応件数	審査請求件数	決定件数
健康保険法	96 (17)	60(16)	58(12)
厚生年金保険法	159 (51)	122(46)	98(16)
船員保険法	2 (0)	4 (0)	4 (3)
国民年金法	215 (38)	152(35)	144(36)
合計	472(106)	338(97)	304(67)

麻薬取締部

1 業務の概要

麻薬、覚せい剤、大麻等の個々の規制薬物には、医療上の有用性、学術研究上の有用性、産業上の有用性があります。特に、モルヒネなどの麻薬は、癌疼痛緩和等医療上なくてはならないものです。その反面、それらの薬物が、ひとたび濫用されれば、その依存性故に自らの意思では制御できなくなり、薬物入手目的若しくは薬物購入資金入手目的での窃盗、強盗などの重大な二次犯罪や精神神経系の障害により発現する幻覚・妄想に基づく、暴行、傷害、殺人、放火等の凶悪犯罪を誘発することがあります。

最近では、薬物取引により生じる莫大な収益がテロ資金、特に、武器・爆弾購入費に流れ、それらがテロ活動に供され、その結果、薬物乱用により治安の悪化を招くこととなります。

さらに、薬物乱用者自身は、薬中心の生活を送り、性格異常、虚構癖、怠惰など人格的欠陥を示すのは常であり、次第に社会的信頼を失墜していき、経済並びに社会生活の破綻を引き起こします。また、薬物乱用者は自己中心的な生活をおくり、欲望の赴くまま行動し、思い通りにならなければ、ところかまわず、暴力に及びます。家族やその周囲にいる人達は、こうした薬物乱用者に引き回され、苦痛と恐怖の毎日を強いられることとなります。このように、薬物乱用の弊害は莫大なものとなります。

こうした状況において、麻薬取締部は、規制薬物の有用性を最大限活用し、一方で、これら規制薬物の濫用による弊害をなくし、公共の福祉の増進を図り、地域住民が安心して生活できるようにするため、取締機関及び行政機関として業務に取り組んでいます。

主な業務

- ・薬物犯罪の捜査
- ・横流れ、誤用、不正使用を防ぎ、一方で規制薬物自体の有用性を最大限活用すべく、許認可業務、指導・監督業務
- ・予防教育・啓発
- ・中毒者の社会復帰を目指した医療提供、指導助言などの中毒者対策

所管法律

- ・麻薬及び向精神薬取締法
- ・大麻取締法
- ・あへん法
- ・覚せい剤取締法
- ・国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（「麻薬特例法」）

2 平成21年度の主な業務

(1) 不正薬物の取締

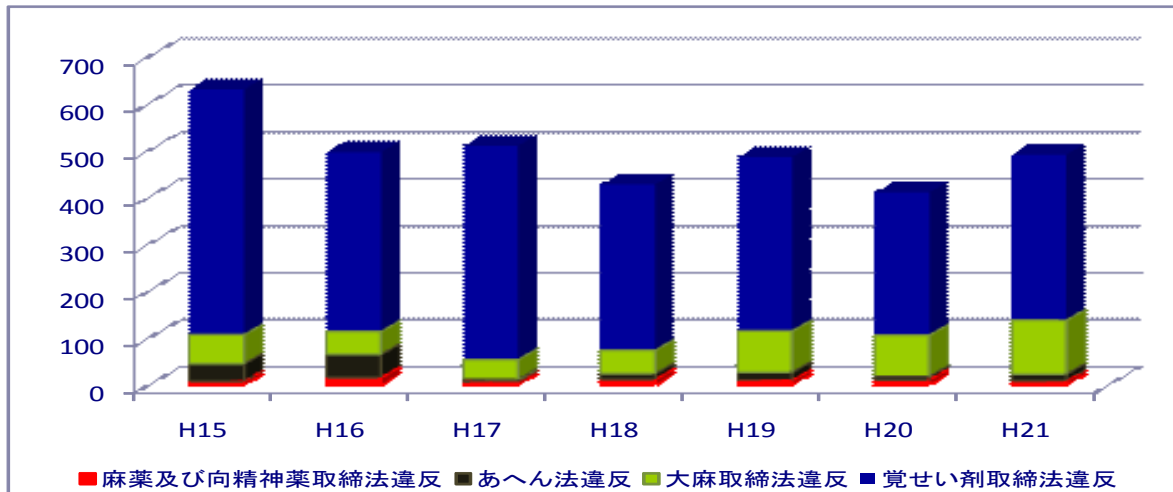
ア 薬物犯罪の捜査

我が国で最も乱用されている薬物は、依然として覚せい剤です。平成21年における覚せい剤事犯での検挙者は、11,873名、検挙者数は、ここ数年減少傾向にあるも

の、未だに高水準で推移しています。また、2003年以降、麻薬MDMAが若者層を中心に全国的に拡大しています。また、大麻事犯も、明らかに増加傾向にあります。

東北管内は消費地域であり、全国的な傾向とほぼ同じであり、乱用薬物の主流は、覚せい剤、次いで大麻となっています。(図1)

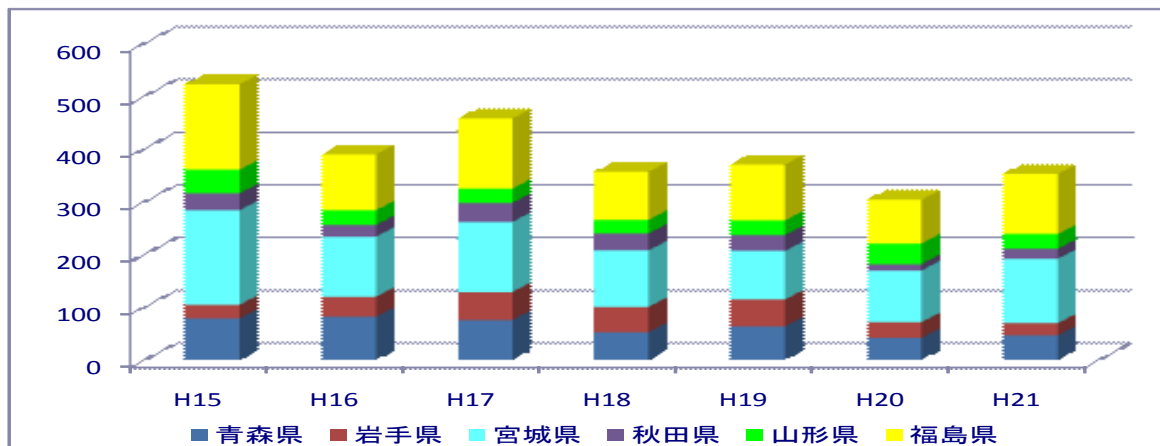
図1 東北管内における法令別薬物事犯検挙者の状況



東北管内における全薬物事犯の検挙者数は、全国の約3%前後で推移しており、薬物汚染は少ない地域と言えるかもしれません。しかしながら、東北管内の薬物事犯の7割、8割は覚せい剤事犯です。不正価格がかなり高騰している現状であるにも拘わらず、覚せい剤の乱用は衰えを見せません。これは、東北管内にも、覚せい剤乱用市場が熾然としてあることということを示しています。大麻の乱用も全国的な傾向と同様に潜在的に拡大しています。さらには、5-MeO-DIPT、2C-I、TFMPPといった東北管内においてはこれまで市場になかった麻薬も流れてきています。東北管内は、統計的には、汚染の程度は低いとはいえ、このように予断を許さない状況にあることは明らかです。

東北管内において主流となる覚せい剤事犯の検挙状況については、次のグラフに示すとおりで、宮城県、福島県における検挙者が多く、この宮城県及び福島県における検挙者は、東北管内の全覚せい剤事犯検挙者の50%強を占めています。(図2)

図2 東北管内における覚せい剤事犯検挙者の状況(県別)



こうした状況において、麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法第54条の規定に基づき、特別司法警察員として、末端乱用者並びに供給元（密売人等）を検挙し、適切な刑を課すことにより猛省を促すとともに、それら検挙した乱用者並びに供給者に対し、個別に薬物教育を施し、今後の同一事犯の発生予防を期すなど、需要抑制と供給遮断の両面から、地域環境を浄化し薬物汚染の脅威から地域住民を守るべく日夜取り組んでいます。特に、平成21年度においては、末端乱用者を徹底検挙し、その入手元をたどっていき、夜を徹した捜査により、最終的に供給元となる覚せい剤密売人を検挙しました。

さらに、密売ルートも多種多様に及び、特に、インターネットを悪用した薬物密売が大きな問題となっているところ、管内から発せられていたインターネット販売サイトを発見し、その密売人を直ちに検挙し、東北管内においては新たな脅威と言える麻薬TFMPPとBZPの合剤、麻薬メチロンの錠剤等を押収でき、こうした麻薬の市場への流出を防ぎました。

こうした麻薬取締部の捜査権をもって、覚せい剤並びに新たに出現した麻薬の密売ルートを断ち、これによって地域環境の浄化につながっています。

さらに、麻薬等を必要とする患者等に適切且つ速やかに届けるべく、監視業務を徹底して行うことも麻薬取締部の業務であり、刑罰機能により患者等の利益を守る必要がある場合には、捜査権も発動しています。この監視業務において不適切な麻薬の取扱いを行っていた調剤薬局を発見し、現実には被害が患者へ及んでいたことから、県において行政処分が付すと共に、麻薬を必要とする患者の利益を保護すべく、直ちに捜査に着手し、事件送致しました。以後、当薬局は閉鎖し、他の開設者により正常に営まれ、患者への危害発生の危険性はなくなりました。

イ 関係機関との協力

毎年、北海道厚生局麻薬取締部と東北厚生局麻薬取締部が合同で、「北海道・東北地区麻薬取締協議会」を開催しています。この会議は、中央省庁（警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁）からの出席者を得て、それぞれの管内の高等検察庁、地方検察庁、入国管理局、管区警察局、警察本部、税関、海上保安本部、入国管理局、在日米空軍特別捜査局（OSI）、在日米海軍犯罪捜査局（NCIS）、北海道並びに東北6県各県薬務主管課といった取締担当機関からの実務レベルの担当が一同に会して、現状分析を行うと共に、取締上の問題とその対策につき、意見交換し、さらに地域内における関係機関間の協力関係を構築さらには強化することを目的として開催しています。

平成21年度においては、北海道地区と東北地区合同にて札幌市で、関係機関から約70名の出席を得て、開催され、北海道・東北管内における情勢分析、取締上の問題とその対策につき、深い議論を行った他、米国麻薬取締局（DEA）東京事務所長の出席も得、国際的視点からも情勢分析を行うとともに、日本をターゲットにした薬物取引組織の動静に関し、情報交換を行いました。

（2）行政指導・監督

ア 許認可業務

麻薬、覚せい剤、大麻等規制薬物については、本来、その取扱いを一切禁止し、不正行為に対しては、徹底して取締り、その濫用による危害防止を図る一方、それら規制薬物の有用性を最大限活用すべく、医療上、学術研究上、産業上必要とする分野において、免許又は許可をもって「禁止の解除」を行い、それら規制薬物の有用性を最大限活用しようとするのが麻薬等薬物関係法の仕組みです。

麻薬取締部は、平成13年1月6日の省庁再編に伴い厚生労働大臣の権限に係る許認

可中、「地方厚生局長に委任された許認可関係事務」及び「麻薬取締部長の権限となった事務」のすべてについて、申請を受け付け、調査及び審査し、免許証、許可書等を発付するといった許認可事務、その他許認可に係る報告、届出、集計事務を行っています。

主な許認可の件数

免許関係 22 件

許可関係 465 件

こうした免許並びに許可に基づく、報告・届出についてチェックし、適正取扱い並びに不正流出のないことを確認しました。

許可件数には、平成 19 年 9 月 1 日から認められるようになった麻薬小売業者の免許を持つ薬局間の麻薬譲渡許可が含まれ、その申請件数は年々増加しています。この麻薬小売業者間譲渡許可制度とは、在庫不足のため、患者の求める調剤に応じられない場合に限り、その不足麻薬について、認められたグループに属する薬局から譲渡を受けることにより速やかに調剤の上、患者へ必要とする麻薬を提供するという制度です。麻薬取締部は、患者の利益を優先に、ターミナル・ケアの推進を図るべく、速やかに審査し、迅速な処理に努めているところであり、平成 21 年中に、41 グループ 211 薬局に麻薬小売業者間譲渡許可を行いました。

イ 行政監視

厚生労働大臣権限により免許された麻薬取扱業者が管内にある。これに対する立入検査を実施している他、常に、適正取扱いについて、また、需要に応じた供給を行うべく、監督・指導を行っています。

加えて、管内各県薬務主管課や保健所と合同で、知事権限の免許区分に係る麻薬診療施設（病院、医院等）、麻薬研究施設、麻薬小売業者（薬局）を中心とした立入検査を実施し、適正に取扱いがなされていることや横流れがないことを確認する一方、将来、事故、横流れ、不正施用の発生が懸念される状況にある場合、その他不適切な取扱い等がある場合には、その改善に向け、指導しています。こうした立入検査は、麻薬取扱者の免許の有効期間が最大 2 年間であり、その有効期間内に 1 回は実施することとしています。

平成 21 年度において、発見された違反のほとんどについては、地域住民の利益を第一とし、行政指導により改善を図ったが、上述の通り、一つの麻薬小売業者の免許を持つ薬局に重大な違反があり、県薬務主管課にて業務停止処分を行う一方、その行政処分のみでは効果が不十分と認められ、並行して捜査にも着手しました。こうした重大違反に対する捜査権の発動も麻薬等を必要とする患者へ適正且つ速やかに届けるための措置です。

ウ その他指導監督

病院医師を対象とした大学病院主催の研修会に職員を派遣し、麻薬の適正管理について講演を行いました。

また、前記「北海道・東北地区麻薬取締協議会」の開催に合わせて、北海道と東北管内各県の薬務主管課麻薬担当職員と行政的な面からの麻薬等取締りの問題点を協議する「北海道・東北地区麻薬取締職員会議」を毎年開催しています。

平成 21 年度においては、前記「北海道・東北地区麻薬取締協議会」の翌日に「麻薬取締職員会議」を開催し、麻薬の取扱い上の問題、免許事務の問題などについて、対応策を議論し、一定の対応策、指導方法を打ち出しました。

また、日々の業務において接した麻薬等の取扱上の問題について、毎日のように管内各県並びに管内業者から照会があり、これについて助言並びに回答を行っています。

(3) 予防教育・啓発

薬物乱用防止に最も重要なことは、「違法薬物には近づかない」、「一度たりとも使わない」ということです。しかし、巷には、「きれいになる」、「害はないんだ」、「本当に世界が変わるんだ」等といった誤った情報が氾濫し、こうした情報に惑わされ、一時の好奇心、快楽欲求から、違法薬物に手を付けてしまい、本来、輝かしい人生であるはずが、取り返しのつかない状態になってしまったというケースも少なくありません。そのため、正しい情報を流布し、「断る勇気」の育成、「違法薬物は、ダメゼッタイ」の精神普及に努めるべく、

- ・地域薬物乱用防止指導員研修会に講師派遣
- ・県立高等学校へ現役麻薬取締官を派遣し、講演会の実施（試験的实施）
- ・平成21年11月に宮城県保健福祉部と共同で「麻薬・覚せい剤乱用防止運動宮城大会」の開催

を行いました。平成21年度には、講師として職員を延べ11名派遣し、約570名を対象に予防教育を実施しました。1件は、小学生が対象、1件は高校生が対象でした。

こうした予防教育は、諸刃の刃になる恐れもあり、「寝た子を起こしてしまう」との懸念の声もあるため、今般実施した高校生を対象とする予防教育では、薬物への興味を喚起することなく、正しい知識を流布し、断る勇気を育成するといった目的を効果的に達成するための予防教育の方法を模索すべく、試験的に現役麻薬取締官を派遣し予防教育を行ったところ、講演後に、多くの高校生から「将来の夢のためにも、絶対に薬物に手をださない」、「自分は、勧められても、絶対にやらない」、「一時の快楽のために、一生を棒にすべきではない」、「自分のことだけではなく、友人や家族、お世話になっている人に迷惑がかかるので、絶対やってはいけない」、「薬物をやっている友人がいたら、止める」等のコメントを得ており、一定の成果が認められました。特に、こうしたコメントの中に、「一度、勧められたが、やらなくてよかった」、「若い内に1度はやってみたかったが、やはりやるべきではない」といったものもあり、勧められたが、やらなくてよかった、又は、1度はやりたいと思ったが、やらないと言わしめた点は、この予防教育の大きな成果と言えます。一方で、このコメントは、薬物の脅威が確実にごく身近に迫っていることを表しているもので、今後も、こうした草の根的な予防教育を通じて、「断る勇気」の育成、「薬物乱用は、ダメ。ゼッタイ。」の精神の普及推進が重要です。

また、仙台市にて開催した「麻薬・覚せい剤乱用防止運動宮城大会」では、薬物乱用防止啓発活動の中心となった高校生、大学生による討論会を実施し、また、一般からの川柳を募集し、一般参加型としました。

討論会では、高校生、大学生の率直な意見があり、

- ・おもしろおかしく報道するのではなく、薬害報道等本質を突いた報道が必要
- ・薬物の危険性について認識がない
- ・若者が薬物問題に無関心であり、自分には関係ないと思っている
- ・薬物乱用防止運動中、大人にブーイングされた
- ・薬物問題について、家庭において親から子への指導が必要、社会が意識改革すべき、学校教育を通じた教育の改善が必要

といった非常に参考となる貴重な意見を頂きました。

また、川柳募集の結果、作品100点以上の応募があり、その中でも、受賞作は、今後、薬物乱用防止運動にも活用できるものがありました。こうした優秀な作品については、当日のゲスト「サンドウィッチマン」から表彰が行われ、非常にインパクトがあったとの評価を得ており、薬物乱用防止のメッセージを発すると目的を達成できたと考えています。

加えて、こうした予防啓発活動をさらに推進させるべく、下記の取組も行いました。

- ・ 予防啓発活動のさらなる推進を目指し、予防啓発活動の功労者に対する厚生労働大臣表彰者及び医薬食品局長表彰者の推薦、同表彰状等の交付、贈呈

宮城県においては、上記「麻薬・覚せい剤乱用防止運動宮城大会」にて表彰

- ・ 宮城県において「6.26 ダメゼツタイ普及運動」に代わって行われたユアテックスタジアムでの「宮城県薬物乱用防止啓発キャンペーン」において、啓発活動に功績者に対し、麻薬取締部長から感謝状贈呈

(4) 中毒者対策

ア 相談電話

昭和61年10月1日から「麻薬・覚せい剤相談電話」を設置しています。これは、取締とは異なった見地から保健衛生上の危害を防止すべく、薬物乱用者自身やその家族、知人など問題に悩む人々に広く相談の機会を設け、必要な助言を行うことを目的としています。

東北厚生局麻薬取締部にもこの「相談電話」が設置されており、その番号は、

0 2 2 - 2 2 7 - 5 7 0 0

との語呂合わせにより、覚えやすい番号としています。

この相談電話は匿名でも受け付け、薬物自体の特性に加えて、医療面、教育面、取締面等関係部門に造詣の深いベテランの麻薬取締官がその対応にあたっています。

平成21年度中には、この電話に覚せい剤に関するものを中心として計18件の相談があり、これら相談者のニーズに合ったアドバイスを行ったり、家族とともに最も適した方策を検討し、中には医療機関へ同行したケースや強制捜査に着手したケースがありました。捜査に着手したケースの内1件は、高齢者夫婦からの「覚せい剤使用にふけている息子」に係る来所相談であり、本来、安寧な老後を過ごしているはずが、覚せい剤乱用者により、その生活が乱され、誠に悲惨な状況でした。麻薬取締部としては、優先して対応し、現在、相談者夫婦は、健やかな老後生活を送っています。

イ 麻薬中毒者対策

医療を必要とする麻薬中毒者に適切な医療を提供する措置入院制度があります。その制度は、麻薬中毒者が発見された場合、各県吏員が調査にあたり、必要あれば、県知事が指定した精神保健指定医に診断するよう求め、その診断の結果、「麻薬中毒であり、入院させなければ、麻薬の施用を繰り返す恐れがある」場合には、都道府県知事は、その麻薬中毒者を措置入院させ、治療させることができる仕組みです。

麻薬取締部も特に犯罪性がうかがえる案件について各県薬務主管課に協力して、調査にあたっています。平成21年においても、麻薬中毒が疑われる人物が発見されたとの県薬務主管課からの通報に基づき、同県担当者に協力し、直ちに調査を開始しました。当該調査には、試料の採取、鑑定等専門性を要するものであり、必要あれば、その環境浄化に向け捜査権も発動します。しかし、当事案にあっては、幸いにも、麻薬中毒者ではないことが確認されました。

ウ 薬物中毒者対策連絡会議及び講習会

北海道・東北ブロック合同で薬物中毒者連絡会議を開催しています。当会議は、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰に携わる医療機関、取締機関、その他関係機関等の専門家による相談事例及び対策について、情報並びに意見の交換を行い、地域における関係機関の連携を図ることを目的として行っています。

平成21年度においては、札幌市にて「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」を開催し、薬物依存症例の紹介と治療プログラム、関係機関の連携の重要性について、話し合われました。(出席者 32名)

また、平成20年度から、「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」の開催に合わせて、薬物問題についての相談を受理する側の意識を高め、その資質向上を図るべく、「再乱用防止対策講習会」を開催することになり、北海道・東北地区においては、前述の連絡会議終了後、国立精神・神経センターの専門家による薬物乱用者への援助並びに家族会の活動専門家から家族会から見た依存対策についての講演が行われました。当講習会は、地域全体の再乱用防止の意識と知識の向上を図るべく、一般にも公開され、約80名の参加がありました。

(5) 不正大麻・けし対策

我が国で乱用される薬物のほとんどは、海外から不正ルートを通じて搬入されていますが、けし・大麻については、栽培による国内供給もあり、次の規制があります。

ア ソムニフェルム種及びセティゲルム種のけし

あへん法により、厚生労働大臣の許可を受けた「けし栽培者」以外の者の栽培を禁止
イ ハカマオニゲン

麻薬及び向精神薬取締法にて、コカ、サイロシピン含有キノコ、サイロシン含有キノコとともに、「麻薬原料植物」として規制され、都道府県知事の免許を受けた「麻薬研究者」が研究のため厚生労働大臣の許可を受けて栽培する以外は禁止

ウ 大麻

大麻取締法にて、都道府県知事の免許を受けた「大麻取扱者」による栽培以外を禁止

これら植物の栽培に係る規定に違反すれば、麻薬等薬物の密輸入、密造と同様に供給行為として厳しい罰則が課せられます。

麻薬取締部では、不正栽培事案について、厳格な取締を行う一方、違法な大麻・けしを地域環境内から排除すべく、どれが合法かどれが違法かについて広報に努めると共に、管内各県職員や保健所の職員らと協力し、自生大麻、自生けしの抜去を行っています。平成21年度には、管内にて、けし 約3.4万株(前年約5万株)、大麻 約20万株(前年約17万株)が抜去されており、鋭意抜去作業を実施するも衰えを見せない状況にあります。

XV その他

1 社会保険庁廃止に伴う残務整理

(1) 整理専門官の配置

社会保険庁の廃止に伴い、社会保険事務局の人事、給与、共済及び経理等の残務整理を行うため、東北厚生局の各事務所長、総務課長補佐を年金管理課の整理専門官に発令し、残務整理にあたりました。

また、残務業務を円滑かつ適切に行うためには、移行時にこの業務を担当していた日本年金機構（以下「機構」という。）の職員の支援が必要不可欠であることから、機構と協定を締結し、当該職員の派遣により残務整理を行いました。

なお、整理専門官及び機構からの派遣職員の任期はともに3月31日までとされました。

(2) 整理専門官の業務内容

① 人事関係

- ・退職手当（所得税等）の計算・支払及び関係機関への通知・支払
- ・諸報告の作成
- ・退職分の人事記録の記載、移管

② 給与関係

- ・正規職員給与の支払処理
- ・非正規職員給与等の支払処理
- ・平成21年源泉徴収票の作成
- ・平成21年法定調書の作成
- ・平成22年源泉徴収票の作成
- ・平成22年法定調書の作成
- ・健康保険・雇用保険の喪失等届出処理

③ 共済関係

- ・平成21年12月分の月次処理
- ・平成21年度の決算処理

④ 経理関係

- ・日銀代理店に対する取引関係通知書の提出
- ・検査員検査（帳簿・金庫等の検査）の立会い
- ・帳簿等の引継ぎ
- ・現金払込仕訳書の作成・提出
- ・歳入歳出外現金出納計算書の作成・提出
- ・健保協会承継債権債務等の調査報告（船特）
- ・未払金（契約対価等）の支払
- ・歳入徴収額計算書（年特及び船特の第3四半期分）
- ・前渡資金出納計算書（12月分及び1月以降分）

⑤ 文書及び会計帳簿等の移管

(年金局総務課へ移管した文書)

○給与関係

職員別給与簿、基準給与簿、管理職員特別勤務手当整理簿、特殊勤務手当整理簿、諸手当認定簿、源泉徴収票、保険料控除申告書兼配偶者特別控除申告書、扶養控除等申告書、住宅取得特別控除申告書及び住民税通知書（事業主分）

○非常勤職員（謝金職員及び賃金職員等）関係

雇用契約書、人事異動通知書、人事記録、出勤簿及び職員別給与簿

○再就職支援関係

再就職支援の関係で個人別に状況を纏めたファイル

(年金局事業企画課会計室へ移管した文書等)

○管財関係

国有財産台帳（地方厚生局移管分を除く）、索引簿、補助簿、附属図面等、物品管理簿（地方厚生局移管分を除く）

○決算関係

平成21年4月～12月までに歳入徴収官が取り扱った収入済額歳入額のうち、国有財産売払代、不用物品売払代、国有財産使用料に係る証拠書類一式のコピー

○出納関係

収入官吏、歳入歳出外現金出納官吏及び資金前渡官吏にかかる次の帳簿等

- ・現金出納簿
- ・前渡資金明細簿
- ・国庫金振替書
- ・小切手帳
- ・小切手及び国庫金受払簿
- ・会計機関印の印章

【参考】残務承継官の設置

社会保険事務局及び社会保険事務所に設置されている会計機関等の廃止に伴い、会計関係の残務を引き継ぐ残務承継官について、次のとおり設置されました。

(社会保険事務局)

- ・廃止資金前渡官吏の残務承継官→事務所長及び総務課長補佐
- ・廃止歳入歳出外現金出納官吏の残務承継官→同上

(社会保険事務所)

- ・廃止収入官吏の残務承継官→厚生労働省年金局事業企画課長補佐
- ・廃止分任資金前渡官吏残務承継官→同上
- ・廃止歳入歳出外現金出納官吏の残務承継官→同上

2 年金特別会計の国有財産の管理、営繕、売却

(1) 概要

社会保険庁が所有していた庁舎・宿舍等の国有財産のうち、日本年金機構に承継しないものについて、国有財産部局長として、国有財産法に基づき地方厚生局長が財産を適切に維持管理するほか、売却の手続きを行うことになりました。

東北厚生局では総務課が担当となり、管理、売却手続き等を行っています。

(2) 実績

東北厚生局が管理することになった38口座のうち、32口座について、職員を派遣し、現状確認を行い、管理・保全及び売却等の準備を行いました。

3 特例民法法人の指導監督業務

(1) 概要

公益法人制度を抜本的に改革するため、公益法人制度改革関連3法が平成18年の通常国会で成立しました。新制度は平成20年12月1日に施行され、従来の公益法人は「特例民法法人」になり、平成25年11月末の移行期間終了までの間に公益社団・財団法人または一般社団・財団法人のいずれかに移行するか解散することになります。

東北厚生局では総務課が担当となり、社会保険庁が主務官庁となっていた特例民法法人について指導監督を行うことになりました。

(2) 所管法人

青森県	財団法人	青森県社会保険協会
岩手県	財団法人	岩手県社会保険協会
宮城県	財団法人	宮城県社会保険協会
宮城県	社団法人	宮城県年金福祉協会
秋田県	財団法人	秋田県社会保険協会
山形県	財団法人	山形県社会保険協会
福島県	財団法人	福島県社会保険協会

4 新型インフルエンザ対応業務

(1) 検疫所業務の支援

ア 概要

新型インフルエンザ（インフルエンザA/H1N1）による検疫業務強化に伴う支援のため、5月8日から5月28日までの間、断続的に成田空港検疫所及び停留施設に職員を派遣し、支援業務に従事しました。

(2) ワクチン接種に係る医療機関との契約事務

「IV 健康福祉課」参照のこと。

5 介護療養型医療施設に関する情報収集

(1) 概要

大臣からの指示により、全国の介護療養型医療施設における患者の状態や転換の影響等についてヒアリングを実施し、緊急に情報収集を行うこととされ、以下のとおり対応しました。

(2) 実績

実施期間	11月4日～11月6日
実施対象施設数	28施設
調査対応職員	延べ56名

6 緊急支援対応円滑化電話相談窓口の設置

(1) 概要

12月1日～12月28日までの間（休日、祭日を除く）、「緊急支援対応円滑化電話相談窓口」の設置のため、専用回線を敷設し、電話による相談窓口として対応しました。

これは、職と住宅を失った方々が安心して生活し、早期に再就職できるよう住宅手当、総合支援資金、つなぎ資金の実施主体である地方公共団体・社会福祉協議会の対応を支援調整し、住宅手当等の適正な運用の徹底を図るため、各地方厚生局に開設されたものです。

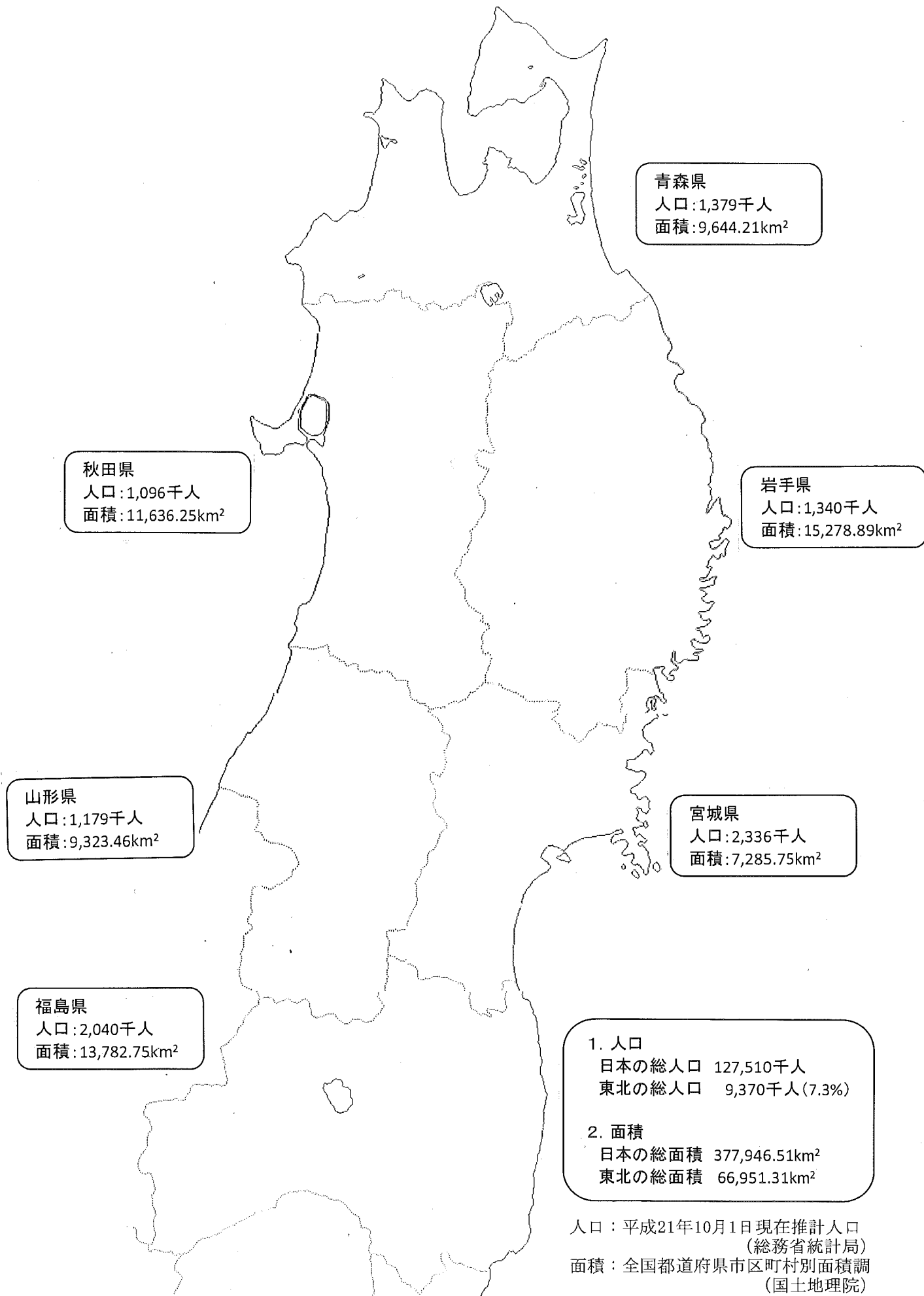
(2) 実績

対応期間	12月1日～12月28日
相談対応職員	4名
相談対応件数	2件

資 料

1 総務課関係

東北地方(6県)の人口と面積



2 企画調整課関係

(1)管内の医療構造改革関係計画一覧

県名	医療費適正化計画		健康増進計画		医療計画		地域ケア体制整備構想	
	名称	策定年月日	名称	改定年月日	名称	改定年月日	名称	策定年月日
青森県	青森県医療費適正化計画	平成20年4月	健康あおもり21	平成20年3月	青森県保健医療計画	平成20年7月	青森県地域ケア体制整備構想	平成20年1月
岩手県	岩手県医療費適正化計画	平成20年4月	健康いわて21プラン	平成20年3月	岩手県保健福祉計画 (保健医療編)	平成20年4月	岩手県地域ケア体制整備構想	平成20年2月
宮城県	宮城県医療費適正化計画	平成20年4月	みやぎ21健康プラン	平成20年3月	宮城県地域医療計画	平成20年4月	宮城県地域ケア体制整備構想	平成20年3月
秋田県	秋田県医療費適正化計画	平成20年4月	健康秋田21計画	平成20年3月	秋田県医療保健福祉計画	平成20年4月	秋田県地域ケア体制整備構想	平成20年3月
山形県	山形県医療費適正化計画	平成20年3月	やまがた夢未来健康づくりプラン	平成20年3月	山形県保健医療計画	平成20年3月	山形県地域ケア体制整備構想	平成19年12月
福島県	福島県医療費適正化計画 うつくしま いきいき健康医療プラン	平成20年3月	健康ふくしま21計画	平成20年3月	第五次福島県医療計画	平成20年3月	福島県地域ケア体制整備構想	平成20年3月

(2) 管内の保険者協議会一覧

県名	名称	〒	所在地	【参考】特定健診・特定保健指導の代表保険者
青森県	青森県保険者協議会	030-0801	青森県新町2-4-1 青森県国民健康保険団体連合会内	全国健康保険協会青森支部
岩手県	岩手県保険者協議会	020-0025	盛岡市大沢川原3-7-30 岩手県国民健康保険団体連合会内	全国健康保険協会岩手支部
宮城県	宮城県保険者協議会	980-0011	仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館内 宮城県国民健康保険団体連合会内	健康保険組合連合会宮城連合会
秋田県	秋田県保険者協議会	010-0951	秋田市山王4-2-3 県市町村会館内 秋田県国民健康保険団体連合会内	全国健康保険協会秋田支部
山形県	山形県保険者協議会	990-0023	山形県松波4-1-15 山形県国民健康保険団体連合会内	健康保険組合連合会山形連合会
福島県	福島県保険者協議会	960-8043	福島市中町3-7 福島県国民健康保険団体連合会内	全国健康保険協会福島支部

3 年金管理課關係

(1) 日本年金機構が行う滞納処分の認可状況 (平成22年1月～3月)

① 認可書の発行件数

区 分		申請件数	認可件数
厚生年金保険 (注1)	通常分 (注2)	3 件	3 件
	緊急分 (注3)	29 件	29 件
	小計	32 件	32 件
国民年金	通常分 (注2)	2 件	2 件
	緊急分 (注3)	14 件	14 件
	小計	16 件	16 件
計		48 件	48 件

② 認可対象となった事業所または被保険者数

区 分		申請件数	認可件数
厚生年金保険 (注1) (事業所数)	通常分 (注2)	33,793 件	33,793 件
	緊急分 (注3)	37 件	37 件
	小計	33,830 件	33,830 件
国民年金 (被保険者数)	通常分 (注2)	237 件	237 件
	緊急分 (注3)	14 件	14 件
	小計	251 件	251 件
計		34,081 件	34,081 件

(注1) 厚生年金保険は船員保険を含む。

(注2) 「通常分」は、毎月定期的に認可申請が行われる。

(注3) 「緊急分」は、通常分とは別に、繰上徴収等に該当する場合に、その都度認可申請が行われる。

(2) 日本年金機構の徴収職員・収納職員の認可状況 (平成22年1月～3月)

	申請件数	申請人数	認可人数
徴収職員	3 件	284 人	284 人
収納職員	(1) (注) 件	4 人	4 人
計	3 件	288 人	288 人

(注) 収納職員の認可申請は、徴収職員の認可申請と同時に提出されたものである。

(3) 日本年金機構が行う立入検査等の実施に係る認可状況 (平成22年1月～3月)

① 認可書の発行件数

区 分	申請件数	認可件数
通常分	2 件	2 件
緊急分	1 件	1 件
情報提供分	2 件	2 件
計	5 件	5 件

② 認可申請の事由別 (平成22年1月～3月)

申 請 事 由	申請件数	認可件数
未適用事業所への加入指導、立入検査	547 件	547 件
適用事業所への調査	1,652 件	1,652 件
情報提供による未適用事業所への加入指導、立入検査	166 件	166 件
情報提供による適用事業所へ調査	65 件	65 件
会計検査院からの指摘による事業所調査	0 件	0 件
受給権者、被保険者に関する調査等	0 件	0 件
計	2,430 件	2,430 件

(4) 社会保険労務士会の会員数 (平成22年3月31日現在)

	会 員 数			社労士 法人数 (注1)	「特定」 保有者 (注2)	「街角」 開 設 (注3)	調査日
	開業	勤務					
青森県	190 人	169 人	21 人	1 法人	40 人		22.2.28
岩手県	167 人	120 人	47 人	1 法人	45 人		22.3.15
宮城県	425 人	308 人	117 人	2 法人	86 人	有	22.2.28
秋田県	171 人	128 人	43 人	2 法人	44 人		22.3.1
山形県	196 人	144 人	52 人	1 法人	53 人	有	22.3.1
福島県	281 人	235 人	46 人	5 法人	50 人	有	22.3.1
計	1,430 人	1,104 人	326 人	12 法人	318 人		

(注1) 「社会保険労務士法人」とは、社会保険労務士業務を行うため、2人以上の社会保険労務士が共同で設立する法人で、設立登記後、都道府県社会保険労務士会を経由して全国社会保険労務士会連合会へ設立の届出をすることが要件である。

(注2) 「特定社会保険労務士」とは、紛争解決手続代理業務を行うことのできる社会保険労務士で、試験に合格すると、社会保険労務士名簿にその旨が付記される。

(注3) 「街角の年金相談センター」とは、全国社会保険労務士会連合会が、日本年金機構から委託を受けて、旧社会保険事務所の「年金相談センター」の運営を引き継いだもので

あり、全国 27 都道府県で 51 か所が開置されている。

(5) 年金委員県別委員数 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

	職域型	地域型	計
青森県	1,679 人	129 人	1,808 人
岩手県	2,237 人	113 人	2,350 人
宮城県	2,743 人	32 人	2,775 人
秋田県	1,637 人	259 人	1,896 人
山形県	1,789 人	91 人	1,880 人
福島県	2,322 人	120 人	2,442 人
計	12,407 人	744 人	13,151 人

(6) 国民年金事務費交付金 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

① 法定受託事務

	市町村数	概算交付額 (単位: 円)				交付決定額 (単位: 円)	精算交付額 (単位: 円)
		第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	合計		
青森県	40	92,285,000	69,201,000	69,314,000	230,800,000	315,588,299	84,788,299
岩手県	34	75,379,000	56,524,000	56,611,000	188,514,000	270,109,034	81,595,034
宮城県	35	128,862,000	96,634,000	96,731,000	322,227,000	479,021,664	156,794,664
秋田県	25	62,355,000	46,760,000	46,824,000	155,939,000	219,989,115	64,050,115
山形県	35	60,594,000	45,439,000	45,525,000	151,558,000	220,292,574	68,734,574
福島県	59	109,920,000	82,423,000	82,571,000	274,914,000	402,734,639	127,820,639
計	228	529,395,000	396,981,000	397,576,000	1,323,952,000	1,907,735,325	583,783,325

② 協力・連携事務

	市町村数	概算交付額 (単位: 円)				交付決定額 (単位: 円)	精算交付額 (単位: 円)
		第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	合計		
青森県	40	9,692,000	7,265,000	7,311,000	24,268,000	36,935,344	12,667,344
岩手県	34	11,214,000	8,402,000	8,444,000	28,060,000	41,455,983	13,395,983
宮城県	35	17,149,000	12,860,000	12,902,000	42,911,000	65,236,433	22,325,433
秋田県	25	8,466,000	6,342,000	6,375,000	21,183,000	34,282,711	13,099,711
山形県	35	9,051,000	6,781,000	6,829,000	22,661,000	36,466,084	13,805,084
福島県	59	12,361,000	9,263,000	9,335,000	30,959,000	51,845,030	20,886,030
計	228	67,933,000	50,913,000	51,196,000	170,042,000	266,221,585	96,179,585

(7) 学生納付特例事務法人 (平成22年3月31日現在)

① 学生納付特例事務取扱教育施設一覧 (5施設)

県名	確認年月日	名 称	所在地	備 考
岩手県	20.05.01	県立産業技術短期大学	矢巾町	
秋田県	20.04.01	秋田公立美術工芸短期大学	秋田市	
	20.04.22	秋田県立盲学校	秋田市	
山形県	20.04.15	山形県立産業技術短期大学校	山形市	
	20.04.22	山形県立山形職業能力開発専門校	山形市	

② 学生納付特例事務法人一覧 (6法人)

県名	指定年月日	名 称	所在地	備 考
岩手県	20.05.01	学校法人岩手女子奨学会	滝沢村	岩手看護短期大学
	20.06.02	学校法人富士大学	花巻市	
宮城県	20.08.01	国立大学法人東北大学	仙台市	
山形県	20.04.15	学校法人東北芸術工科大学	山形市	
	20.04.25	学校法人山本学園	山形市	専門学校山形 V. カレッジ
	20.07.02	学校法人東北公益文科大学	酒田市	

(8) 保険料納付確認団体 (3団体) (平成22年3月31日現在)

- ① 岩手県歯科医師会
- ② 福島県薬剤師会
- ③ 岩手県社会保険労務士会

4 健康福祉課関係

(1) 都道府県の区域を越えて活動する中小企業等組合一覧 (20組合)

平成22年 3月31日現在

	組合名	組合員 資格事業	事務所所在地	区 域
事業協同 組合	十和田湖畔活性化事業協同組合	異業種	十和田市大字奥瀬字十和田 1 6	青森、秋田
	青森県中小企業経友会事業協同組合	異業種	八戸市根城7-4-33	青森ほか3道 県
	東北医療福祉事業協同組合	異業種	八戸市大字河原木字八太郎 山10-81	東北6県
	つば整体師教育振興協同組合	異業種	八戸市下長4-19-3	青森、岩手、 秋田、山形
	協同組合岩手県財務振興センター	異業種	大船渡市猪川町字富岡 146-15	東北6県
	めんこい協同組合	異業種	二戸市石切所字火行塚25	岩手、福島、青 森ほか14都道 県
	ハイウェイプランニング協同組合	異業種	仙台市青葉区上杉 1-4-8	東北6県ほか 28都道府県
	東日本流通情報システム協同組合	異業種	白石市大手町4-11	東北6県ほか 12都道県
	協同組合エス・ピー・シー・ジャパ ン東北	理美容業	仙台市青葉区花京院 1-4-25	青森ほか4県
	協同組合エムビー・ネットワーク	異業種	仙台市青葉区一番町 2-2-11	東北6県ほか 30都道府県
	東北新潟歯科用品商協同組合	歯科用品 販売業	仙台市青葉区中央 4-2-28	東北6県ほか 新潟
	東日本クリーニング協同組合	クリーニ ング業	仙台市泉区南光台 2-22-13	東北6県ほか 24都道府県
	日進共立事業協同組合	異業種	仙台市太白区松が丘4-1	東北6県ほか 5都県
	東北ダイアパーリース協同組合	クリーニ ング業	秋田市八橋字イサノ6-1	東北6県
	東北ハイウェイ協同組合	異業種	会津若松市西年貢1-2- 5	東北6県ほか 20都府県
	東北中小企業経友会事業協同組合	異業種	郡山市池の台13-30	宮城、福島
	ドリームズ・カム・トゥルー事業協 同組合	異業種	石巻市流留字一番囲49番 地2	宮城ほか7道 県
	秋田県保険鍼灸マッサージ協同組合	鍼業、灸業、 按摩マッサージ 指圧業	秋田県南秋田郡五城目町西 磯ノ目1-2-13	秋田、福島、 宮城
事業協同組 合連合会	東日本ビル管理協同組合連合会	異業種	仙台市青葉区一番町 17-24	東北6県 *平成20年6月12 日より活動停止
協業組合	協業組合アクアテック栗原	異業種	栗原市築館字下宮野砂田 127-2	宮城、岩手

(2) 生活衛生同業組合にかかる振興計画の認定状況 (67組合)

平成22年3月31日現在

業 種	青 森 県	岩 手 県	宮 城 県	秋 田 県	山 形 県	福 島 県	合 計
飲食店営業 (すし店)	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	6
飲食店営業 (めん類)	—	—	H22.03.26	H22.03.26	H22.03.26	H22.03.26	4
飲食店営業 (中華料理業)	—	H19.03.30	H19.03.30	振興計画 未作成	—	H19.03.30	3
飲食店営業 (社交業)	H19.03.30	H19.03.30	H19.03.30	H19.03.30	H19.03.30	H19.03.30	6
飲食店営業 (料理業)	H19.03.30	H19.03.30	H19.03.30	—	H19.03.30	—	4
飲食店営業 (一般飲食業)	—	H19.03.30	—	H19.03.30	—	—	2
喫茶店営業	—	H19.03.30	H19.03.30	H19.03.30	H19.03.30	H19.03.30	5
食鳥肉販売業	—	—	—	—	—	—	0
食肉販売業	H18.03.31	H18.03.31	H18.03.31	H18.03.31	H18.03.31	H18.03.31	6
氷雪販売業	—	—	振興計画 未作成	—	—	—	0
理 容 業	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	6
美 容 業	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	6
興行場営業	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	振興計画 未作成	H21.03.31	5
旅 館 業	H22.03.26	H22.03.26	H22.03.26	H22.03.26	H22.03.26	H22.03.26	6
旅 館 業 (簡易宿所)	—	—	—	—	—	—	0
下 宿 営 業	—	—	—	—	—	—	0
浴 場 業	振興計画 未作成	平成21年度 振興計画未作成	H22.03.26	振興計画 未作成	振興計画 未作成	H22.03.26	2
クリーニング業	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	H21.03.31	6
合 計	9	12	13	11	10	12	67

(3) 保護施設一覧

平成22年3月31日現在

県・市名	施設名	所在地	電話番号	種別	運営方式
宮城県	宮城県太白荘	仙台市太白区旗立2-3-1	022-245-3721	救護施設	公設民営
山形県	山形県立泉荘	長井市今泉1812	0238-88-9211	救護施設	公設民営
山形県	山形県立みやま荘	西村山郡河北町大字吉田字馬場11	0237-72-3181	救護施設	公設民営
いわき市	内郷授産所	いわき市内郷綴町大木下18	0246-26-2485	授産施設	公設公営

- ・救護施設：身体上又は著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とした施設
- ・授産施設：身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して就労又は技能の習得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とした施設

(4) 都道府県の区域を越えて活動する消費生活協同組合

平成22年3月31現在

名 称	所在地・電話番号	事業区域	主な事業の内容
生活協同組合連合会 大学生協同組合東北事業連合	〒981-0933 宮城県仙台市青葉区 柏木1-1-41 022-717-4860	東北6県	購買事業（会員生協 への卸売り）
生活協同組合連合会 コープ東北サンネット事業連合	〒981-3112 宮城県仙台市泉区 八乙女4-2-2 022-375-7377	東北6県	商品の共同仕入れ、 供給商品の開発 電算システムの共同化

(5-1) 公費負担を伴う各種医療の指定医療機関

(原子爆弾被爆者関係)

平成22年3月31日現在

県名	医療機関名	所在地及び電話番号	開設者	種別	
青森県	青森県立中央病院	青森市東道2-1-1 017-726-8111	青森県	病院	
	独立行政法人国立病院機構弘前病院	弘前市富野町1 0172-32-4311	独立行政法人国立病院機構	病院	
	津軽保健生活協同組合 健生病院	弘前市野田2-2-1 0172-32-1171	津軽保健生活協同組合	病院	
	米沢薬局	青森市本町1-1-38 017-776-3474	米沢 潔	薬局	
岩手県	岩手医科大学付属病院	盛岡市内丸19-1 019-651-5111	学校法人岩手医科大学	病院	
	岩手県立中央病院	盛岡市上田1-4-1 019-653-1151	岩手県立病院等事業管理者	病院	
	川久保病院	盛岡市津志田26-30-1 019-635-1305	盛岡医療生活協同組合	病院	
	村源薬局	盛岡市肴町6-2 019-623-1211	株式会社村源	薬局	
	すみれ薬局	盛岡市青山2-23-8 019-645-2311	SumireA Co.,Ltd有限会社	薬局	
	みつばち薬局	盛岡市月が丘1-1-63 019-647-3888	株式会社G G ファーマシー	薬局	
	気仙中央薬局	大船渡市大船渡町字山馬越182-4 0192-26-6231	協同組合気仙ファーマシー	薬局	
	宮城県	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野2-8-8 022-293-1111	独立行政法人国立病院機構	病院
財団法人宮城厚生協会坂総合病院		塩釜市錦町16-5 022-365-5175	財団法人宮城厚生協会	病院	
あいざわクリニック		仙台市宮城野区銀杏町26-7 022-296-0520	相澤敏也	診療所	
財団法人宮城厚生協会長町病院		仙台市太白区長町3-7-26 022-746-5161	財団法人宮城厚生協会	病院	
財団法人宮城厚生協会長町病院附属クリニック		仙台市太白区長町3-6-2 022-746-1110	財団法人宮城厚生協会	診療所	
秋田県	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44-2 018-834-1111	国立大学法人秋田大学長	病院	
	医療法人明和会 中通総合病院	秋田市南通みその町3-15 018-833-1122	医療法人明和会	病院	
	平鹿総合病院	横手市前郷字八ッ口3-1 0182-32-5121	秋田県厚生農業協同組合連合会	病院	
	医療法人明和会 大曲中通病院	大仙市大曲上栄町4-3 0187-63-2131	医療法人明和会	病院	
	西塚医院	能代市景林町10-6 0185-54-1670	西塚富左夫	診療所	
	株式会社アミック中通調剤薬局	秋田市南通築地2-35 018-831-0571	株式会社アミック	薬局	
	株式会社アミック中通六丁目薬局	秋田市中通6-1-55 018-834-6037	株式会社アミック	薬局	
	大曲調剤薬局	大仙市大曲上栄町10-32 0187-66-2688	株式会社アミック	薬局	
	平鹿調剤薬局	横手市寿町9-7 0182-33-2272	株式会社ファーマックス	薬局	
	医療法人敬徳会藤原記念病院	潟上市天王字上江川47 018-878-3131	医療法人敬徳会	病院	
	山形県	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800 023-685-2626	山形県	病院
鶴岡市立荘内病院		鶴岡市泉町4-20 0235-26-5111	鶴岡市	病院	
米沢市立病院		米沢市相生町6-36 0238-22-2450	米沢市	病院	
国立大学法人山形大学医学部附属病院		山形市飯田西2-2-2 023-633-1122	国立大学法人山形大学長	病院	
医療法人社団山形愛心会 庄内余目病院		山形県東田川郡庄内町松陽1-1-1 0234-43-3434	医療法人社団 山形愛心会	病院	
山形県・酒田市病院機構 日本海総合病院		酒田市あきほ町30番地 0234-26-2001	山形県・酒田市病院機構日本海総合病院理事長	病院	
福島県		公立大学法人福島県立医科大学附属病院	福島市光ヶ丘1 024-547-1111	公立大学法人福島県立医科大学理事長	病院
		財団法人 竹田総合病院	会津若松市山鹿町3-27 0242-27-5511	財団法人竹田総合病院	病院
	財団法人 ときわ会竹林病院	いわき市平字堂根町2-3 0246-23-2331	財団法人竹林病院	病院	
	いわき市立常磐病院	いわき市常磐上湯長谷町上ノ台57 0246-43-4175	いわき市	病院	
	医療法人相雲会 小野田病院	南相馬市原町区旭町3-21 0244-24-1111	医療法人相雲会	病院	
	渡辺病院	南相馬市原町区西町1-50 0244-22-7000	医療法人伸裕会	病院	
	渡辺薬局	南相馬市原町区旭町1-83 0244-23-3846	有限会社渡辺薬局	薬局	
	有限会社西町調剤薬局	南相馬市原町区旭町1-67 0244-24-5001	有限会社西町調剤薬局	薬局	
	医療法人癒水会 会津クリニック	会津若松市新横町1-26 0242-38-1150	医療法人癒水会	診療所	

(5-2) 公費負担を伴う各種医療の指定医療機関

(母子・児童・生活保護・戦傷病者関係)

平成22年3月31日現在

県名	医療機関名	所在地及び電話番号	指定医療機関の種類			
			母子 保健法	児童 福祉法	生活 保護法	戦傷病 者特別 援護法
青森県	独立行政法人国立病院機構 弘前病院	弘前市大字富野町1 (0172)32-4311	○		○	○
	独立行政法人国立病院機構 青森病院	南津軽郡浪岡町大字女鹿沢平野155 (0172)62-4055			○	○
	独立行政法人国立病院機構 八戸病院	八戸市吹上3-13-1 (0178)45-6111			○	○
	弘前大学医学部附属病院	弘前市本町53 (0172)33-5111	○		○	
	独立行政法人労働者健康福 祉機構青森労災病院	八戸市白銀町字南ヶ丘 1 (0178)33-1551	○		○	
	国立療養所松丘保養園	青森市大字石江字平山 19 (017)788-0145			○	○
岩手県	独立行政法人国立病院機構 盛岡病院	盛岡市青山1-25-1 (019)647-2195			○	○
	独立行政法人国立病院機構 岩手病院	一関市山目字泥田山下48 (0191)25-2221		○	○	○
	独立行政法人国立病院機構 花巻病院	花巻市諏訪500 (0198)24-0511			○	○
	独立行政法人国立病院機構 釜石病院	釜石市定内町4-7-1 (0193)23-7111		○	○	○
	独立行政法人労働者健康福 祉機構岩手労災病院	花巻市湯口字志戸平26 (0198)25-2141			○	
宮城県	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野2-8-8 (022)293-1111	○		○	○
	独立行政法人国立病院機構 宮城病院	亘理郡山元町高瀬字合戦原100 (0223)37-1131		○	○	○
	独立行政法人国立病院機構 西多賀病院	仙台市太白区鈎取本町2-11-11 (022)245-2111		○	○	○
	独立行政法人労働者健康福 祉機構東北労災病院	仙台市青葉区台原4-3-21 (022)275-1111	○		○	
	国立療養所東北新生園	登米市迫町新田字上葉ノ木沢1 (0228)38-2121			○	○
	東北大学病院	仙台市青葉区星陵町1-1 (022)717-7080	○		○	
秋田県	独立行政法人国立病院機構 あきた病院	由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢 84-40 (0184)73-2002			○	○
	独立行政法人労働者健康福 祉機構秋田労災病院	大館市軽井沢字下岱30 (0186)52-3131			○	
	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44-2 (018)834-1111	○		○	○
山形県	独立行政法人国立病院機構 米沢病院	米沢市大字三沢26100-1 (0238)22-3210		○	○	○
	独立行政法人国立病院機構 山形病院	山形市行才126-2 (023)684-5566		○	○	○
	山形大学医学部附属病院	山形市飯田西2-2-2 (023)633-1122	○		○	
	山形県立中央病院	山形市桜町7-17 (023)623-4011				○
福島県	独立行政法人国立病院機構 福島病院	須賀川市芦田塚13 (0248)75-2131	○	○	○	○
	独立行政法人国立病院機構 いわき病院	いわき市平豊間兎渡路291 (0246)55-8261			○	○
	独立行政法人労働者健康福 祉機構福島労災病院	いわき市内郷綴町沼尻3 (0246)26-1111			○	
	福島県立会津総合病院	会津若松市城前10-75 (0242)27-2151				○

(6)各地方厚生局に委任された補助金等の一覧

No.	移管年度	交付要綱	項	目	細目	補助率	区分	適正化法の有無	備考
①	15	結核医療費国庫負担(補助)金交付要綱	感染症対策費	結核医療費負担金	従業禁止・命令入所等患者費	3/4	負担金	有	
			感染症対策費	結核医療費補助金	医療療養費	1/2	補助金	有	
			感染症対策費	結核医療費補助金	医療療養費 従業禁止・命令入所等患者費	沖繩特別分 37条の2:1/2 沖繩特別分 37条:8/10	補助金	有	
②	15	原子爆弾被爆者の健康診断等に要する経費の交付について	原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者健康診断費交付金	健康診断費交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者健康診断費交付金	交通手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者健康診断費交付金	事務費交付金	10/10	交付金	無	
③	15	原爆被爆者手当交付金の交付について	原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者特別手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者保健手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者手当交付金	原子爆弾小頭症手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者医療特別手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者健康管理手当交付金	10/10	交付金	無	
			原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者手当交付金	原爆被爆者手当支給等事務費交付金	10/10	交付金	無	
④	15	原爆被爆者葬祭料交付金の交付について	原爆被爆者等援護対策費	原爆被爆者葬祭料交付金		10/10	交付金	無	
⑤	15	児童扶養手当給付費国庫負担金交付要綱	母子家庭等対策費	児童扶養手当給付費負担金		1/3	負担金	有	
⑥	15	児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について	児童虐待等防止対策費	児童保護費等負担金	児童保護措置費負担金(児童入所施設措置費等負担金)	1/2	負担金	有	
⑦	15	児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について	保育所運営費	児童保護費等負担金	児童保護措置費負担金(保育所運営費負担金)	1/2	負担金	有	
⑧	15	特別児童扶養手当事務取扱交付金交付要綱	障害保健福祉費	事務取扱交付金		10/10	交付金	無	
⑨	15	特別障害者手当等給付費国庫負担金交付要綱	障害保健福祉費	特別障害者手当等給付費負担金		3/4	負担金	有	
⑩	17	婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱	児童虐待等防止対策費	婦人保護事業費負担金	一時保護所保護費負担金	5/10	負担金	有	
				婦人相談所運営費負担金		5/10	負担金	有	
				婦人保護事業費補助金	婦人保護施設運営費補助金	5/10	補助金	有	
⑪	16	保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱	地域保健対策費	保健衛生施設等施設整備費補助金		1/2, 2/3, 1/3, 10/10, 定額	補助金	有	
			保健衛生施設整備費	保健衛生施設等施設整備費補助金		1/2, 2/3, 1/3, 定額	補助金	有	
⑫	16	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱	社会福祉施設整備費	社会福祉施設等施設整備費補助金		2/3	補助金	有	
	19	社会福祉施設等施設整備費(児童福祉施設耐震化整備)国庫補助金交付要綱	児童福祉施設整備費	社会福祉施設等施設整備費補助金		施設ごとの基準ポイント×定額	補助金	有	補正予算分
⑬	17	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金交付要綱	介護保険制度運営推進費	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金		定額	交付金	有	
⑭	18			地域介護・福祉空間整備推進交付金		定額	交付金	有	
⑮	17	次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱	児童福祉施設整備費	次世代育成支援対策施設整備交付金		施設ごとの基準ポイント×定額	交付金	有	
⑯	17	保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱	保健衛生施設整備費	保健衛生施設等災害復旧費補助金		1/2, 1/3, 2/3	補助金	有	
⑰	17	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱	社会福祉施設整備費	社会福祉施設等災害復旧費補助金			1/2, 1/3, 2/3	補助金	有
			介護保険制度運営推進費						
			児童福祉施設整備費						
⑱	19	医療関係者養成確保対策費等補助金、生活衛生営業指導費補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱	医療従事者資質向上対策費	臨床研修費等補助金		10/10	補助金	有	
⑲	20	保育所施設整備費及び保育所設備整備費等国庫補助金交付要綱	保育所運営費	保育所施設整備費補助金		2/3	補助金	有	補正予算分
⑳	20			保育所設備整備費等補助金		2/3	補助金	有	補正予算分

〔区分について〕

補助金…特定の事務または事業を実施する者に対して、その事務・事業を助長するために恩恵的に交付する金銭。奨励的、助成的な性質を持ち、適正化法の対象となる。

負担金…国が自己の利害に関係のある事務または事業に対して、法令に基づき自己の経費として負担すべきものとして交付する給付金。法律上国が負担することが明記されており、適正化法の対象となる。

交付金…特定の目的をもって交付する給付金であり、法律に基づく義務的なものと、任意的助成的なものがある。補助金に類する性格のものである場合は、政令で指定して適正化法の対象とされている。

(7) 平成21年度の補助金等の執行状況一覧

(単位：円)

補助金等名	平成20年度 確定額	平成21年度 変更後交付決定額	備考
結核医療費負担金	146,825,316	133,760,747	
結核医療費補助金	12,078,148	13,077,108	
原爆被爆者健康診断費交付金	9,235,420	12,245,278	
原爆被爆者手当交付金	245,455,754	248,118,240	
原爆被爆者葬祭料交付金	5,375,701	8,162,646	
児童扶養手当給付費負担金	12,162,902,791	12,384,322,267	
児童入所施設等負担金	4,864,477,879	4,966,485,526	
保育所運営費負担金	28,609,902,315	29,248,711,896	
特別児童扶養手当事務取扱交付金	82,905,296	80,382,316	
特別障害者手当等給付費負担金	3,135,275,677	3,202,390,290	
一時保護所保護費負担金	76,878,948	77,374,077	
婦人相談所運営費負担金	866,010	1,491,975	
婦人保護施設運営費補助金	92,817,293	91,835,503	
保健衛生施設等施設・設備整備費補助金	397,559,000	248,183,000	補正予算分を含む
社会福祉施設等施設整備費補助金	447,272,000	582,073,000	19年度補正予算分(本省繰越)を含む('20確定)
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	652,836,000	2,271,889,000	
地域介護・福祉空間整備推進交付金	43,705,000	51,782,000	
次世代育成支援対策施設整備交付金	1,088,196,000	441,670,000	19年度本予算分(本省繰越)を含む('20確定) 20年度末予算分(本省票子)のみ('21交付決定)
保健衛生施設等災害復旧費補助金	0	0	
社会福祉施設等災害復旧費補助金	4,053,000	0	
臨床研修費等補助金	1,086,966,000	1,182,453,000	
保育所施設整備費補助金	50,180,000	0	補正予算分('20確定)
保育所設備整備費等補助金	0	0	補正予算分('20確定)
合計	53,215,763,548	55,246,407,869	

5 指導養成課關係

(1) 東北厚生局管内養成施設等一覧 (H22.3.31現在)

【青森県 40校 69課程】

No.	名 称	設置者	養成施設等の種別	定 員	年限	所 在 地	開校年	備 考
1	東北メディカル学院	学校法人 臨研学舎	理学療法士	昼 40	4	三戸郡五戸町字苗代沢3-638	H15	
			作業療法士	昼 30	4		H15	
2	弘前ホスピタリティーアカデミー 作業療法科	学校法人 弘前城東学園	作業療法士	昼 40	3	弘前市大字小比内3-18-1	H5	H23.3 廃止予定
	" 言語聴覚科		言語聴覚士	昼 40	3		H5	H23.3 廃止予定
3	弘前医療福祉大学短期大学部 生活福祉学科 食育福祉専攻	学校法人 弘前城東学園	調理師	昼 30	2	弘前市大字小比内3-18-1	S47	H21.4 弘前ホスピタリティーアカデミー調理科から名称変更(21年度以降の入学者に名称を適用)
	" 生活福祉学科介護福祉専攻		介護福祉士	昼 70	2		H14	
4	青森歯科衛生士専門学校	学校法人 三和会	歯科衛生士	昼 40	2	青森市大字三内字福元122-2	S48	H22.4 3年課程へ移行
5	青森歯科技工士専門学校	学校法人 三和会	歯科技工士	昼 35	2	青森市大字三内字福元122-2	S46	
6	八戸歯科衛生士専門学校	学校法人 あずま学園	歯科衛生士	昼 40	3	八戸市大字田向毘沙門前23-2	H21	
7	八戸看護専門学校	財団法人 シルバーリハビリテーション 協会	看護師	昼 50	3	八戸市大字河原木字北沼22-41	H2	
			看護師	通信 250	2		H18	
8	独立行政法人国立病院機構 弘前病院附属看護学校	独立行政法人国立病院機構	看護師	昼 40	3	弘前市大字富野町1	S28	
9	八戸市立高等看護学院	八戸市	看護師	昼 50	2	八戸市青葉2-17-4	S43	
10	財団法人双仁会厚生病院附属看護学院	財団法人 双仁会	看護師	夜 20	3	黒石市大字黒石字建石9-1	S50	
11	五所川原市立高等看護学院	五所川原市	看護師	夜 40	3	五所川原市字新町58-2	S41	
12	弘前市医師会付属高等看護学院	社団法人 弘前市医師会	看護師	夜 40	3	弘前市大字野田2-7-1	S44	
13	青森市立高等看護学院	青森市	看護師	夜 40	3	青森市勝田1-16-16	S47	
14	東北栄養専門学校	学校法人 柴田学園	栄養士	昼 50	2	弘前市大字上瓦ヶ町 25	S25	
15	東北女子短期大学 生活科		栄養士	昼 150	2		S29	
	" 保育科		保育士	昼 100	2		S41	
16	東北女子大学 家政学部家政学科	学校法人 柴田学園	栄養士	昼 40	4	弘前市大字豊原 1-2-1	S44	
	" 家政学部児童学科		保育士	昼 60	4		H20	
17	青森中央短期大学 食物栄養学科	学校法人 青森田中学園	栄養士	昼 60	2	青森市大字横内字神田 12	S49	
	" 幼児保育学科		保育士	昼 100	2		S50	
	" 専攻科福祉専攻		介護福祉士	昼 20	1		H1	
18	青森県立保健大学 健康科学部栄養学科	公立大学法人青森県立保健大学	管理栄養士 (栄養士)	昼 30	4	青森市大字浜館字間瀬58-1	H20 (H20)	
	" 健康科学部社会福祉学科		社会福祉士	昼 50	4		H21	
19	青森調理師学校	学校法人 ケーエム学院	調理師	昼 80 夜 20	1 1.5	青森市堤町 2-13-5	S45	
20	千葉学園高等学校 調理科	学校法人 千葉学園	調理師	昼 40	3	八戸市類家 1-1-11	S46	
21	八戸調理師専門学校	学校法人 林学園	調理師	昼 80	1	八戸市根城 5-14-24	S52	

22	青森山田高等学校 調理科		調理師	昼	40	3	青森市青葉 3-13-40	S 5 6	
23	青森県ヘアアーティスト専門学校		理容師	昼	40	2	弘前市大字表町 6-4	H 1 2	
			理容師	通信	40	3			
			美容師	昼	40	2			
			美容師	通信	40	3			
24	青森短期大学 地域創造学科子ども専攻	学校法人 青森山田学園	保育士	昼	50	2	青森市幸畑2-3-1	S 1 8	
25	青森大学 社会学部 社会福祉学科		社会福祉士	昼	60	4		H 2 1	
	社会学部 社会福祉学科 介護福祉コース		介護福祉士	昼	20	4		H 1 5	
26	東奥学園高等学校 調理科	学校法人 東奥学園	調理師	昼	40	3	青森市勝田 2-11-1	H 1 4	
	福祉科		介護福祉士	昼	80	3		H 2 1	
27	東奥保育・福祉専門学校 保育科		保育士	昼	50	2	青森市勝田2-13	S 4 2	
	介護福祉科		介護福祉士	昼	40	2		H 1	
28	青森県立百石高等学校 食物調理科	青森県	調理師	昼	40	3	上北郡おいらせ町字苗平谷地 46	H 5	
29	ヘアアートカレッジ木浪学園	学校法人 木浪学園	理容師	昼	40	2	青森市九須志 1-45-2	H 1 0	
			理容師	通信	40	3			
			美容師	昼	80	2			
			美容師	通信	80	3			
30	八戸理容美容専門学校	財団法人 八戸理容美容専門学校	理容師	昼	40	2	八戸市小中野 3-5-1	H 1 0	
			理容師	通信	20	3			
			美容師	昼	80	2			
			美容師	夜	40	2			
			美容師	通信	40	3			
31	北里大学 獣医畜産学部 動物資源科学科 食品衛生コース	学校法人 北里研究所	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	70	4	十和田市東二十三番町35-1	H 1 1	H23.3 廃止予定
	動物資源科学科 食品衛生管理者および 食品衛生監視員養成施設課程		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	120	4		H 1 9	
32	弘前大学 医学部 保健学科 検査技術科学専攻	国立大学法人 弘前大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	40	4	弘前市本町66-1	H 1 8	
	農学生命科学部 応用生命工学科 食品衛生管理者等任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	50	4	弘前市文京町3番地	H 1 2	H23.3 廃止予定
	農学生命科学部 分子生命科学科食品 食品衛生管理者等任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	40	4		H 2 0	
	農学生命科学部 生物資源学科 食品衛生管理者等任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	35	4		H 2 0	

33	八戸工業大学 工学部バイオ環境工学科	学校法人 八戸工業大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	60	4	八戸市大字妙字大開88番地1号	H 2 1	
34	弘前厚生学院 保育科	学校法人 弘前厚生学院	保育士	昼	50	2	弘前市御幸町8-10	S 2 6	
	〃 介護福祉科		介護福祉士	昼	25	1		H 1	
35	八戸短期大学 幼児保育学科	学校法人 光星学院	保育士	昼	100	2	八戸市大字美保野13-384	S 4 8	
36	光星学院高等学校 専攻科介護福祉科		介護福祉士	昼	40	2	八戸市大字美保野13-117	H 4	
37	青森明の星短期大学 幼児保育学科	学校法人 明の星学園	保育士	昼	80	2	青森市浪打2-6-32	S 4 1	
	〃 現代介護福祉学科介護福祉専攻		介護福祉士	昼	40	2		H 1 9	
38	八戸社会福祉専門学校 介護福祉科	学校法人 江渡学園	介護福祉士	昼	40	2	八戸市常海町14-1	H 2	
39	七戸高等学校 総合学科福祉健康系列	青森県	介護福祉士	昼	160	3	上北郡七戸町字館野47-31	H 2 1	特例校
40	弘前学院大学社会福祉学部社会福祉学科	学校法人 弘前学院	社会福祉士	昼	100	4	弘前市大字稔町13-1	H 2 1	

【岩手県 36 校 68 課程】

No.	名 称	設置者	養成施設等の種別	定 員	年 限	所 在 地	開 校 年	備 考
1	岩手リハビリテーション学院	財団法人 岩手済生医会	理学療法士	昼 40	3	盛岡市長田町15-16	S 5 5	
			作業療法士	昼 40	3			
2	岩手看護専門学校	財団法人 岩手済生医会	看護師	昼 40	3	盛岡市長田町24-7	S 3 4	
			看護師	夜 40	3		S 4 2	
3	北東北東洋医療専門学校	宗教法人 蓬萊山誠神教	柔道整復師	昼 60	3	岩手郡滝沢村大釜字風林42-185	H 1 4	H22.3 廃止予定
			はり師きゅう師	昼 60	3		H 1 2	H22.3 廃止予定
4	盛岡医療福祉専門学校 柔道整復学科	学校法人 龍澤学館	柔道整復師	昼 60	3	盛岡市中央通3-3-4	H 1 8	
			柔道整復師	夜 30	3			
	鍼灸学科		はり師きゅう師	昼 60	3		H 1 8	
	社会福祉学科		社会福祉士	昼 40	2			
介護福祉科	介護福祉士	昼 80	2	H 9				
5	花巻高等看護専門学校	財団法人 総合花巻病院	看護師	昼 40	3	花巻市花城町4-28	S 5 0	
6	岩手県立二戸高等看護学院	岩手県	看護師	昼 35	3	二戸市堀野字大川原毛50-3	S 5 5	
7	岩手県立宮古高等看護学院		看護師	昼 24	3	宮古市大字崎嶽ヶ崎第4地割1-13	S 3 8	
8	岩手県立一関高等看護学院		看護師	昼 35	3	一関市山目字前田13	S 3 5	
9	一関市医師会附属一関看護専門学校		社団法人 一関市医師会	看護師	夜 30	3	一関市大手町3-31	S 4 5
10	水沢学苑看護専門学校	財団法人 国際教育交流財団水沢学苑	看護師	昼 40	3	奥州市水沢区多賀21-2	H 1 7	
11	盛岡市医師会附属盛岡高等看護学院	社団法人 盛岡市医師会	看護師	昼 30	3	盛岡市愛宕町18-6	S 5 5	2年課程昼間定時制
12	盛岡大学短期大学部 食物栄養科	学校法人 盛岡大学	栄養士	昼 100	2	岩手郡滝沢村滝沢字砂込 808	S39	
	幼児教育科		保育士	昼 150	2		S 4 2	
13	盛岡調理師専門学校		調理師	昼 90	1	盛岡市中央通3-7-21	S 3 6	
14	岩手県立大学盛岡短期大学部 生活科学科食物栄養学専攻	公立大学法人 岩手県立大学	栄養士	昼 25	2	岩手郡滝沢村滝沢字菓子 152-52	S 2 7	
15	岩手県立大学 社会福祉学部 福祉臨床学科 保育士養成課程		保育士	昼 45	4		H 1 1	
	社会福祉学部 福祉臨床学科		社会福祉士	昼 45	4		H 2 1	
	社会福祉学部 福祉経営学科		社会福祉士	昼 45	4		H 2 1	
	社会福祉学部 福祉臨床学科 介護福祉士資格課程	介護福祉士	昼 20	4	H 1 0			

16	修紅短期大学 食物栄養学科	学校法人 富士修紅学院	栄養士	昼	35	2	一関市萩荘字竹際 49-1	H 1 4	H22.3 法人名称変更	
	幼児教育学科		保育士	昼	55	2		S 4 8		
17	盛岡スコーレ高等学校 総合学科 調理師養成課程	学校法人 スコーレ	調理師	昼	70	3	盛岡市向中野字才川 2-3	S 4 3		
18	協和学院水沢第一高等学校 調理科	学校法人 協和学院	調理師	昼	35	3	奥州市水沢区字森下 20-1	S 4 5		
19	岩手県立宮古水産高等学校 食物科	岩手県	調理師	昼	40	3	宮古市磯鶏 3-9-1	S 4 7		
20	岩手県立大船渡東高等学校 食物文化科		調理師	昼	40	3	大船渡市立根町字冷清水1-1	H 2 1	平成19年度以前の入学生は「食物科」在籍	
21	岩手県立久慈東高等学校 総合学科 食物系列		調理師	昼	40	3	久慈市門前第36地割 10	H 1 7	H 2 1	特例校
	総合学科 介護福祉系列									
22	岩手県立一戸高等学校 総合学科介護・福祉系列		介護福祉士	昼	30	3	二戸郡一戸町一戸字蒔前60-1	H 2 1	特例校	
23	岩手県立一関第二高等学校 総合学科介護福祉系列		介護福祉士	昼	20	3	一関市赤荻字野中23	H 2 1	特例校	
24	菜園調理師専門学校	学校法人 コアトレース	調理師	昼	40	2	盛岡市菜園 2-4-19	S 3 6		
25	盛岡社会福祉専門学校 介護福祉科		介護福祉士	昼	42	2		H 3		
26	北日本ハイテクカレッジ [®] 調理科	財団法人 創玄芸術学園	調理師	昼	78	1	盛岡市盛岡駅西通 2-5-15	H 1 1		
	高度調理科			昼	78	2				
	高度製菓衛生師科		製菓衛生師	昼	39	2		H 1 6		
	製菓衛生師科1年課程			昼	39	1		H 2 1		
	製菓衛生師通信教育科			通信	39	1		H 2 1		
	北日本ヘア・スタイリストカレッジ			理容師	昼	40		2		H 1 0
27		理容師	通信	20	3					
		美容師	昼	160	2					
		美容師	通信	40	3					
		28	北日本医療福祉専門学校 介護福祉科	介護福祉士	昼	80	2	H 1 7		
29	盛岡女子高等学校 家政科調理師コース	学校法人 久保学園	調理師	昼	30	3	盛岡市高松1-21-14	H 2 1		
	専攻科 子ども未来学科		保育士	昼	20	2				
30	盛岡ヘアメイク専門学校	学校法人 盛岡理容美容学園	理容師	昼	40	2	盛岡市盛岡駅前北通 12-31	H 1 0		
			理容師	通信	40	3				
			美容師	昼	200	2				
			美容師	通信	40	3				

31	財団法人岩手理容美容専門学校	財団法人 岩手理容美容専門学校	理容師	昼	35	2	花巻市若葉町 2-14-39	H 1 0	
			理容師	通信	20	3			
			美容師	昼	40	2			
			美容師	通信	40	3			
32	東北ヘアモード学院	学校法人 関城学院	理容師	昼	40	2	一関市旭町 5-14	H 1 0	
			理容師	通信	20	3			
			美容師	昼	80	2			
			美容師	通信	40	3			
33	岩手大学 農学部 農業生命化学科 食品健康科学講座	国立大学法人 岩手大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	75	4	盛岡市上田3-18-8	H 8	H22.3 廃止予定
	“ 農学部 応用生物科学課程		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	40	4		H 1 9	
34	専修大学北上福祉教育専門学校 保育科	学校法人 北上学園	保育士	昼	50	2	北上市鍛冶町1-3-1	S 4 2	
	専修大学北上福祉教育専門学校 福祉介護科		介護福祉士	昼	50	2		H 3	
35	東日本社会福祉専門学校 介護福祉科	社会福祉法人 麗沢会	介護福祉士	昼	40	2	盛岡市厨川4-12-1	H 9	H22.3 廃止予定
36	岩手女子高等学校 福祉教養科	学校法人 岩手女子奨学会	介護福祉士	昼	40	3	盛岡市大沢川原1-5-34	H 2 1	

【宮城県 52 校 128 課程】

No.	名 称	設置者	養成施設等の種別	定 員	年限	所 在 地	開校年	備 考
1	仙台医療技術専門学校		理学療法士	昼 40	3	仙台市太白区長町4-3-55	H 8	
			理学療法士	夜 40	4		H 1 3	
			作業療法士	昼 40	3		H 8	
2	仙台医療福祉専門学校 言語聴覚学科	学校法人 北杜学園	言語聴覚士	昼 40	2	仙台市青葉区北目町1-23	H 1 3	大卒2年課程
	"/		歯科衛生士	昼 80	3	仙台市青葉区中央4-5-3	H 1 6	
	"/		保育士	昼 80	3	仙台市青葉区五橋1-7-18	H 1 1	
	"/		保育士	昼 80	2	仙台市青葉区中央4-7-20	H 1 7	
	"/		社会福祉士	昼 40	2	仙台市青葉区中央4-5-3	H 2 1	
	"/		社会福祉士	昼 80	2		H 2 1	
	"/		介護福祉士	昼 160	2	仙台市青葉区中央4-7-20	H 1	
	"/		介護福祉士	昼 80	1		H 7	
	"/		介護福祉士	昼 80	3	仙台市青葉区五橋1-7-18	H 1 0	
	"/		社会福祉主事	昼 40	2	仙台市青葉区中央4-5-3	H 5	
3	仙台リハビリテーション専門学校	学校法人 仙台北学園	理学療法士	昼 30	3	仙台市泉区長命ヶ丘4-15-1	H 1 5	
			作業療法士	昼 30	3		H 1 5	
4	仙台医健専門学校	学校法人 滋慶文化学園	理学療法士	昼 40	4	仙台市若林区新寺2-1-11	H 1 9	
			理学療法士	夜 40	4			
			柔道整復師	昼 90	3			
			柔道整復師	夜 30	3			
5	仙台保健福祉専門学校 理学療法科	学校法人 菅原学園	理学療法士	昼 40	4	仙台市泉区明通2-1-1	H 1 9	
	"/		作業療法士	昼 40	4		H 1 9	
	"/		歯科衛生士	昼 40	3		H 1 9	
	"/		保育士	昼 80	2		H 1 9	
	"/		介護福祉士	昼 80	2		H 7	
	"/		介護福祉士	昼 40	1		H 1 9	H22.3 廃止予定
"/	社会福祉主事	昼 40	2	H 1 9				

6	東北文化学園専門学校 臨床工学科	学校法人 東北文化学園大学	臨床工学技士	昼	80	3	仙台市青葉区国見6-45-16	S 6 3	H21.10.1設置者変更
	視能訓練士科		視能訓練士	昼	40	3		H 4	〃
	介護福祉科		介護福祉士	昼	40	2		H 2	〃
	専門介護福祉科		介護福祉士	昼	40	3		H 1 4	H23.3 〃 廃止予定
7	東北文化学園大学 医療福祉学部 保健福祉学科 保健福祉専攻	学校法人 東北文化学園大学	社会福祉士	昼	120	4	仙台市青葉区国見6-45-1	H 2 1	
	保健福祉学科 精神保健福祉専攻		社会福祉士	昼	10	4		H 2 1	
	保健福祉学科 生活福祉専攻		社会福祉士	昼	30	4		H 2 1	
	保健福祉学科 生活福祉専攻		介護福祉士	昼	30	4		H 1 1	
8	赤門鍼灸柔整専門学校	財団法人 赤門学志院	柔道整復師	昼	60	3	仙台市青葉区荒巻青葉33-1	S 2 8	
			柔道整復師	夜	60	3		S 3 3	
			あん摩マッサージ指 圧師、 はり師きゅう師	昼	50	3		H 2 1	
			はり師きゅう師	昼	30	3		S 3 3	
			はり師きゅう師	夜	30	3			
9	仙台接骨医療専門学校	学校法人 東北柔専	柔道整復師	昼	60	3	仙台市宮城野区福室3-4-16	S 2 4	
			柔道整復師	夜	30	3			
10	東日本医療専門学校	学校法人 健生学園	柔道整復師	昼	60	3	仙台市太白区中田4-4-35	H 1 5	
			はり師きゅう師	昼	30	3		H 1 7	
11	仙台青葉服飾・医療福祉専門学校 鍼灸科	学校法人 長谷柳絮学園	はり師きゅう師	昼	30	3	仙台市青葉区支倉町2-55	H 1 6	H23.3 廃止予定
	介護福祉科		介護福祉士	昼	80	2		H 9	
	介護福祉科 夜間コース		介護福祉士	夜	40	3		H 1 7	H23.3 廃止予定
12	宮城高等歯科衛生士学院	社団法人宮城県歯科医師会	歯科衛生士	昼	50	3	仙台市青葉区国分町1-5-1	S 4 5	
13	仙台歯科技工士専門学校	学校法人 新英学園	歯科技工士	昼	35	2	仙台市若林区新寺3-13-6	S 4 6	
14	東北歯科技工専門学校	社団法人 五常会	歯科技工士	昼	50	2	仙台市太白区向山4-27-8	S 4 1	
15	医療法人社団スズキ病院附属助産学校	医療法人社団 スズキ病院	助産師	昼	30	1	岩沼市里の杜3-5-21	H 4	
16	独立行政法人 国立病院機構仙台医療センター 附属仙台看護助産学校	独立行政法人国立病院機構	助産師	昼	35	1	仙台市宮城野区宮城野2-8-8	S 5 2	
			看護師	昼	80	3		S 2 2	
17	気仙沼市立病院附属看護専門学校	気仙沼市	看護師	昼	40	3	気仙沼市田中184	S 4 3	
18	石巻赤十字看護専門学校	日本赤十字社宮城県支部	看護師	昼	40	3	石巻市吉野町1-7-10	S 2 5	
19	仙台市立看護専門学校	仙台市	看護師	昼	50	3	仙台市太白区茂庭台1-3-4	S 5 6	H22.3 廃止予定
20	独立行政法人労働者健康福祉機構 東北労災看護専門学校	独立行政法人 労働者健康福祉機構	看護師	昼	30	3	仙台市青葉区台原4-6-10	S 3 5	
21	宮城県高等看護学校	宮城県	看護師	昼	40	2	名取市愛鳥塩手字中田35-1	S 4 4	
22	気仙沼市医師会附属高等看護学校	社団法人 気仙沼市医師会	看護師	夜	30	3	気仙沼市四反田95-4	S 4 9	

23	大崎市医師会附属高等看護学校	社団法人 大崎市医師会	看護師	夜	30	3	大崎市古川駅前大通3-3-17	H 5	
24	仙台市医師会附属高等看護学院	社団法人 仙台市医師会	看護師	夜	40	3	仙台市青葉区大手町1-5	S 5 0	
25	東北福祉看護学校		看護師	通信	250	2	仙台市青葉区国見1-19-1	H 2 0	
26	東北福祉大学 総合福祉学部 産業福祉学科 食品衛生コース	学校法人 柊檀学園	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	100	4	仙台市青葉区国見1-8-1	S 5 3	
	社会福祉学科 保育課程		保育士	昼	50	4		S 4 1	
	子ども科学部 子ども教育学科		保育士	昼	100	4		H 1 9	
	総合福祉学部		社会福祉士	昼	300	4		H 2 1	
	総合マネジメント学部		社会福祉士	昼	20	4		H 2 1	
	総合福祉学部 通信教育部 社会福祉学科		社会福祉士	通信	300	4		H 2 1	
	総合福祉学部 社会福祉学科 社会福祉コース 介護福祉士課程		介護福祉士	昼	40	4		H 1 5	
27	尚綱学院大学 総合人間科学部 健康栄養学科	学校法人 尚綱学院	管理栄養士 (栄養士)	昼	80	4	名取市ゆりが丘 4-10-1	H 1 5 (S 2 7)	
	健康栄養学科 食品衛生課程		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	80	4		H 1 4	
28	尚綱学院大学女子短期大学部 保育科		保育士	昼	100	2		S 3 9	H23.3 廃止予定
29	宮城学院女子大学 学芸学部 食品栄養学科	学校法人 宮城学院	管理栄養士 (栄養士)	昼	100	4	仙台市青葉区桜ヶ丘 9-1-1	S 4 2 (S 3 6)	
	食品栄養学科食品衛生コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	100	4		S 4 6	
	発達臨床学科		保育士	昼	80	4		H 1 3	
	発達臨床学科福祉コース		社会福祉士	昼	20	4		H 2 1	
30	宮城大学食産業学部 フードビジネス学科 「食品加工・衛生コース」	公立大学法人 宮城大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	50	4	仙台市太白区旗立 2-2-1	H 1 7	

31	仙台白百合女子大学 人間学部 健康栄養学科 管理栄養専攻	学校法人 白百合学園	管理栄養士 (栄養士)	昼	50	4	仙台市泉区本田町 6-1	H 1 2 (S 4 1)	
	健康栄養学科 食物学専攻食品衛生課程		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	20	4		H 1 4	
	健康栄養学科 管理栄養専攻食品衛生課程		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	50	4		H 1 2	
	人間発達学科 子ども発達専攻 保育士養成課程		保育士	昼	45	4		H 1 6	
	総合福祉学科 生活福祉専攻		社会福祉士	昼	35	4		H 2 1	
	総合福祉学科 人間福祉専攻		社会福祉士	昼	35	4		H 2 1	
	総合福祉学科 生活福祉専攻		介護福祉士	昼	35	4		H 8	
32	東北生活文化大学 家政学部 家政学科 健康栄養学専攻	学校法人 三島学園	管理栄養士 (栄養士)	昼	40	4	仙台市泉区虹の丘 1-18-2	H 1 5 (H 1 5)	
33	東北生活文化大学短期大学部 生活文化学科 子ども生活専攻		保育士	昼	50	2		H 1 8	
34	仙台大学 体育学部 運動栄養学科	学校法人 朴沢学園	栄養士	昼	60	4	柴田郡柴田町船岡南 2-2-18	H 1 5	
	健康福祉学科 社会福祉士養成専攻		社会福祉士	昼	40	4		H 2 1	
	健康福祉学科 介護福祉専攻		介護福祉士	昼	80	4		H 7	
35	明成高等学校 調理科	学校法人 勝山学園	調理師	昼	120	3	仙台市青葉区川平 2-26-1	S 4 7	
	介護福祉科・介護福祉士養成コース		介護福祉士	昼	40	3		H 2 1	
36	宮城調理製菓専門学校調理師科	学校法人 勝山学園	調理師	昼	160	1	仙台市青葉区葉山町 1-10	S 3 8	
	上級調理技術科		調理師	昼	120	2		H 1 6	
	調理師科夜間部		調理師	夜	40	2		S 3 8	
	製菓衛生師科		製菓衛生師	昼	40	1		H 1 5	
	上級製菓技術科		製菓衛生師	昼	40	2		H 1 7	
	製菓衛生師科夜間課程		製菓衛生師	夜	40	2		H 1 9	
37	仙台理容美容専門学校	社会福祉法人 仙台市社会事業協会	理容師	昼	40	2	仙台市太白区富沢南 2-18-1	H 1 0	
			理容師	通信	40	3			
			美容師	昼	200	2			
			美容師	通信	120	3			

38	SENDAI 中央理容美容専門学校	学校法人 宮城中央学園	理容師	昼	60	2	仙台市宮城野区新田東2-11-4	H10	
			理容師	通信	40	3			
			美容師	昼	120	2			
			美容師	通信	60	3			
39	宮城理容美容専門学校		理容師	昼	35	2	遠田郡美里町牛飼字御蔵新田93-4	H10	平成22年度 理容科募集停止
			美容師	昼	70	2			
40	宮城県立聴覚支援学校高等部理容科	宮城県	理容師	昼	40	4	仙台市太白区八本松 2-7-29	H10	
41	仙台ヘアメイク専門学校	学校法人 守末学園	美容師	昼	240	2	仙台市青葉区中央3-4-8	H11	
			美容師	通信	80	3			
42	仙台ビューティーアート専門学校	学校法人 三幸学園	美容師	昼	120	2	仙台市宮城野区榴岡 3-8-25	H15	
43	仙台医療秘書福祉専門学校 介護福祉科		介護福祉士	昼	40	2	仙台市宮城野区榴岡3-8-5	H9	
44	モイ・ジャパン美容専門学校	学校法人 仙臺学園	美容師	昼	80	2	仙台市宮城野区榴岡 1-5-7	H15	入所時期は年2回 4月と10月
			美容師	夜	30	2			
			美容師	通信	40	3			
			美容師	通信	40				
45	仙台YMCA国際製菓学院 製菓衛生師科	財団法人 仙台YMCA	製菓衛生師	昼	40	1	仙台市青葉区立町9-7	H15	
	製菓衛生師科		製菓衛生師	通信	40	1			
46	聖和学園短期大学 キャリア開発総合学科 製菓衛生師課程	学校法人 聖和学園	製菓衛生師	昼	40	1	仙台市泉区南中山5-5-2	H16	
	保育福祉学科保育専攻		保育士	昼	80	2			
	保育福祉学科介護福祉専攻		介護福祉士	昼	40	2			
47	東北大学農学部 生物生産科学科食品衛生管理者等 任用資格コース	国立大学法人 東北大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	54	4	仙台市青葉区堤通雨宮町1-1	H6	
	応用生物化学科食品衛生管理者等 任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	60	4			
48	石巻専修大学 理工学部 生物生産工学科食品衛生管理者等 任用資格コース	学校法人 専修大学	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	45	4	石巻市南境新水戸1番地	H10	
	基礎理学科 食品衛生管理者等 任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	65	4			
49	宮城誠真短期大学 保育科	学校法人 誠真学園	保育士	昼	50	2	大崎市古川福沼1-27-2	S54	
50	仙台幼児保育専門学校 幼児保育科	学校法人 曾根学園	保育士	昼	120	3	仙台市青葉区木町通2-3-39	H15	
51	東北外国語専門学校 子ども保育科 子ども保育コース	学校法人 東北外国語学園	保育士	昼	30	3	仙台市青葉区五橋2-1-13	H18	
52	東北福祉情報専門学校 介護福祉科	学校法人 増子学園	介護福祉士	昼	40	2	気仙沼市三日町2-2-15	H15	平成21年度募集停止

【秋田県 20 校 32 課程】

No.	名 称	設置者	養成施設等の種別	定 員	年限	所 在 地	開校年月日	備 考
1	秋田県歯科医療専門学校	社団法人 秋田県歯科医師会	歯科衛生士	昼 50	3	秋田市八橋南1-8-8	S 4 3	
2	秋田県立衛生看護学院	秋田県	保健師	昼 30	1	横手市前郷二番町10-2	S 3 6	
			助産師	昼 10	1		S 5 5	
			看護師	昼 40	3		S 5 6	
3	秋田しらかみ看護学院	学校法人 のしろ文化学園	看護師	昼 40	3	能代市落合字下悪土120	H 1 0	
4	中通高等看護学院	社会医療法人 明和会	看護師	昼 50	3	秋田市櫛山登町3-18	S 5 5	
5	秋田市医師会立秋田看護学校	社団法人 秋田市医師会	看護師	昼 40	3	秋田市八橋南1-8-11	H 1 8	
6	由利本荘看護学校	社団法人 由利本荘医師会	看護師	昼 40	3	由利本荘市水林457-7	H 1 7	
7	秋田栄養短期大学栄養学科	学校法人 ノースアジア大学	栄養士	昼 80	2	秋田市下北手桜字守沢 46-1	S 2 9	
8	秋田看護福祉大学看護福祉学部福祉学科		社会福祉士	昼 40	4	大館市清水2-3-4	H 2 1	
	福祉学科		介護福祉士	昼 40	4		H 1 7	
9	聖霊女子短期大学生活文化科 健康栄養専攻	学校法人 聖霊学園	栄養士	昼 60	2	秋田市寺内高野 10-33	H 1 0	
	専攻科 健康栄養専攻		栄養士	昼 10	2		H 1 2	
	生活文化科 生活こども専攻		保育士	昼 50	2	秋田県秋田市南通みその町4-82	H 2 0	
10	秋田県調理師専門学校	学校法人 大内学園	調理師	昼 80	1	秋田市土崎港南 2-3-47	S 4 9	
11	大館調理師専門学校	学校法人 大館ホテヤ学園	調理師	昼 20	1	大館市片山町 1-3-10	S 5 4	
			調理師	昼 10	2		H 1 7	
12	国学院高等学校調理科	学校法人 敬愛学園	調理師	昼 40	3	秋田市千秋明德町 3-31	S 5 7	
13	秋田県理容美容専門学校		理容師	昼 40	2	秋田市千秋明德町 3-1	H 1 0	
			理容師	通信 40	3			
			美容師	昼 75	2			
14	秋田ヘアビューティカレッジ	学校法人 秋田ヘアビューティカレッジ	美容師	昼 70	2	秋田市中通 6-18-13	H 1 0	
15	秋田県立大学 生物資源科学部 応用生物科学科 食品衛生コース	秋田県	食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼 40	4	秋田市下新城中野字街道 端西241-438	H 1 1	
16	聖学園短期大学 保育科	学校法人 秋田聖心の布教師妹会	保育士	昼 100	2	秋田市保戸野すわ町1-58	S 4 2	
17	秋田大学 教育文化学部	国立大学法人 秋田大学	保育士	昼 20	4	秋田市手形学園1-1	H 1 9	
18	秋田福祉専門学校 介護福祉学科	学校法人 伊藤学園	介護福祉士	昼 40	2	秋田市中通4-3-11	H 2	
	福祉専門学科		介護福祉士	昼 40	2		H 9	
	教育・福祉関係専門課程 福祉専門学科		社会福祉主事	昼 40	2		H 9	
19	日本赤十字秋田短期大学 介護福祉学科	学校法人 日本赤十字	介護福祉士	昼 50	2	秋田市上北手猿田苗代沢17-3	H 8	
20	秋田県立六郷高等学校 福祉科	秋田県	介護福祉士	昼 35	3	仙北郡美郷町六郷字馬場52	H 2 1	

【山形県 25 校 34 課程】

No.	名 称	設置者	養成施設等の種別	定 員	年限	所 在 地	開校年	備 考
1	山形医療技術専門学校	学校法人 諏訪学園	理学療法士	昼 40	4	山形市大字前明石字水367	H 7	
			作業療法士	昼 40	4		H 7	
2	山形歯科専門学校	社団法人 山形県歯科医師会	歯科衛生士	昼 45	3	山形市十日町2-4-35	S 4 1	
3	財団法人三友堂病院看護専門学校	財団法人 三友堂病院	看護師	昼 40	3	米沢市中央7-5-3-1	S 5 7	
4	医療法人横山厚生会 山形厚生看護学校	医療法人 横山厚生会	看護師	昼 80	3	山形市蔵王半郷字八森959	H 4	
5	山形市立病院済生館高等看護学院	山形市	看護師	昼 30	3	山形市七日町1-3-26	S 2 5	
6	鶴岡市立荘内看護専門学校	鶴岡市	看護師	昼 20	3	鶴岡市馬場町2-1	S 2 5	
7	独立行政法人国立病院機構 山形病院附属看護学校	独立行政法人国立病院機構	看護師	昼 40	3	山形市行才126-2	S 2 8	
8	篠田看護専門学校	医療法人 篠田好生会	看護師	昼 40	2	山形市桜町2-68	H 3	
9	酒田看護専門学校	社団法人 十全堂社	看護師	夜 30	3	酒田市中町3-7-16	H 7	H22.3 廃止予定
10	山形県立米沢女子短期大学 健康栄養学科	公立大学法人 山形県立米沢女子短期大学	栄養士	昼 40	2	米沢市通町 6-15-1	H 2 1	
11	山形大学 地域教育文化学部 生活総合学科 食環境デザインコース	国立大学法人山形大学	栄養士	昼 35	4	山形市小白川町 1-4-12	H 1 7	
	農学部 生物資源学科 食品衛生管理者等任用資格コース		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼 50	4	鶴岡市若葉町1-23	H 1 7	
12	酒田調理師専門学校	学校法人 天真林昌学園	調理師	昼 40	1	酒田市幸町 2-10-12	S 4 6	
			調理師	昼 40	2			
13	天真学園高等学校 調理科		調理師	昼 80	3	酒田市浜田 1-3-47	S 5 1	
14	山形調理師専門学校 調理師科		調理師	昼 80	1	山形市六日町 7-42	S 4 6	
	高度調理技術科		調理師	昼 40	2			
15	羽陽学園短期大学 幼児教育科	学校法人 羽陽学園	保育士	昼 100	2	天童市清池1559	S 5 8	
	専攻科福祉専攻		介護福祉士	昼 35	1		H 2	
16	山形学院高等学校 食物調理科	学校法人 山形学院	調理師	昼 108	3	山形市香澄町 3-10-8	H 1 7	
17	米沢調理師専門学校	学校法人 音羽学園	調理師	昼 40	1	米沢市大字上新田字松原台 2008	S 5 3	
18	山形県立山辺高等学校 食物科	山形県	調理師	昼 40	3	東村山郡山辺町大字山辺 3028	S 6 1	
	福祉科		介護福祉士	昼 40	3		H 2 1	
19	鶴岡中央高等学校 総合学科社会福祉系列		介護福祉士	昼 320	3	鶴岡市大字大宝寺字日本国410	H 2 1	特例校

20	山形理容学校	学校法人 山形理容学校	理容師	昼	35	2	山形市相生町 8-52	H 1 6	
			理容師	通信	35	3			
21	山形美容専門学校	山形県美容業生活衛生同業組合	美容師	昼	80	2	山形市薬師町 1-4-25	H 1 0	
			美容師	通信	70	3			
22	山形ヘアファッションスクール	職業訓練法人 山形県美容職業訓練協会	美容師	昼	25	2		H 1 1	
23	専門学校山形V.カレッジ ビューティビジネス科	学校法人 山本学園	美容師	昼	30	2	山形市清住町 1-4-41	H 1 8	
24	山形短期大学 子ども学科	学校法人 富澤学園	保育士	昼	180	2	山形市片谷地515	S 4 3	
	// 人間福祉学科		介護福祉士	昼	80	2		H 1 3	
25	東北公益文科大学 公益学部 公益学科 社会福祉コース	学校法人 東北公益文科大学	社会福祉士	昼	20	4	酒田市飯森山3-5-1	H 2 1	

【福島県 43 校 88 課程】

No.	名 称	設置者	養成施設等の種別	定 員	年限	所 在 地	開校年	備 考
1	東北医療福祉専門学校 理学療法士学科	学校法人 博愛心学園	理学療法士	昼 40	3	郡山市八山田1-88	H15	
	介護福祉学科		介護福祉士	昼 40	2		H8	
2	郡山健康科学専門学校 理学療法士学科	学校法人 こおりやま東都学園	理学療法士	昼 40	4	郡山市図景2-9-3	H10	
	応用理学療法学科		理学療法士	昼 40	3		H19	
	作業療法学科		作業療法士	昼 40	4		H10	
	柔道整復学科		柔道整復師	昼 60	3		H17	
	介護福祉学科		介護福祉士	昼 40	3		H10	
3	福島県立総合衛生学院	福島県	臨床検査技師	昼 20	3	福島市渡利字中角61	S48	
			歯科衛生士	昼 20	2		S37	H22.4 3年課程へ移行
			歯科技工士	昼 20	2		S54	H22.3 廃止予定
			助産師	昼 20	1		S52	
			看護師	昼 50	2		S46	
4	国際メディカルテクノロジー専門学校 臨床工学士科	学校法人 新潟総合学院	臨床工学士	昼 40	3	郡山市方八町2-4-19	H14	
	言語聴覚士科		言語聴覚士	昼 40	3		H14	
	鍼灸師科		はり師きゅう師	昼 30	3		H14	
	救急救命士科		救急救命士	昼 40	3		H14	
	看護学科		看護師	昼 40	4	郡山市方八町 2-4-10	H21	
	看護学科通信課程		看護師	通信 250	2			
5	国際ビューティ・ファッション 専門学校		美容師	昼 108	2	郡山市方八町 2-4-21	H15	
				通信 20	3		H21	入所時期は年2回 4月と10月
6	福島医療専門学校	学校法人 福寿会	柔道整復師	昼 60	3	郡山市並木3-2-23	H12	
			柔道整復師	夜 60	3			
			はり師きゅう師	昼 30	3		H14	
			はり師きゅう師	夜 30	3			
			歯科衛生士	昼 60	3		H18	
			歯科衛生士	夜 30	3			H22.3 廃止予定
7	東北歯科専門学校	財団法人 影山育英会	歯科衛生士	昼 50	3	郡山市細沼町12-18	S56	
			歯科技工士	昼 25	2	郡山市片平町出醫森1-7	S40	

8	ボラリス保健看護学院	財団法人 星総合病院	統合カリキュラム (保健師・看護師)	昼	40	4	郡山市富久山町久保田字金堀田4	H 1 0	
9	公立岩瀬病院附属高等看護学院	公立岩瀬病院企業団	看護師	昼	30	3	須賀川市北町20	S 2 8	
10	太田看護専門学校	財団法人 太田総合病院	看護師	昼	70	3	郡山市緑町26-14	S 5 1	
11	松村看護専門学校	財団法人 磐城済世会	看護師	昼	25	3	いわき市平字小太郎町1-8	H 6	
12	大原看護専門学校	財団法人 大原総合病院	看護師	昼	35	3	福島市鎌田宇原際7-3	S 4 8	
13	竹田看護専門学校	財団法人 竹田総合病院	看護師	昼	35	3	会津若松市本町2-58	S 2 6	
14	仁愛看護福祉専門学校 看護科	学校法人 温知会	看護師	昼	40	3	会津若松市鶴賀町1-6	S 5 4	
	介護福祉科		介護福祉士	昼	40	2	会津若松市河東町広田字塩新205	H 2 1	
15	磐城共立高等看護学院	いわき市	看護師	昼	40	3	いわき市内郷御殿町3-91	S 4 3	
16	福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院付属高等看護学院	福島県厚生農業協同組合連合会	看護師	昼	30	3	白河市豊地上弥次郎2-1	S 3 6	
17	福島県立会津若松看護専門学校	福島県	看護師	昼	35	3	会津若松市城東町5-12	S 2 9	
18	相馬看護専門学校	地方広域市町村圏組合	看護師	昼	40	3	相馬市石上字南姥沢344	H 1 3	
19	独立行政法人国立病院機構 福島病院附属看護学校	独立行政法人国立病院機構	看護師	昼	40	3	須賀川市芦田塚13	H 1 6	
20	福島看護専門学校	社団法人 福島明星厚生学院	看護師	昼	40	3	福島市栄町1-37	H 1 9	
21	郡山女子大学 家政学部 食物栄養学科	学校法人 郡山開成学園	管理栄養士 (栄養士)	昼	80	4	郡山市開成 3-25-2	S 4 2 (S 4 1)	
	食物栄養学科		食品衛生管理者 食品衛生監視員	昼	80	4		S 4 8	
	人間生活学科 福祉コース		社会福祉士	昼	30	4		H 2 1	
	人間生活学科 福祉コース		介護福祉士	昼	30	4		H 1 9	
22	郡山女子大学 短期大学部 家政科 食物栄養専攻	学校法人 郡山開成学園	栄養士	昼	130	2	郡山市開成 3-25-2	S 2 8	
	幼児教育学科		保育士	昼	150	2		S 3 9	
23	郡山女子大学附属高等学校 食物科	学校法人 郡山開成学園	調理師	昼	40	3	郡山市開成 3-25-2	S 4 0	
24	桜の聖母短期大学 生活科学科 食物栄養専攻	学校法人 コングレガシオン・ド・ノートルダム	栄養士	昼	50	2	福島市花園町3-6	S 4 3	
	生活科学科 福祉こども専攻 こども保育コース		保育士	昼	50	2		H 1 8	

25	福島学院大学 短期大学部 食物栄養科	学校法人 福島学院	栄養士	昼	50	2	福島市宮代乳児池 1-1	S 4 3	
	保育科第1部		保育士	昼	240	2		H 8	
	保育科第2部		保育士	夜	50	3		S 4 7	
	専攻科 福祉専攻第1部		介護福祉士	昼	46	1		H 1 3	
26	福島学院大学 福祉学部 福祉心理学科 児童福祉・カウンセリングコース	学校法人 福島学院	保育士	昼	50	4	福島市宮代乳児池 1-1	H 2 0	
	社会福祉士		昼	50	4	H 2 1			
	社会福祉士		昼	40	4	H 2 1			
27	会津大学短期大学部 食物栄養科	公立大学法人 会津大学	栄養士	昼	40	2	会津若松市一箕町八幡門田1-1	S 4 0	
	社会福祉学科		保育士	昼	50	2		S 5 6	
	社会福祉士		昼	50	2	H 2 1			
28	福島東陵高等学校 食物文化科	学校法人 東陵学園	調理師	昼	40	3	福島市山居上 3	S 4 4	
29	日本調理技術専門学校 調理師本科1年制	学校法人 永和学園	調理師	昼	100	1	郡山市安積4-229	H 4	
	調理師本科2年制		調理師	昼	50	2		H 4	
	製菓衛生師科		製菓衛生師	昼	40	2		H 1 8	
30	社団法人郡山理容協会立 郡山理容学校	社団法人 郡山理容協会	理容師	昼	40	2	郡山市富久山町久保田宇水神山 45	H 1 0	
	理容師		通信	40	3				
31	学校法人福島県高等理容美容学院	学校法人 福島県高等理容美容学院	理容師	昼	40	2	福島市渡利字馬場町 14-2	H 1 0	
			美容師	昼	80	2			
			美容師	通信	60	3			
32	A I Z U ビューティーカレッジ	社団法人 会津理容美容協会	理容師	昼	20	2	会津若松市駅前町 4-3	H 1 0	
			美容師	昼	40	2			
33	いわき理容美容学校	社団法人 いわき理容美容協会	理容師	昼	40	2	いわき市平谷川瀬字明治町 96-1	H 1 0	
			美容師	昼	40	2			
34	郡山ヘアメイクカレッジ	社団法人 郡山美容協会	美容師	昼	120	2	郡山市愛宕町 6-27	H 1 0	
			美容師	通信	40	3			
35	東日本国際大学 福祉環境学部 社会福祉学科		社会福祉士	昼	100	4		H 2 1	
36	いわき短期大学 幼児教育科	学校法人 昌平堂	保育士	昼	100	2	いわき市平鎌田字寿金沢 37	S 4 2	
	幼児教育科 専攻科福祉専攻		介護福祉士	昼	25	1		H 1	
37	福島大学 人文社会学群 人間発達文化学類 人間発達専攻	国立大学法人 福島大学	保育士	昼	20	4	福島市金谷川 1	H 1 8	
38	いわき明星大学 人文学部 現代社会学科 地域福祉コース	学校法人 明星学苑	社会福祉士	昼	40	4	いわき市中央台飯野5-5-1	H 2 1	

39	福島介護福祉専門学校 介護福祉学科	社会福祉法人 あだち福祉会	介護福祉士	昼	80	2	二本松市若宮1-125-1	H 8	
	〃		社会福祉主事	昼	80	2	二本松市若宮1-125-1	H 8	
40	相馬東高等学校 総合学科 生活福祉系列福祉系	福島県	介護福祉士	昼	15	3	相馬市北飯淵字阿弥陀堂200	H 2 1	特例校
41	福島県立富岡高等学校 国際・体育科 健康福祉コース 介護福祉士養成課程	福島県	介護福祉士	昼	12	3	双葉郡富岡町小浜中央632	H 2 1	特例校
42	福島県立光南高等学校 総合学科 福祉介護系列	福島県	介護福祉士	昼	25	3	西白河郡矢吹町田町532	H 2 1	特例校
43	福島県立福島北高等学校 総合学科 介護福祉系列	福島県	介護福祉士	昼	26	3	福島市飯坂町字後畑1	H 2 1	特例校

※ 特例校：当該福祉系高等学校等卒業後、9月の介護の実務経験を経ると介護福祉士試験の受験資格が得られる。

(注1) 上記表中、「養成施設等の種別」において「社会福祉士」と整理されているものは、厚生労働大臣が指定した社会福祉士養成施設ではなく、「開講科目等の適合確認」を経た、いわゆる福祉系大学のことである。

(2)【東北厚生局管内養成施設数 216 校 419 課程】(平成22年3月31日現在)

	青森県		岩手県		宮城県		秋田県		山形県		福島県		計	
	校数	課程数	校数	課程数	校数	課程数	校数	課程数	校数	課程数	校数	課程数	校数	課程数
1 救急救命士											1	1	1	1
2 診療放射線技師														
3 臨床検査技師											1	1	1	1
4 理学療法士	1	1	1	1	4	6			1	1	2	3	9	12
5 作業療法士	2	2	1	1	3	3			1	1	1	1	8	8
6 視能訓練士					1	1							1	1
7 臨床工学技士					1	1					1	1	2	2
8 義肢装具士														
9 言語聴覚士	1	1			1	1					1	1	3	3
10 あん摩マッサージ指圧師														
11 はり師きゆう師			2	2	3	4					2	3	7	9
12 あん摩マッサージ師はり師 きゆう師					1	1							1	1
13 柔道整復師			2	3	4	8					2	3	8	14
14 歯科衛生士	2	2			3	3	1	1	1	1	3	4	10	11
15 歯科技工士	1	1			2	2					2	2	5	5
16 保健師							1	1			1	1	2	2
17 助産師					2	2	1	1			1	1	4	4
18 看護師	7	8	8	9	10	10	5	5	7	7	15	16	52	55
19 栄養士	4	4	3	3	1	1	2	3	2	2	4	4	16	17
20 管理栄養士(栄養士)	1	1			4	4					1	1	6	6
21 調理師	7	8	9	10	2	4	3	4	6	8	3	4	30	38
22 理容師	3	6	4	8	4	6	1	2	1	2	4	5	17	29
23 美容師	3	7	4	8	6	11	2	4	3	4	5	8	23	42
24 製菓衛生師			1	3	3	6					1	1	5	10
25 食品衛生管理者 食品衛生監視員	3	7	1	2	7	10	1	1	1	1	1	1	14	22
26 食鳥処理衛生管理者														
27 保育士	8	8	5	5	11	13	3	3	2	2	7	8	36	39
28 社会福祉士	3	3	2	3	6	12	1	1	1	1	5	6	18	26
29 介護福祉士	10	10	10	10	12	17	4	5	4	4	11	11	51	57
30 社会福祉主事					2	2	1	1			1	1	4	4
31 精神保健福祉士														
計	56	69	53	68	93	128	26	32	30	34	76	88	334(216)	419

※ 統合カリキュラムについては、保健師1、看護師1、とカウントした。
 ※ 校数計の()については、課程の重複を除いた実数。

6 医事課関係

(1) 医師臨床研修病院(単独型・管理型)一覧

平成22年3月31日現在

	病院施設番号	病院名	〒	県	住所	TEL	FAX
1	030037	独立行政法人国立病院機構弘前病院	036-8545	青森県	弘前市大字富野町1番地	0172-32-4311	0172-33-8614
2	030038	弘前大学医学部附属病院	036-8563	青森県	弘前市本町53	0172-33-5111	0172-39-5189
3	030039	八戸市立市民病院	031-8555	青森県	八戸市大字田向字毘沙門平1	0178-72-5111	0178-72-5115
4	030040	青森県立中央病院	030-8553	青森県	青森市東造道二丁目1-1	017-726-8315	017-726-8325
5	030772	津軽保健生活協同組合 健生病院	036-8511	青森県	弘前市大字野田2丁目2の1	0172-32-1171	0172-32-1176
6	030801	十和田市立中央病院	034-0093	青森県	十和田市西十二番町14番8号	0176-23-5121	0176-23-2999
7	030889	むつ総合病院	035-8601	青森県	むつ市小川町1-2-8	0175-22-2111	0175-22-4439
8	031004	青森市民病院	030-0821	青森県	青森市勝田1丁目14-20	017-734-2171	017-734-7578
9	031024	弘前市立病院	036-8004	青森県	弘前市大町三丁目8-1	0172-34-3211	0172-37-6367
10	031154	黒石市国民健康保険 黒石病院	036-0541	青森県	青森県黒石市北美町1丁目70	0172-52-2121	0172-52-5682
11	031155	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	031-8551	青森県	八戸市大字白銀町南ヶ丘1	0178-33-1551	0178-33-3277
12	031156	国民健康保険五所川原市立西北中央病院	037-0053	青森県	五所川原市字布屋町41	(0173)35-3111	(0173)35-0009
13	040001	八戸赤十字病院	039-1104	青森県	八戸市大字田面木字中明戸2番地	0178-27-3111	0178-27-3121
14	030041	岩手医科大学附属病院	020-8505	岩手県	盛岡市内丸19-1	019-651-5111	019-651-6606
15	030042	岩手県立中央病院	020-0066	岩手県	盛岡市上田1-4-1	019-653-1151	019-653-2528
16	030043	盛岡赤十字病院	020-8560	岩手県	盛岡市三本柳6-1-1	019-637-3111	019-637-3801
17	030044	岩手県立胆沢病院	023-0864	岩手県	奥州市水沢区字龍ヶ馬場61番地	0197-24-4121	0197-24-8194
18	030780	岩手県立磐井病院	029-0192	岩手県	一関市狐禅寺字大平17番地	0191-23-3452	0191-23-9691
19	030781	岩手県立千厩病院	029-0803	岩手県	東磐井郡千厩町千厩草井沢32-1	0191-53-2101	0191-52-3478
20	030782	岩手県立大船渡病院	022-8512	岩手県	大船渡市大船渡町字山馬越10番地1	0192-26-1111	0192-27-9285
21	030783	岩手県立釜石病院	026-0055	岩手県	釜石市甲子町第10地割483-6	0193-25-2011	0193-23-9479
22	030784	岩手県立宮古病院	027-0096	岩手県	宮古市崎嶽ヶ崎第1地割11番地26	0193-62-4011	0193-63-6941
23	030785	岩手県立久慈病院	028-8040	岩手県	久慈市旭町第10地割1番	0194-53-6131	0194-52-2601
24	030786	岩手県立二戸病院	028-6193	岩手県	二戸市堀野字大川原毛38-2	0195-23-2191	0195-23-2834
25	031193	北上済生会病院	024-8506	岩手県	北上市花園町一丁目6-8	0197-64-7722	0197-64-2666
26	080001	岩手県立中部病院	024-8507	岩手県	北上市村崎野17地割10番地	(0197)71-1511	(0197)71-1414
27	030046	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	983-8520	宮城県	仙台市宮城野区宮城野2-8-8	022-293-1111	022-291-8114
28	030047	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院	981-8563	宮城県	仙台市青葉区台原4-3-21	022-275-1111	022-275-4431
29	030048	仙台市立病院	984-8501	宮城県	仙台市若林区清水小路3番地の1	022-266-7111	022-211-8972
30	030050	坂総合病院	985-8506	宮城県	塩釜市錦町16-5	022-365-5175	022-365-6555
31	030051	東北大学病院	980-8574	宮城県	仙台市青葉区星陵町1-1	022-717-7000	022-717-7016
32	030052	東北厚生年金病院	983-8512	宮城県	仙台市宮城野区福室1-12-1	022-259-1221	022-259-1232
33	030053	大崎市民病院	989-6183	宮城県	大崎市古川千手寺町2-3-10	0229-23-3311	0229-23-5380
34	030054	石巻赤十字病院	986-8522	宮城県	石巻市蛇田字西道下71	0225-21-7256	0225-96-0122
35	030055	総合南東北病院	989-2483	宮城県	岩沼市里の杜一丁目2番5号	0223-23-3151	0223-23-3150
36	030059	仙台社会保険病院	981-8501	宮城県	仙台市青葉区堤町3丁目16番1号	022-275-3111	022-234-4194
37	030060	医療法人徳洲会仙台徳洲会病院	981-3131	宮城県	仙台市泉区七北田字駕籠沢15	022-372-1110	022-372-1499
38	030850	財団法人厚生会 仙台厚生病院	980-0873	宮城県	仙台市青葉区広瀬町4番15号	022-222-6181	022-267-0856
39	030928	公立刈田総合病院	989-0231	宮城県	白石市福岡蔵本字下原沖36番地	0224-25-2145	0224-25-1535
40	030962	気仙沼市立病院	988-0052	宮城県	気仙沼市田中184番地	0226-22-7100	0226-22-3121
41	030971	石巻市立病院	986-0835	宮城県	石巻市南浜町1丁目7-20	0225-23-3200	0225-23-7833
42	030983	みやぎ県南中核病院	989-1253	宮城県	柴田郡大河原町字西38-1	0224-51-5500	0224-51-5515
43	031027	塩竈市立病院	985-0054	宮城県	塩竈市香津町7-1	022-364-5521	022-364-5529
44	031066	仙台赤十字病院	982-8501	宮城県	仙台市太白区八木山本町2丁目43-3	022-243-1111	022-243-1101
45	031106	財団法人仙台市医療センター 仙台オープン病院	983-0824	宮城県	仙台市宮城野区鶴ヶ谷5-22-1	022-252-1111	022-252-0454
46	031198	JR仙台病院	980-8508	宮城県	仙台市青葉区五橋1-1-5	022-266-9671	022-380-2362

(1) 医師臨床研修病院(単独型・管理型)一覧

平成22年3月31日現在

	病院施設番号	病院名	〒	県	住所	TEL	FAX
47	031208	東北公済病院	980-0803	宮城県	仙台市青葉区国分町2-3-11	022-227-2211	022-263-8069
48	031211	栗原市立栗原中央病院	987-2205	宮城県	栗原市築館宮野中央三丁目1-1	(0228)21-5330	(0228)21-5350
49	040071	N T T 東日本東北病院	984-8560	宮城県	仙台市若林区大和町2-29-1	022-236-5711	022-238-7987
50	030062	秋田赤十字病院	010-1495	秋田県	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	018-829-5000	018-829-5255
51	030063	中通総合病院	010-8577	秋田県	秋田市南通みその町3番15号	018-833-1122	018-831-9418
52	030064	秋田大学医学部附属病院	010-8543	秋田県	秋田市広面字蓮沼44-2	018-834-1111	018-834-8619
53	030065	由利組合総合病院	015-8511	秋田県	由利本荘市川口字家後38番地	0184-27-1200	0184-27-1277
54	030066	平鹿総合病院	013-8610	秋田県	横手市前郷字八ツ口3番1	0182-32-5121	0182-33-3200
55	030807	市立秋田総合病院	010-0933	秋田県	秋田市川元松丘町4番30号	018-823-4171	018-866-7026
56	030829	秋田県厚生連 仙北組合総合病院	014-0027	秋田県	大仙市大曲通町1番30号	0187-63-2111	0187-63-5406
57	030929	秋田組合総合病院	011-0948	秋田県	秋田市飯島字西袋1-1-1	018-880-3000	018-880-3040
58	030937	市立横手病院	013-8602	秋田県	横手市根岸町5番31号	0182-32-5001	0182-36-1782
59	030979	秋田県厚生農業協同組合連合会 雄勝中央病院	012-0055	秋田県	湯沢市山田字勇ヶ岡25	0183-73-5000	0183-73-3749
60	030980	医療法人青嵐会 本荘第一病院	015-8567	秋田県	由利本荘市岩瀬下110番地	0184-22-0111	0184-22-0150
61	031219	大館市立総合病院	017-8555	秋田県	大館市豊町3番1号	0186-42-5370	0186-42-2055
62	031224	山本組合総合病院	016-0014	秋田県	能代市落合字上前田地内	0185-52-3111	0185-55-0123
63	031243	市立角館総合病院	014-0394	秋田県	仙北市角館町上野18番地	0187-54-2111	0187-54-2715
64	030067	山形県立中央病院	990-2292	山形県	山形市大字青柳1800番地	023-685-2626	023-685-2601
65	030068	山形市立病院済生館	990-8533	山形県	山形市七日町一丁目3番26号	023-625-5555	023-642-5080
66	030069	山形大学医学部附属病院	990-9585	山形県	山形市飯田西2-2-2	023-633-1122	023-628-5019
67	030070	日本海総合病院	998-8501	山形県	酒田市あきほ町30番地	0234-26-2001	0234-26-5114
68	030072	米沢市立病院	992-8502	山形県	米沢市相生町6番36号	0238-22-2450	0238-22-2876
69	030894	公立置賜総合病院	992-0601	山形県	東置賜郡川西町大字西大塚2000番地	0238-46-5000	0238-46-5711
70	030898	鶴岡市立荘内病院	997-8515	山形県	鶴岡市泉町4-20	0235-26-5111	0235-26-5110
71	030934	山形県立新庄病院	996-0025	山形県	新庄市若葉町12番55号	0233-22-5525	0233-23-2987
72	031060	医療法人社団山形愛心会 庄内余目病院	999-7782	山形県	東田川郡庄内町松陽1-1-1	0234-43-3434	0234-43-3435
73	031124	医療法人徳洲会 新庄徳洲会病院	996-0041	山形県	新庄市大字鳥越字駒場4623	0233-23-3434	0233-23-3500
74	031300	済生会山形済生病院	990-8545	山形県	山形市沖町79番1	023-682-1111	023-682-0122
75	060001	医療法人徳洲会 山形徳洲会病院	990-0834	山形県	山形県山形市清住町2-3-51	023-647-3434	023-647-3400
76	030073	福島県立医科大学附属病院	960-1295	福島県	福島市光が丘1番地	024-547-1047	024-547-1994
77	030074	大原総合病院	960-8611	福島県	福島市大町6番11号	024-526-0300	024-526-0342
78	030077	財団法人太田総合病院附属太田西ノ内病院	963-8558	福島県	郡山市西ノ内二丁目5番20号	024-925-1188	024-925-7791
79	030078	星総合病院	963-8501	福島県	郡山市大町2-1-16	024-923-3711	024-939-3141
80	030081	竹田総合病院	965-8585	福島県	会津若松市山鹿町3-27	0242-27-5511	0242-27-5670
81	030082	いわき市立総合磐城共立病院	973-8555	福島県	いわき市内郷御殿町久世原16	0246-26-3151	0246-26-2224
82	030083	財団法人脳神経疾患研究所附属総合南東北病院	963-8563	福島県	郡山市八山田7丁目115	024-934-5322	024-934-3165
83	030085	公立岩瀬病院	962-8503	福島県	福島県須賀川市北町20番地	0248-75-3111	0248-73-2417
84	030086	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院	973-8403	福島県	いわき市内郷綴町沼尻三番地	0246-26-1111	0246-26-1322
85	030838	福島医療生活協同組合 医療生協わたり病院	960-8141	福島県	福島市渡利字中江町34	024-521-2056	024-521-1979
86	030842	財団法人湯浅報恩会 寿泉堂総合病院	963-8585	福島県	郡山市駅前1-8-16	024-932-6363	024-939-3303
87	030932	福島県厚生農業協同組合連合会 白河厚生総合病院	961-0907	福島県	白河市字横町114番地	0248-22-2211	0248-22-2218
88	031008	公立藤田総合病院	969-1793	福島県	伊達郡国見町大字塚野目字三本木14	024-585-2121	024-585-5892
89	031010	財団法人温知会 会津中央病院	965-8611	福島県	会津若松市鶴賀町1番1号	0242-25-1515	0242-24-1529
90	031017	福島県立会津総合病院	965-8555	福島県	会津若松市城前10-75	0242-27-2151	0242-29-7264
91	031272	福島赤十字病院	960-8530	福島県	福島市入江町11番31号	024-534-6101	024-531-1721

(2) 歯科医師臨床研修病院（単独型・管理型）一覧

病院施設番号	病院名	管理型・単独型の別	県	住所	TEL	FAX
1	050035 弘前大学医学部附属病院	単独型	青森県	弘前市本町53番地	0172-39-5178	0172-39-5189
2	050101 青森県立中央病院	単独型	青森県	青森市東造道二丁目1-1	017-726-8315	017-726-8325
3	050102 八戸赤十字病院	単独型	青森県	八戸市大字田面木字中明戸2番地	0178-27-3111	0178-27-3121
4	050003 岩手医科大学附属病院歯科医療センター	管理型	岩手県	盛岡市内丸19番1号	019-651-5110	019-654-6334
5	050004 東北大学病院	単独型	宮城県	仙台市青葉区星陵町4-1	022-717-8246	022-717-8279
6	060213 (財)宮城厚生協会 古川民主病院	管理型	宮城県	宮城県大崎市古川駅東二丁目11-14	0229-23-0105	0229-23-1544
7	050036 秋田大学医学部附属病院	単独型	秋田県	秋田市広面字蓮沼44番2	018-884-6233	018-834-8619
8	050037 山形大学医学部附属病院	管理型	山形県	山形市飯田西2-2-2	023-628-5017	023-628-5019
9	050104 公立置賜総合病院	単独型	山形県	山形県東置賜郡川西町大字西大塚2000番地	0238-46-5000	0238-46-5711
10	050005 奥羽大学歯学部附属病院	単独型・管理型	福島県	郡山市富田町字三角堂31-1	024-932-9268	024-938-9192
11	050038 福島県立医科大学医学部附属病院	管理型	福島県	福島市光が丘1番地	024-547-1047	024-547-1715
12	050105 いわき市立総合磐城共立病院	単独型	福島県	いわき市内郷御厩町久世原16番地	0246-26-3151	0246-26-2224
13	050106 会津中央病院	単独型	福島県	会津若松市鶴賀町1番1号	0242-25-1515	0242-24-1529
14	060215 財団法人湯浅報恩会 寿泉堂総合病院	単独型	福島県	郡山市駅前1-8-16	024-932-6363	024-939-3303
15	050263 医療法人渡部会 一箕歯科医院	単独型	福島県	会津若松市一箕町大字鶴賀字下居合56-1	0242-22-1184	0242-32-2522

(3) 医薬品製造業許可施設一覧

県名	施設名	所在地
青森県	青森県赤十字血液センター	青森市花園 2-19-11
岩手県	日本メジフィジックス 東北ラボ	北上市相去町山根梨の木 43-131
宮城県	宮城県赤十字血液センター	仙台市泉区明通 2-6-1
宮城県	日本メジフィジックス 泉工場	仙台市泉区大沢 3-3-1
秋田県	秋田県赤十字血液センター	秋田市川尻字大川反 233-186
福島県	福島県赤十字血液センター	福島市永井川字北原田 17

(4) 毒物劇物製造業・輸入業登録業者一覧

番号	登録番号	製造所名称	製造所所在地
1	第322号	日本化学工業株式会社 福島第一工場	福島県郡山市松木町2番25号
2	第424号	昭和電工株式会社 東長原事業所	福島県会津若松市河東町東長原字長谷地111
3	第586号	日本化学工業株式会社 福島第二工場	福島県田村郡三春町天王前3番地
4	第758号	株式会社クレハ生産本部 いわき事業所	福島県いわき市錦町落合16番地
5	第2357号	東邦亜鉛株式会社 小名浜製錬所	福島県いわき市小名浜字芳浜10番地
6	第2504号	小名浜製錬株式会社 小名浜製錬所	福島県いわき市小名浜字渚1番地の1
7	第3077号	水澤化学工業株式会社 水沢工場	山形県鶴岡市大字西目字殿田21番地
8	第3299号	日本化成株式会社 小名浜工場	福島県いわき市小名浜字高山34番地
9	第3523号	日本特殊化学工業株式会社 いわき工場	福島県いわき市泉町滝尻字橋本1番地
10	第3982号	八戸製錬株式会社 八戸製錬所	青森県八戸市大字河原木字浜名谷地76
11	第4233号	東北化学工業株式会社 郡山工場	福島県郡山市昭和一丁目2番4号
12	第4597号	有機合成薬品工業株式会社 常磐工場	福島県いわき市常磐西郷町落合788番地
13	第4868号	三九化学株式会社	宮城県柴田郡村田町大字村田字西ヶ丘12番地の1
14	第4927号	東北東ソー化学株式会社 酒田工場	山形県酒田市大浜一丁目4番16号
15	第5054号	マテリアルエコリファイン株式会社 小名浜事業所	福島県いわき市小名浜字吹松15の1
16	第5112号	小名浜蒸溜株式会社	福島県いわき市小名浜字高山312番地の5
17	第5115号	住友化学工業株式会社 三沢工場	青森県三沢市大字三沢字淋代平
18	第5122号	純正化学株式会社 大熊工場	福島県双葉郡大熊町大字夫沢字東台490-1
19	第5133号	塚化学工業株式会社 小名浜事業所	福島県いわき市泉町下川字田宿110番地
20	第5138号	細倉金属鉱業株式会社	宮城県栗原市鶯沢字南郷荒町48番地
21	第5184号	小坂製錬株式会社 小坂製錬所	秋田県鹿角郡小坂町小坂鉱山字尾樽部94番地
22	第5194号	株式会社ケミクレア 小名浜工場	福島県いわき市泉町下川字大剣1-133
23	第5227号	日本特殊化学工業株式会社 小名浜工場	福島県いわき市泉町黒須野字江越246-11
24	第5231号	塚化学工業株式会社 大剣製造所 電子材料事業部	福島県いわき市泉町下川字大剣382
25	第5234号	株式会社浮間化学研究所 小名浜工場	福島県いわき市泉町下川字大剣1-134
26	第5276号	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事業所	青森県上北郡六ヶ所村大字尾駱字野附504-22
27	第5321号	サンケミファ株式会社 落合事業所	宮城県仙台市青葉区芋沢字大竹新田8-1
28	第5342号	日曹ファインケミカル株式会社 郡山工場	福島県郡山市笹川一丁目176番地
29	第5393号	みどり化学株式会社 福島工場	福島県双葉郡富岡町大字上郡山字太田364番地
30	第5408号	富山薬品工業株式会社 大熊工場	福島県双葉郡大熊町大字夫沢字東台500番地1
31	第5419号	有限会社アイシー産業	福島県安達郡白沢村糠沢字東禅寺20
32	第5431号	株式会社ジェムコ	秋田県秋田市茨島三丁目1番6号
33	東北第10002号	富士通ファシリティーズ・エンジニアリング岩手事業所	岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根森山4-2
34	東北第10003号	新日本石油精製株式会社仙台製油所	宮城県仙台市宮城野区港五丁目1番1号
35	東北第10004号	東北電力株式会社 燃料部	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
36	東北第10006号	日本化学産業株式会社福島工場	福島県双葉郡富岡町大字本岡字沼名子166
37	東北第10011号	古河電子株式会社 いわき工場	福島県いわき市好間字好間字小館20番地
38	東北第10014号	株式会社DNPファインケミカル福島	福島県南相馬市小高区蛸沢字笠谷26
39	東北第10017号	秋田製錬株式会社 飯島製錬所	秋田県秋田市飯島字古道下川端217-9
40	東北第10019号	富士フィルムファインケミカルズ株式会社 広野工場	福島県双葉郡広野町大字上北迫字岩沢1-34
41	東北第10020号	佐藤化学工業株式会社	秋田県にかほ市両前寺字井戸尻21-1
42	東北第10021号	米沢浜理薬品工業株式会社	山形県米沢市八幡原4300番地の18
43	東北第10022号	株式会社エースジャパン 山形工場	山形県東根市大字東根甲5850-1
44	東北第10023号	東横化学株式会社 東北支社 鶴岡営業所	山形県鶴岡市宝田3-10-7
45	東北第10024号	三共光学工業株式会社 仙南工場	秋田県仙北郡美郷町金沢字長岡森8-8

(5) 毒物劇物輸入業登録業者件数一覧

番号	登録番号	輸入業者名称	輸入業者所在地
1	第1639号	有機合成薬品工業株式会社 常磐工場	福島県いわき市常磐西郷町落合788番地
2	第2441号	株式会社ケミクレア 小名浜工場	福島県いわき市泉町下川字大剣1-133
3	第2468号	ジューエルサイエンス株式会社 福島工場	福島県福島市岡島字長岬5-3
4	第3514号	日本ベクトン・ディッキンソン株式会社	福島県福島市土船字五反田1番地
5	東北第10005号	東北電力株式会社	宮城県仙台市青葉区本町一丁目7番1号
6	東北第10013号	三菱マテリアル電子化成株式会社	秋田県秋田市茨島三丁目1番6号

7 食品衛生課関係

(1) 総合衛生管理製造過程による食品の製造等の承認施設

平成22年3月31日現在

青森県 (2施設、2食品群、2品目)

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	階上キューピー株式会社	青森県三戸郡階上町大字角柄折字新沼館9-159	食肉製品	加熱後包装食肉製品
2	ニッカウキスキー株式会社弘前工場	青森県弘前市大字栄町2-1	清涼飲料水	その他の清涼飲料水(密栓・密封後殺菌)

岩手県 (9施設、12食品群、18品目)

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	小岩井乳業株式会社小岩井工場	岩手県岩手郡雫石町丸谷地36番地1	乳、乳製品	牛乳、加工乳、脱脂乳、脱脂粉乳、乳飲料
2	高梨乳業株式会社岩手工場	岩手県岩手郡葛巻町江刈14-218-1	乳	牛乳、脱脂乳
3	奥中山高原農協乳業株式会社	岩手県二戸郡一戸町奥中山字西田子1311-3	乳、乳製品	牛乳、乳飲料
4	不二家乳業株式会社	岩手県一関市大東町播沢字沼田27	乳、乳製品	牛乳、加工乳、乳飲料
5	イワテプリミート株式会社	岩手県紫波郡紫波町星山字間野村67-5	食肉製品	加熱後包装食肉製品
6	株式会社岩手畜産流通センター	岩手県紫波郡紫波町犬淵字南谷地120番地	食肉製品	特定加熱食肉製品
7	銀河フーズ株式会社 花巻工場	岩手県花巻市南川原町191番地	食肉製品	加熱後包装食肉製品、乾燥食肉製品
8	株式会社アマタケ 滝の里工場	岩手県陸前高田市竹駒町字滝の里105-5	食肉製品	加熱後包装食肉製品
9	株式会社岩手ヤクルト工場	岩手県北上市相去町大松沢1-45	乳製品	乳酸菌飲料

宮城県 (9施設、11食品群、15品目)

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	みちのくミルク株式会社本社工場	宮城県大崎市岩出山下野目字八幡前60-1	乳	牛乳
2	東北グリコ乳業株式会社	宮城県加美郡加美町米泉字西原1	乳、乳製品	牛乳、乳飲料、発酵乳
3	財団法人蔵王酪農センター	宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原251	乳	牛乳
4	明治乳業株式会社東北工場	宮城県黒川郡大和町松坂平3-1	乳、乳製品	牛乳、乳飲料、発酵乳
5	株式会社ミルクファーム蔵王	宮城県白石市福岡深谷字即安16-5	乳	牛乳
6	伊藤ハムデイリー株式会社	宮城県栗原郡高清水町字来光沢20番地	食肉製品	加熱後包装食肉製品、包装後加熱食肉製品、乾燥食肉製品
7	ヤヨイ食品株式会社気仙沼工場	宮城県気仙沼市浜町1-7-1	食肉製品	包装後加熱食肉製品
8	日本水産株式会社 女川工場	宮城県牡鹿郡女川町石浜字高森25-1	魚肉練り製品	その他の魚肉練り製品
9	株式会社阿部蒲鉾店 泉工場	宮城県仙台市泉区明通4-10	魚肉練り製品	その他の魚肉練り製品

秋田県（3施設、3食品群、3品目）

平成22年3月31日現在

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	秋田県農協乳業株式会社	秋田県横手市十文字町仁井田字八萩85番地2	牛乳	牛乳
2	株式会社島海高原ユースパーク花立牧場工房ミルジー	秋田県由利本荘市矢島町城内字花立60	牛乳	牛乳
3	東北森永乳業(株)秋田工場	秋田県大館市岩瀬字上軽石野38-1	牛乳	牛乳

山形県（13施設、13食品群、14品目）

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	城西牛乳株式会社	山形県山形市城西町3丁目1番5号	乳	牛乳
2	株式会社ヤガイ本社工場	山形県山形市富神台8	食肉製品	加熱後包装食肉製品
3	株式会社ヤガイ山形第二工場	山形県山形市鑄物町46番6号	食肉製品	乾燥食肉製品
4	東北日本ハム株式会社	山形県酒田市広栄町3丁目1番地	食肉製品	加熱後包装食肉製品、包装後加熱食肉製品
5	東北日本ハム株式会社第二工場	山形県酒田市広栄町2丁目2番地9	食肉製品	加熱後包装食肉製品
6	東北アヲハタ株式会社	山形県北村山郡大石田町大字鷹の巣484-1	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	缶詰食品
7	丸菱食品株式会社 第5工場	山形県寒河江市大字寒河江字赤田65-1	清涼飲料水	その他の清涼飲料水（殺菌後密栓・密封）
8	丸菱食品株式会社 第8工場	山形県寒河江市大字寒河江字赤田65-1	清涼飲料水	その他の清涼飲料水（殺菌後密栓・密封）
9	山形食品株式会社	山形県南陽市漆山1176番地1	清涼飲料水	その他の清涼飲料水（殺菌後密栓・密封）
10	三和缶詰株式会社本社工場第六工場	山形県東村山郡中山町大字長崎229-2	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	缶詰、瓶詰以外の食品（熱溶解）
11	北日本羽黒食品株式会社羽黒工場	山形県鶴岡市羽黒町赤川字地蔵俣272	清涼飲料水	ミネラルウォーター類
12	奥羽乳業協同組合	山形県西村山郡河北町吉田字花ノ木2150-3	乳	牛乳
13	株式会社ニチロサンパック 山形工場	山形県西置賜郡白鷹町大字鮎貝2888-2	清涼飲料水	その他の清涼飲料水（殺菌後密栓・密封）

福島県（9施設、11食品群、18品目）

	施設名	所在地	食品群	承認品目
1	東北協同乳業株式会社本宮工場	福島県安達郡本宮町大字荒井字下原14	乳、乳製品	牛乳、加工乳、乳飲料、発酵乳
2	福島乳業株式会社	福島市飯坂町平野字上前田6-1	乳	牛乳
3	会津中央乳業株式会社	福島県河沼郡会津坂下町大字金上字辰己19	乳	牛乳
4	株式会社ヤクルト本社福島工場	福島県福島市黒岩字遠沖10番地の1	乳製品	乳酸菌飲料、発酵乳
5	森永乳業株式会社福島工場	福島県福島市伏拝字清水内5番地	乳製品	アイスクリーム、脱脂粉乳
6	相模ハム株式会社 白河工場	福島県白河市白坂字牛清水105	食肉製品	加熱後包装食肉製品、包装後加熱食肉製品
7	株式会社サンフレックス永谷園本社工場	福島県いわき市常磐下船尾町杭出作23-10	容器包装詰加圧加熱殺菌食品	缶詰、瓶詰以外の食品（熱溶解）
8	松永牛乳株式会社	福島県南相馬市原町区上洪佐字原田159	乳	牛乳
9	酪王乳業株式会社本社工場	福島県郡山市大槻町字古屋敷80-1	乳、乳製品	牛乳、加工乳、脱脂乳、乳飲料

(2) 食品衛生法に基づく登録検査機関

検査機関の名称	登録検査機関の所在地	登録区分	検査の種類	検査施設の名称	検査施設の所在地
(社) 青森県薬剤師会	青森県青森市浪打 1-16-17	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査 動物を用いる検査	(社) 青森県薬剤師会 衛生検査センター	青森県青森市大字野木山口 164-43
(社) 岩手県薬剤師会	岩手県盛岡市馬場町 3-12	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査	(社) 岩手県薬剤師会 会営岩手県医薬品 衛生検査センター	岩手県盛岡市上堂 3-17-37
(財) 宮城県公衆衛生協会	宮城県仙台市泉区松森字堤下 7-1	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査	(財) 宮城県公衆衛生協会	宮城県仙台市泉区松森字堤下 7-1
(財) 秋田県総合保健事業団	秋田県秋田市秋久保田町 6-6	第26条第1項 第26条第2項	理化学的検査 細菌学的検査	(財) 秋田県総合保健事業団 児桜検査センター	秋田県秋田市寺内字児桜 3-1-24
(財) 山形県理化学 分析センター	山形県山形市松栄 1-6-68	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	(財) 山形県理化学 分析センター	山形県山形市松栄 1-6-68
(財) 福島県保健衛生協会	福島県福島市方木田字水戸内 19-6	第26条第1項 第26条第2項	理化学的検査 細菌学的検査	(財) 福島県保健衛生協会	福島県福島市方木田字水戸内 19-6
(財) 日本冷凍食品検査協会	東京都港区芝大門 2-4-6	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査 細菌学的検査 動物を用いる検査	(財) 日本冷凍食品検査協会 仙台検査所	宮城県仙台市宮城野区高砂 1-24-18
(株) 日本微生物研究所	仙台市宮城野区扇町2丁目3番36号	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	細菌学的検査	(株) 日本微生物研究所	仙台市宮城野区扇町2丁目3番36号
(財) 宮城県公害衛生検査センター	仙台市青葉区落合2丁目15番24号	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	(財) 宮城県公害衛生検査センター	仙台市青葉区落合2丁目15番24号
(株) 日本環境衛生研究所	仙台市若林区卸町1丁目4番1号	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	細菌学的検査	(株) 日本環境衛生研究所	仙台市若林区卸町1丁目4番1号
日本環境科学株式会社	山形県山形市高木6番地	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	日本環境科学株式会社	山形県山形市高木6番地
日本エコテック株式会社	東京都中央区日本橋1-2-5	第26条第1項 第26条第2項 第26条第3項	理化学的検査	日本エコテック(株) 福島分析センター	福島県二本松市平石高田 4-286

(3-1) 対米輸出水産加工認定施設

対象	認定番号	自治体	施設名	所在地	輸出品目
US	0251001	青森市	成邦商事株式会社	青森県青森市大字八ツ役字芦谷268-1	冷凍ホタテ貝柱
US	0253001	青森県	武輪水産株式会社	青森県八戸市鮫町下手代森32	冷凍シメサバ
US	0452002	宮城県	株式会社渡會	宮城県塩釜市新浜町1-7-10	真鱈、おひょう、油かかれい、からすかれいフィレ
US	0456001	宮城県	マルトモ株式会社 チルド仙台工場	宮城県柴田郡柴田町大字槻木蓋ヶ崎63-1	くらげ、いか加工品
US	0771001	福島県	株式会社中外フーズ	福島県伊達郡梁川町やながわ工業団地1-1	味付数の子、味付ほっき、黄金いい鰯 味付いい鰯、えびっこ風味味っこ梅
US	0251002	青森市	株式会社青森県ほたて加工	青森県青森市新城字山田208-9	冷凍ホタテ貝柱

(3-2) 対EU輸出水産食品加工認定施設

対象	認定番号	自治体	施設名	所在地	輸出品目
EU	0452001	宮城県	極洋食品株式会社 第2工場	宮城県塩釜市新浜町3-20-1	冷凍食品(えびフリッター)
EU	0251001	青森市	成邦商事株式会社	青森県青森市大字八ツ役字芦谷268-1	冷凍ホタテ卵付貝柱

(4) 食鳥処理事業規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関

検査機関の名称	指定検査機関の所在地	検査施設の名称	検査施設の所在地	指定年月日
(社) 岩手県獣医師会	岩手県盛岡市中央通3-7-24	(社) 岩手県獣医師会	岩手県盛岡市中央通3-7-24	平成4年3月5日
(社) 青森県獣医師会	青森県青森市松原2-8-2	(社) 青森県獣医師会 食鳥検査センター	青森県八戸市根城6-22-22	平成15年3月14日

(5) 平成21年度 食品衛生課における会議等の開催状況

- 平成21年5月20日(水) (於: 仙台第二合同庁舎)
食品の表示・広告等に係る東北地域行政機関等連絡会議
(出席者) 11名 (東北農政局、公正取引委員会東北事務所、東北経済産業局等)

- 平成21年5月26日(金) (於: 仙台第二合同庁舎)
平成21年度東北地域農林水産物等輸出促進協議会総会
(出席者) 40名 (東北農政局、仙台国税局、東北経済産業局等)

- 平成21年7月14日(木) (於: 宮城県庁)
平成21年度第1回宮城県食育推進会議
(参加者) 18名 (宮城県担当者)

- 平成21年12月17日(水) (於: パレス宮城野)
第11回東北地域食の安全・安心推進連絡会議
(参加数) 16名 (東北農政局、東北6県衛生主管部(局)担当者)

- 平成21年2月24日(水)～26日(金) (於: 福島県自治会館)
平成21年度HACCPによる食品の衛生管理に係る食品衛生監視員東北ブロック講習会
(受講者数) 31名 (各自治体職員)

- 平成22年3月5日(金) (於: 東北厚生局会議室)
平成21年度虚偽誇大広告等の監視指導に係る研修会
(受講者数) 46名 (東北6県及び保健所設置市の衛生主管部(局)担当者)

- 平成22年3月23日(火) (於: 宮城県庁)
平成21年度第2回宮城県食育推進会議
(参加者) 17名 (宮城県担当者)

8 保險年金課關係

(1) 健康保険組合所在地一覧

H22.3.31

	組合コード	組合名	形態	所在地	電話
青森	1	12033	青森銀行	単一 030-0823 青森市橋本1-9-30	017-777-1111
	2	12051	みちのく銀行	単一 030-0821 青森市勝田1-3-1	017-774-1115
	3	12061	日本原燃	単一 039-3212 上北郡六ヶ所村大字尾駁字沖付4-108	0175-71-2381
岩手	4	13050	岩手銀行	単一 020-0021 盛岡市中央通1-2-3	019-623-1111
	5	13096	北日本銀行	単一 020-0063 盛岡市材木町2-23	019-623-8400
	6	13101	新興	単一 025-0354 花巻市大畑第9地割92-6	0198-26-2181
	7	13111	岩手県自動車販売	総合 020-0122 盛岡市みたけ3-32-18	019-641-7061
	8	13120	みちのくコカ・コーラ	単一 028-3621 紫波郡矢巾町広宮沢1-279	019-611-0660
	9	13139	東北銀行	単一 020-0023 盛岡市内丸3-1	019-654-5412
	10	13148	東日本ハウス	単一 020-0062 盛岡市中央通2-8-5 東日本中央通ビル3F	019-626-9251
宮城	11	14085	東北電力	単一 980-8550 仙台市青葉区本町1-7-1	022-224-6335
	12	14094	七十七銀行	単一 980-0021 仙台市青葉区中央3-3-20	022-211-9743
	13	14119	河北新報	単一 980-0811 仙台市青葉区一番町1-14-35	022-262-6336
	14	14128	ユアテック	単一 983-8622 仙台市宮城野区榴岡4-1-1	022-296-2111
	15	14146	宮城交通	単一 981-3201 仙台市泉区泉ヶ丘3-13-20	022-771-5319
	16	14155	東北しんきん	総合 980-0804 仙台市青葉区大町1-2-6	022-262-7684
	17	14164	東北薬業	総合 980-0811 仙台市青葉区一番町2-8-21	022-267-1350
	18	14173	宮城県自動車販売	総合 983-0036 仙台市宮城野区苦竹4-3-1	022-232-6661
	19	14191	仙台銀行	単一 980-0811 仙台市青葉区一番町2-1-1	022-225-8241
	20	14216	仙台卸商	総合 984-0015 仙台市若林区卸町2-9-5	022-235-5896
	21	14234	東北セミコンダクタ	単一 981-3206 仙台市泉区明通3-3-1	022-377-9365
秋田	22	15108	秋田銀行	単一 010-8655 秋田市山王3-2-1	018-863-1212
	23	15135	秋田県自動車販売	総合 010-0962 秋田市八橋大畑2-12-55	018-863-5377
	24	15153	北都銀行	単一 010-0001 秋田市中通3-1-41	018-833-4211
山形	25	16063	山形銀行	単一 990-8642 山形市七日町3-1-2	023-623-1221
	26	16081	第一貨物	単一 990-0033 山形市諏訪町2-1-20	0236-23-1430
	27	16091	きらやか	単一 990-0045 山形市桜町7-35	023-623-8111
	28	16115	山形県自動車販売	総合 990-2432 山形市荒楯町1-8-5	023-632-1464
	29	16124	荘内銀行	単一 990-0821 山形市北町1-3-18	023-684-5553
福島	30	17122	クレハ	単一 974-8686 いわき市錦町落合16	0246-63-4183
	31	17178	東邦銀行	単一 960-8041 福島市大町3-25	024-523-5876
	32	17201	北芝電機	単一 960-1292 福島市松川町字天王原9	024-567-6790
	33	17239	三菱伸銅	単一 965-0025 会津若松市扇町128-7	0242-22-7111
	34	17275	福島銀行	単一 960-8033 福島市万世町2-5	024-525-2928
	35	17284	福島トヨペットグループ	単一 963-8843 郡山市字川向1-1	024-947-0909
	36	17293	大東銀行	単一 963-8871 郡山市本町1-11-15	024-922-9532
	37	17309	会津中央	単一 960-0011 会津若松市鶴賀町1-1	0242-39-3922

【合併又は解散により消滅した健保組合】

1	宮城	しんくみ東北	平成16年4月1日解散
2		エヌイーシートーキン	平成17年4月1日 日本電気健保と合併により消滅
3	山形	ヤマコー	平成19年1月1日解散
4		山形しあわせ銀行	平成19年4月1日 殖産銀行健保と合併により消滅(組合名変更 きらやか健保組合)
5	福島	日本化成	平成17年4月1日 三菱化学健保と合併により消滅
6		常磐交通	平成15年4月1日解散
7		福島交通	平成17年4月1日解散
8		会津乗合	平成14年4月1日解散
9		旭陽	平成18年4月1日解散
10		林精器	平成16年4月1日解散
11		日産福島	平成20年4月1日解散
12		常磐	平成21年4月1日解散

(2) 厚生年金基金所在地一覧

H22.3.31

	基金番号	基金名	種	型	所在地	電話番号	
岩手	1	1146 岩手県自動車販売	総	加	020-0122 盛岡市みたけ3-32-18	019-641-5101	
	2	1214 岩手県建設業	総	加	020-0873 盛岡市松尾町17-9	019-653-4484	
	3	1403 岩手県機械金属	総	加	020-0022 盛岡市大通3-2-8	019-623-4434	
宮城	4	249 七十七銀行	単	加	980-0021 仙台市青葉区中央3-3-20	022-267-1111	
	5	378 東北印刷工業	総	加	983-0034 仙台市宮城野区扇町3-9-12	022-284-0551	
	6	744 東北石油業	総	加	980-0011 仙台市青葉区上杉1-16-8	022-261-0333	
	7	897 東北六県トラック	総	加	984-0015 仙台市若林区卸町5-8-3	022-238-4781	
	8	957 東北薬業	総	加	980-0811 仙台市青葉区一番町2-8-21	022-223-8791	
	9	1039 東北七県電気工事業	総	加	984-0074 仙台市若林区東七番丁157	022-221-4415	
	10	1153 宮城県建設業	総	加	980-0824 仙台市青葉区支倉町2-48	022-221-1151	
	11	1215 河北新報	単	加	980-0811 仙台市青葉区一番町1-14-35	022-263-4720	
	12	1331 東北管工事業	総	加	980-0014 仙台市青葉区本町3-5-22	022-263-7521	
	13	1402 仙台卸商	総	加	984-0015 仙台市若林区卸町2-9-5	022-235-9621	
	14	1639 南東北機械金属	総	加	980-0014 仙台市青葉区本町2-7-13	022-213-0233	
	15	1704 東北三県自動車整備	総	加	983-0861 仙台市宮城野区鉄砲町1-2	022-293-8261	
	秋田	16	989 秋田県自動車販売	総	加	010-0962 秋田市八橋大畑2-12-55	018-865-1257
		17	1282 秋田県建設業	総	加	010-0951 秋田市山王4-3-10	018-823-6305
18		1378 秋田県病院	総	加	010-0921 秋田市大町1-3-8	018-824-5761	
19		1781 両羽自動車整備	総	加	010-0962 秋田市八橋大畑2-12-55	018-824-7551	
20		1782 秋田県機械金属	総	加	010-0921 秋田市大町1-3-8	018-866-8261	
21		1783 秋田県電子工業	総	加	010-0001 秋田市中通2-2-32	018-831-0981	
山形	22	1705 天童木工	単	加	994-0002 天童市乱川1-3-10	023-653-3121	
	23	1733 山形県医療機関	総	加	990-2492 山形市香澄町2-9-13	023-634-8550	
福島	24	638 常磐交通	連	加	970-8034 いわき市平上荒川字長尾74-8	0246-29-5616	
	25	890 日産福島	連	加	960-8102 福島市北町2-32	024-522-0170	
	26	1129 福島県病院	総	加	960-8035 福島市本町5-8	024-522-1062	
	27	1734 福島県自動車整備	総	加	960-8165 福島市吉倉字前田2-1	024-545-8291	

【確定給付企業年金へ移行した基金】

1	青森	青森銀行	平成17年1月1日	過去返上認定(承認)
2		みちのく銀行	平成16年4月1日	過去返上認定(承認)
3	岩手	北日本銀行	平成16年4月1日	過去返上認定(承認)
4		岩手銀行	平成17年9月1日	過去返上認定(承認)
5	宮城	東日本ハウス	平成16年5月1日	過去返上認定(承認)
6		仙台コカ・コーラボトリング	平成16年11月1日	過去返上認定(承認)
7	秋田	秋田銀行	平成16年3月1日	過去返上認定(承認)
8		北都銀行	平成16年7月1日	過去返上認定(承認)
9	山形	山形銀行	平成16年3月1日	過去返上認定(承認)
10		山形しあわせ銀行	平成17年4月1日	過去返上認定(承認)→平成19年4月1日合併
11		殖産銀行	平成18年9月1日	過去返上認定(承認)
12		荘内銀行	平成16年9月1日	過去返上認定(承認)
13		前田	平成16年4月1日	過去返上認定(承認)
14	福島	日東紡績	平成16年4月1日	過去返上認定(承認)→東京都へ所在地変更
15		東邦銀行	平成16年10月1日	過去返上認定(承認)
16		日立コミュニケーションテクノロジー	平成16年10月1日	過去返上認定(承認)→平成18年10月1日合併
17		大東銀行	平成17年4月1日	過去返上認定(承認)
18		ゼビオ	平成17年4月1日	過去返上認定(承認)

【解散又は合併により消滅した基金】

1	青森	青森県病院	平成17年1月28日	解散
2		青森県建設業	平成17年2月25日	解散
3		東北地区木材	平成14年10月1日	合併(東日本木材業)
4	岩手	新興	平成15年1月29日	解散
5		岩手県医療機関	平成17年2月25日	解散
6	宮城	カメイ	平成15年11月27日	解散
7		伯養軒	平成13年1月26日	解散
8		東北百貨店	平成14年9月26日	解散
9		宮城県病院	平成15年11月27日	解散
10		東北地区指定自動車教習所	平成13年12月20日	解散
11	秋田	みやぎ電子機械工業会	平成16年3月24日	解散
12		秋北バス	平成14年5月17日	解散
13	山形	アキタ電子システムズ	平成16年9月29日	解散
14		第一貨物	平成13年3月22日	解散
15	山形	山形県建設業	平成18年3月22日	解散
16		マルコン電子	平成13年9月20日	解散
17	福島	山形県自動車販売	平成15年10月27日	解散
18		旭陽	平成16年5月27日	解散
19		福島銀行	平成16年9月27日	解散
20		福島県建設業	平成15年9月29日	解散

(3) 国民年金基金所在地一覧

名称	所在地	電話番号
青森県国民年金基金	030-0862 青森市古川1-21-8 読売青森ビル5階	017-777-1700
岩手県国民年金基金	020-0024 盛岡市菜園1-3-6 農林会館9階1号	019-652-4814
宮城県国民年金基金	980-0802 仙台市青葉区二日町13-18 協栄生命仙台二日町ビル7階	022-215-3431
秋田県国民年金基金	010-0001 秋田市中通1-4-32 千代田生命秋田ビル5階	018-837-3611
山形県国民年金基金	990-0039 山形市香澄町 2-8-18 第7近宣ビル4階	023-625-3870
福島県国民年金基金	960-8043 福島市中町 1-19 中町ビル5階	024-523-3387

(4) 全国健康保険協会支部所在地一覧

名称	所在地	電話番号
青森支部	030-8552 青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル8階	017-721-2799
岩手支部	020-8508 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル2階	019-604-9009
宮城支部	980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル8階	022-714-6850
秋田支部	010-8507 秋田市川元山下町5-21	018-883-1800
山形支部	990-8587 山形市幸町 18-20 JA山形市本店ビル3階	023-629-7225
福島支部	960-8546 福島市栄町 6-6 NBFユニックスビル8階	024-523-3916

(5) 県別保険者等数

H22.3.31

	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	東北計	全国計
健康保険組合	3	7	11	3	5	8	37	1,473
厚生年金基金	0	3	12	6	2	4	27	608
国民年金基金	1	1	1	1	1	1	6	72
確定拠出年金	9	15	32	7	22	25	110	3,301
確定給付企業年金	45	42	80	38	77	70	352	7,405

9 管理課關係

(1) 東北厚生局所管国民健康保険団体連合会一覧

名 称	所 在 地
青森県国民健康保険団体連合会	〒030-0801 青森市新町2-4-1 青森県共同ビル3階
岩手県国民健康保険団体連合会	〒020-0025 盛岡市大沢川原3-7-30 国保会館内
宮城県国民健康保険団体連合会	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館内
秋田県国民健康保険団体連合会	〒010-0951 秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館4階
山形県国民健康保険団体連合会	〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6
福島県国民健康保険団体連合会	〒960-8043 福島市中町3-7

(2) 東北厚生局所管後期高齢者医療広域連合会一覧

名 称	所 在 地
青森県後期高齢者医療広域連合会	〒030-0801 青森市新町2-4-1 青森県共同ビル1階
岩手県後期高齢者医療広域連合会	〒020-8510 盛岡市山王町4-1 岩手県自治会館4階
宮城県後期高齢者医療広域連合会	〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-2-3 宮城県自治会館9階
秋田県後期高齢者医療広域連合会	〒010-0951 秋田市山王4-2-3 秋田県市町村会館1階
山形県後期高齢者医療広域連合会	〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6 山形県国保会館内
福島県後期高齢者医療広域連合会	〒960-8043 福島市中町8-2 福島県自治会館内

(3) 東北厚生局所管社会保険診療報酬支払基金一覧

名 称	所 在 地
青森県社会保険診療報酬支払基金	〒030-8502 青森市堤町1-5-1
岩手県社会保険診療報酬支払基金	〒020-0883 盛岡市志家町10-35
宮城県社会保険診療報酬支払基金	〒983-8504 仙台市宮城野区榴岡5-1-27
秋田県社会保険診療報酬支払基金	〒010-8566 秋田市中通7-2-17
山形県社会保険診療報酬支払基金	〒990-9559 山形市鉄砲町2-15-1
福島県社会保険診療報酬支払基金	〒960-8555 福島市三河南町11-5

(4) 厚生労働大臣所管医療法人一覧
(平成22年3月31日現在 26法人)

東北厚生局管理課

県名	種別	決算月	医療法人名	理事長名	主たる事務所の所在地
青森	社団	3月	医療法人輝栄会	奈良岡 英俊	青森市浜館二丁目3番地42
	社団	3月	医療法人仁泉会	田中 由紀子	八戸市大字尻内町字直田81番地
岩手	社団	3月	医療法人社団創生会	上田 雅道	奥州市水沢区佐倉河字慶徳27番地1
	社団	9月	医療法人青松会	青木 光	二戸市石切所字森合32番地1
	社団	3月	社団医療法人啓愛会	井筒 岳	奥州市水沢区羽田町駅前二丁目87番地
	社団	5月	医療法人磐清会	木村 力夫	一関市三関字仲田32番地3
宮城	財団	3月	医療法人財団瑞泉会	飯田 尚治	仙台市泉区南光台東一丁目1番24号アルファ201
	社団	6月	医療法人社団ぶなの森	臼井 恵二	仙台市青葉区柏木二丁目4番76号
	社団	4月	医療法人社団青葉会	笠原 一規	仙台市宮城野区新田一丁目19番54号
	社団	3月	医療法人泰永会	宮崎 泰	大崎市古川旭四丁目3番10号
	社団	7月	医療法人社団爽秋会	岡部 健	名取市植松一丁目1番24号
	社団	3月	医療法人南二番町愛育会	日下部 功夫	仙台市青葉区上愛子字街道66番地の23
	社団	3月	医療法人恵尚会	岩月 尚文	黒川郡富谷町上桜木2丁目3番地4
秋田	社団	3月	医療法人久幸会	稲庭 千弥子	秋田市下新城中野字琵琶沼124番地1
山形	社団	3月	医療法人豊田会	菊地 博生	山形市本町一丁目4番26号
	社団	3月	医療法人社団明山会	山本 登	東根市大森二丁目3番6号
福島	社団	3月	社団医療法人至誠会	幸島 孝志	いわき市錦町鈴鹿103番地の1
	社団	3月	医療法人社団ときわ会	常盤 峻士	いわき市内郷綴町沼尻62
	社団	3月	医療法人社団博英会	金子 大成	西白河郡西郷村字下前田東6番地
	社団	3月	医療法人五星会	星 健二	会津若松市大町一丁目3番16号
	社団	6月	医療法人亘喜会	石田 亘	郡山市大槻町字中谷地45番地の2
	社団	3月	医療法人社団慈泉会	渡部 芳徳	白河市関辺引目橋33番地
	社団	3月	医療法人而成会	松本 啓	双葉郡双葉町大字前田字桜町31番地の1
	社団	12月	医療法人渡部会	渡部 好造	会津若松市一箕町大字鶴賀字下居合56番地1
	社団	12月	医療法人きびたき会	石原 信浩	郡山市駅前二丁目3番10号セントラルビル6階
	社団	3月	医療法人昭美会	外島 昭夫	郡山市大槻町字針生184番地の13

1 0 医療課

(1) 【国の開設する病院一覧(東北)】(28病院)

平成22年3月31日現在

県名	番号	病院名	開設者	所在地	病床数					
					一般	療養	結核	精神	感染	総数
青森	1	国立療養所松丘保養園	厚生労働省	青森市大字石江字平山 19	477					477
	2	独立行政法人国立病院機構弘前病院	独立行政法人国立病院機構	弘前市富野町 1	342					342
	3	弘前大学医学部附属病院	国立大学法人弘前大学	弘前市大字本町 53	571		0	41	6	618
	4	独立行政法人国立病院機構八戸病院	独立行政法人国立病院機構	八戸市吹上 3-13-1	138					138
	5	独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	八戸市白銀町字南ヶ丘 1	474					474
	6	独立行政法人国立病院機構青森病院	独立行政法人国立病院機構	青森市浪岡大字女鹿沢字平野 155	260		60			320
	7	自衛隊大湊病院	防衛省	むつ市大湊町 14-47	30					30
	8	自衛隊三沢病院	防衛省	三沢市三沢後久保 125-7	50					50
岩手	9	独立行政法人国立病院機構盛岡病院	独立行政法人国立病院機構	盛岡市青山 1-25-1	250		50			300
	10	独立行政法人国立病院機構花巻病院	独立行政法人国立病院機構	花巻市諏訪 500	80			238		318
	11	独立行政法人国立病院機構岩手病院	独立行政法人国立病院機構	一関市山目字泥田山下 48	220					220
	12	独立行政法人国立病院機構釜石病院	独立行政法人国立病院機構	釜石市定内町 4-7-1	180					180
宮城	13	東北大学病院	国立大学法人東北大学	仙台市青葉区星陵町 1-1	1,236			70	2	1,308
	14	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	仙台市青葉区台原 4-3-21	562					562
	15	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター	独立行政法人国立病院機構	仙台市宮城野区宮城野 2-8-8	650			48		698
	16	独立行政法人国立病院機構西多賀病院	独立行政法人国立病院機構	仙台市太白区鉤取本町 2-11-11	480					480
	17	自衛隊仙台病院	防衛省	仙台市宮城野区南目館 1-1	135			15		150
	18	独立行政法人国立病院機構宮城病院	独立行政法人国立病院機構	亶理郡山元町高瀬字合戦原 100	410		32			442
	19	国立療養所東北新生園	厚生労働省	登米市迫町新田字上葉ノ木沢 1	427					427
秋田	20	独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	大館市軽井沢字下岱 30	250					250
	21	秋田大学医学部附属病院	国立大学法人秋田大学	秋田市広面字蓮沼 44番2	574			36		610
	22	独立行政法人国立病院機構あきた病院	独立行政法人国立病院機構	由利本荘市岩城内道川字井戸の沢 84-40	324		16			340
山形	23	独立行政法人国立病院機構山形病院	独立行政法人国立病院機構	山形市行才 126-2	258		50			308
	24	山形大学医学部附属病院	国立大学法人山形大学	山形市飯田西 2-2-2	564			40		604
	25	独立行政法人国立病院機構米沢病院	独立行政法人国立病院機構	米沢市大字三沢 26100-1	220					220
福島	26	独立行政法人国立病院機構福島病院	独立行政法人国立病院機構	須賀川市芦田塚 13	350		22			372
	27	独立行政法人国立病院機構いわき病院	独立行政法人国立病院機構	いわき市平豊間字兔渡路 291	180					180
	28	独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院	独立行政法人労働者健康福祉機構	いわき市内郷綴町沼尻 3	406					406
計					10,098	0	230	488	8	10,824

開設者別	厚生労働省	904	0	0	0	0	904
	独立行政法人国立病院機構	4,342	0	230	286	0	4,858
	国立大学法人	2,945	0	0	187	8	3,140
	防衛省	215	0	0	15	0	230
	独立行政法人労働者健康福祉機構	1,692	0	0	0	0	1,692
計		10,098	0	230	488	8	10,824

(2)【国の開設する診療所一覧(東北)】(48診療所)

平成22年3月31日現在

県名	番号	診療所名	開設者	病床数	住所	
青森	1	国立大学法人弘前大学保健管理センター	国立大学法人弘前大学	0	弘前市文京町1番地	
	2	青森刑務所医務課診療所	法務省	19	青森市大字荒川字藤戸88番地	
	3	陸上自衛隊青森駐屯地医務室	防衛省	15	青森市浪館字近野45	
	4	青森家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	青森市長島1丁目3番26号	
	5	陸上自衛隊弘前駐屯地医務室	防衛省	5	弘前市大字原ヶ平字山中18-117	
	6	陸上自衛隊八戸駐屯地医務室	防衛省	10	八戸市大字市川町字桔梗野官地	
	7	海上自衛隊八戸航空基地隊医務室	防衛省	12	八戸市大字河原木字八太郎山官地	
	8	海上自衛隊大湊衛生隊医務室	防衛省	10	むつ市大湊町2番50号	
	9	海上自衛隊護衛艦はまぎり医務室	防衛省	0	むつ市大湊町4番1号	
	10	航空自衛隊三沢基地医務室	防衛省	0	三沢市三沢後久保125-7	
	11	青森少年院医務課診療所	法務省	0	東津軽郡平内町大字沼館字沼館尻	
岩手	12	岩手大学保健管理センター	国立大学法人岩手大学	0	盛岡市上田三丁目18番8号	
	13	盛岡家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	盛岡市内丸9番1号	
	14	盛岡少年刑務所医務課診療所	法務省	19	盛岡市上田字松屋敷11-11	
	15	盛岡少年院医務課	法務省	0	盛岡市月が丘2-15-1	
	16	陸上自衛隊岩手駐屯地医務室	防衛省	10	岩手郡滝沢村滝沢字後268-433	
	宮城	17	宮城教育大学保健管理センター	国立大学法人宮城教育大学	0	仙台市青葉区荒巻字青葉149番地
18		東北大学病院出張診療所	国立大学法人東北大学	0	仙台市青葉区荒巻字青葉6-3	
19		東北大学保健管理センター	国立大学法人東北大学	0	仙台市青葉区川内41番	
20		仙台検疫所医務室	厚生労働省	0	塩釜市真山通3丁目4番地1号	
21		独立行政法人労働者健康福祉機構労災リハビリテーション宮城作業所付属診療所	独立行政法人労働者健康福祉機構	0	宮城郡利府町神谷沢字広畑9-2	
22		仙台家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	仙台市青葉区片平1-6-1	
23		陸上自衛隊霞目駐屯地医務室	防衛省	3	仙台市若林区霞目1丁目1番地1号	
24		宮城刑務所医務部	法務省	19	仙台市若林区古城2-3-1	
25		仙台少年鑑別所医務課	法務省	0	仙台市若林区古城3-27-17	
26		東北少年院医務課診療所	法務省	0	仙台市若林区古城3-21-1	
27		青葉女子学園医務課診療所	法務省	0	仙台市若林区古城3-24-1	
28		陸上自衛隊仙台駐屯地医務室	防衛省	0	仙台市宮城野区南目館1-1	
29		航空自衛隊松島基地医務室	防衛省	10	東松島市矢本字板取85番地	
30		陸上自衛隊多賀城駐屯地医務室	防衛省	10	多賀城市丸山2丁目1-1	
31	陸上自衛隊船岡駐屯地医務室	防衛省	8	柴田郡柴田町大字船岡字大沼端1-1		
32	陸上自衛隊大和駐屯地医務室	防衛省	3	黒川郡大和町吉岡字西原21-9		
33	航空大学校仙台分校医務室	独立行政法人航空大学校	0	岩沼市下野郷字新拓353番地		
秋田	34	秋田大学保健管理センター	国立大学法人秋田大学長	0	秋田市手形学園町1番1号	
	35	秋田刑務所医務課診療所	法務省	19	秋田市川尻新川町1-1	
	36	秋田家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	秋田市山王7丁目1番1号	
	37	陸上自衛隊秋田駐屯地医務室	防衛省	5	秋田市寺内字將軍野1	
山形	38	山形大学保健管理センター	国立大学法人山形大学	0	山形市小白川町1丁目4番12号	
	39	山形刑務所医務課診療所	法務省	19	山形市あけぼの2-1-1	
	40	山形家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	山形市旅籠町2丁目4番22号	
	41	陸上自衛隊神町駐屯地医務室	防衛省	19	東根市神町南3丁目1-1	
	42	置賜学院医務課診療所	法務省	0	米沢市下新田445	
	福島	43	福島大学保健管理センター	国立大学法人福島大学	0	福島市金谷川1番地
44		福島家庭裁判所医務室	最高裁判所	0	福島市花園町5番38号	
45		陸上自衛隊福島駐屯地医務室	防衛省	5	福島市荒井字原宿1	
46		陸上自衛隊郡山駐屯地医務室	防衛省	5	郡山市大槻町字長右工門林1	
47		福島刑務所医務課診療所	法務省	19	福島市南沢又字上原1	
48		福島刑務支所医務課診療所	法務省	18	福島市南沢又字水門下66	
計				262		

開設者別	厚生労働省	0	1施設
	国立大学法人	0	8施設
	法務省	132	13施設
	最高裁判所	0	6施設
	防衛省	130	18施設
	独立行政法人労働者健康福祉機構	0	1施設
	独立行政法人航空大学校	0	1施設
計		262	

(3) 特定機能病院一覧

病院名	所在地		立入検査実施日
弘前大学医学部附属病院	036-8203	青森県弘前市本町5-3番地	平成21年10月15～16日
岩手医科大学附属病院	020-0023	岩手県盛岡市内丸1-9番1号	平成21年11月5～6日
東北大学病院	980-0872	宮城県仙台市青葉区星陵町1-1	平成21年11月11～12日
秋田大学医学部附属病院	010-0041	秋田県秋田市広面蓮沼4-4-2	平成21年10月27～28日
山形大学医学部附属病院	990-2331	山形県山形市飯田西2-2-2	平成21年12月10～11日
福島県立医科大学附属病院	960-1247	福島県福島市光が丘1番地	平成21年11月24～25日

(4) 東北管内院内感染対策研修会開催一覧

- 平成21年6月2日(火) (於: J A秋田厚生連仙北組合総合病院(秋田県大仙市))
(研修内容)
 - ・院内感染対策ラウンドのポイント
 - ・院内感染ラウンドの実際(実務研修)(参加者) 12人(秋田県内の各保健所医療監視員等)
(聴講者) 86人(仙北組合総合病院職員及び近隣医療機関等)

- 平成21年6月12日(金) (於: 石巻赤十字病院(宮城県石巻市))
(研修内容)
 - ・院内感染対策ラウンドのポイント
 - ・院内感染ラウンドの実際(実務研修)(参加者) 23人(宮城県内の各保健所医療監視員等)
(聴講者) 76人(石巻赤十字病院職員及び近隣医療機関等)

- 平成21年6月23日(火) (於: 八戸赤十字病院(青森県八戸市))
(研修内容)
 - ・院内感染対策ラウンドのポイント
 - ・院内感染ラウンドの実際(実務研修)(参加者) 12人(青森県内の各保健所医療監視員等)
(聴講者) 75人(八戸赤十字病院職員及び近隣医療機関等)

- 平成21年7月13日(月) (於: 岩手県立磐井病院(岩手県一関市))
(研修内容)
 - ・院内感染対策ラウンドのポイント
 - ・院内感染ラウンドの実際(実務研修)(参加者) 17人(岩手県内の各保健所医療監視員等)
(聴講者) 43人(岩手県立磐井病院職員及び近隣医療機関等)

- 平成21年7月21日(火) (於: いわき市立総合磐城共立病院(福島県いわき市))
(研修内容)
 - ・院内感染対策ラウンドのポイント
 - ・院内感染ラウンドの実際(実務研修)(参加者) 13人(福島県内の各保健所医療監視員等)
(聴講者) 78人(いわき市立総合磐城共立病院職員及び近隣医療機関等)

○ 平成21年7月28日（火）（於：山形県立新庄病院（山形県新庄市））

（研修内容）

- ・院内感染対策ラウンドのポイント
- ・院内感染ラウンドの実際（実務研修）

（参加者）20人（山形県内の各保健所医療監視員等）

（聴講者）34人（山形県立新庄病院職員及び近隣医療機関等）

1 1 福祉指導課関係

東北厚生局長所管 社会福祉法人一覽

平成22年3月31日現在

	法人の名称	所在地
青森県	<small>シンワカイ</small> 信和会	青森県八戸市南郷区大字市野沢字市野沢36-50
	<small>みやぎカイ</small> みやぎ会	青森県八戸市大字河原木字八太郎山10-81
	<small>ショウキカイ</small> 照輝会	青森県五所川原市みどり町4-126-1
	ファミリー	青森県三戸郡五戸町字姥堤34-1
	<small>ヒロサキアイセイエン</small> 弘前愛成園	青森県弘前市大字豊原1-1-3
	わたなーる	青森県津軽郡蓬田村大字郷沢字浜田397
秋田県	<small>サンノウ ヘイセイ カイ</small> 山王平成会	秋田県秋田市御所野地蔵田9-6
	<small>ユウユウカイ</small> 友遊会	秋田県秋田市下北手松崎字岩瀬122
	<small>カゼ ユウイク シヤ</small> 風の遊育舎	秋田県秋田市土崎港西3-7-18
福島県	<small>マキビトカイ</small> 牧人会	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原158-1
	<small>ミナミマチホイク カイ</small> 南町保育会	福島県会津若松市南花畑342
	<small>ミナミトウホク フクシ ジギョウダン</small> 南東北福祉事業団	福島県郡山市日和田町梅沢字丹波山3-2
山形県	<small>ケイジュカイ</small> 敬寿会	山形県山形市大字妙見寺500-1
	<small>チ ヒロ カイ</small> 千宏会	山形県最上郡最上町大字大堀字蟹ノ又1360-19

1 2 指導監査課・県事務所関係

平成21年度 東北厚生局 指導・監査実施状況

【保険医療機関等の指導・監査実施状況】

県名	対象機関	集団指導	集団的個別指導	個別指導	新規個別指導	監査	施設基準等適時調査
青森	医 科	715	35	32	12	0	48
	歯 科	160	36	22	4	2	0
	薬 局	288	44	22	20	0	0
	訪問看護	5	-	0	-	0	0
岩手	医 科	1,177	43	27	21	0	40
	歯 科	678	47	26	9	0	0
	薬 局	527	43	22	26	1	0
	訪問看護	0	-	0	-	0	0
宮城	医 科	880	72	31	26	4	73
	歯 科	855	66	43	33	1	0
	薬 局	980	68	45	34	0	0
	訪問看護	0	-	0	-	0	0
秋田	医 科	584	51	29	22	1	40
	歯 科	439	35	19	10	0	0
	薬 局	486	39	20	25	1	0
	訪問看護	0	-	0	-	0	0
山形	医 科	675	25	34	9	0	26
	歯 科	493	38	18	12	0	0
	薬 局	461	35	17	13	0	0
	訪問看護	0	-	0	-	0	0
福島	医 科	683	75	35	6	3	32
	歯 科	807	73	36	9	0	0
	薬 局	811	67	28	1	1	0
	訪問看護	0	-	0	-	0	0
合計	医 科	4,714	301	188	96	8	259
	歯 科	3,432	295	164	77	3	0
	薬 局	3,553	296	154	119	3	0
	訪問看護	5	-	0	-	0	0

【行政措置を受けた保険医療機関数、保険医数】

県名	対象機関	医療機関数			保険医数		
		取消	戒告	注意	取消	戒告	注意
青森	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	0	0	0	0	0	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0	-	-	-
岩手	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	0	0	0	0	0	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0	-	-	-
宮城	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	0	0	0	0	0	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0	-	-	-
秋田	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	0	0	0	0	0	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0	-	-	-
山形	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	0	0	0	0	0	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0	-	-	-
福島	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	0	0	0	0	0	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0	-	-	-
合計	医 科	0	0	0	0	0	0
	歯 科	0	0	0	0	0	0
	薬 局	0	0	0	0	0	0
	訪問看護	0	0	0	-	-	-

【柔道整復師の指導・監査実施状況】

県名	個別指導		監査	
	柔道整復師数	実施回数(日)	柔道整復師数	実施回数(日)
青森	7	7	3	6
岩手	0	0	0	0
宮城	1	1	0	0
秋田	0	0	0	0
山形	2	2	0	0
福島	0	0	0	0
合計	10	10	3	6

【保険医療機関等指定状況】

平成21年4月1日～平成22年3月31日指定分

県名	新規指定保険医療機関等数			指定更新保険医療機関等数		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
青森	27	17	25	71	43	49
岩手	32	19	30	77	49	56
宮城	59	36	68	143	90	77
秋田	27	13	36	67	45	40
山形	16	21	27	64	29	58
福島	46	30	59	114	85	79
合計	207	136	245	536	341	359

※新規指定保険医療機関数は新規のほか移動、組織変更、交代等が含まれる。

【保険医療機関等情報】

平成22年3月31日現在

県名	対象機関	医療機関等数	保険医等数
青森	医科	888	3,096
	歯科	611	895
	薬局	560	1,912
	訪問看護	98	-
岩手	医科	854	3,256
	歯科	649	1,232
	薬局	554	1,978
	訪問看護	73	-
宮城	医科	1,500	6,051
	歯科	1,090	2,110
	薬局	1,047	4,981
	訪問看護	100	-
秋田	医科	735	2,667
	歯科	494	784
	薬局	510	2,085
	訪問看護	39	-
山形	医科	857	2,719
	歯科	509	744
	薬局	503	1,408
	訪問看護	35	-
福島	医科	1,391	4,535
	歯科	957	1,535
	薬局	850	3,205
	訪問看護	107	-
合計	医科	6,225	22,324
	歯科	4,310	7,300
	薬局	4,024	15,569
	訪問看護	452	-

【柔道整復師情報】

平成22年3月31日現在

県名	施術所数	柔道整復師	
		協定	契約
青森	363	269	94
岩手	238	150	88
宮城	643	355	288
秋田	225	178	47
山形	297	224	73
福島	480	183	297
合計	2,246	1,359	887

1 3 麻薬取締部関係

(1) 麻薬・覚せい剤事犯の年次別推移

年次	麻薬及び向精神薬法		あへん法		大麻取締法		計		覚せい剤取締法	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
昭和26	1,524	2,208	-	-	18	24	1,542	2,232	18,711	17,528
27	1,190	1,642	-	-	39	51	1,229	1,693	21,727	18,521
28	1,030	1,462	-	-	8	9	1,038	1,471	38,763	38,514
29	1,527	2,092	25	30	16	17	1,568	2,139	53,221	55,664
30	1,280	1,753	157	181	42	52	1,479	1,986	30,670	32,140
31	1,060	1,575	128	140	27	33	1,215	1,748	4,876	5,047
32	1,013	1,365	144	173	25	29	1,182	1,567	787	781
33	1,616	2,073	63	76	7	13	1,686	2,162	268	271
34	1,394	1,714	137	147	28	30	1,559	1,891	332	372
35	1,667	1,987	310	315	9	10	1,986	2,312	426	476
36	2,023	2,442	190	199	22	24	2,235	2,665	459	477
37	1,773	2,176	203	208	34	34	2,010	2,418	530	546
38	2,135	2,571	402	417	144	147	2,681	3,135	1,061	971
39	707	792	419	425	168	164	1,284	1,381	973	860
40	1,035	1,090	890	902	255	259	2,180	2,251	886	735
41	899	974	917	920	167	168	1,973	2,052	847	694
42	592	658	702	705	301	298	1,695	1,661	841	675
43	298	361	136	148	392	410	826	1,919	1,091	775
44	210	239	377	377	426	413	1,013	1,029	915	704
45	212	245	230	230	707	733	1,149	1,208	2,453	1,682
46	256	229	207	202	831	717	1,294	1,148	4,431	2,634
47	354	341	253	251	853	726	1,460	1,318	7,702	4,777
48	455	429	310	287	779	761	1,544	1,477	14,260	8,510
49	436	393	176	171	781	720	1,393	1,284	9,771	6,119
50	268	232	158	140	971	909	1,397	1,281	13,590	8,422
51	195	165	184	185	1,064	960	1,443	1,310	17,929	10,919
52	201	125	191	191	1,225	1,096	1,617	1,412	24,022	14,741
53	136	102	140	142	1,711	1,253	1,987	1,497	30,287	18,027
54	147	103	217	217	1,573	1,314	1,937	1,634	31,991	18,552
55	241	158	269	264	1,745	1,433	2,255	1,855	33,808	20,200
56	144	98	261	262	1,696	1,346	2,101	1,706	36,856	22,331
57	169	100	273	270	1,550	1,244	1,992	1,614	38,231	23,719
58	129	89	406	408	1,593	1,231	2,128	1,728	37,562	23,635
59	223	132	201	197	1,715	1,391	2,139	1,720	37,739	24,372
60	168	138	449	443	1,597	1,273	2,214	1,854	36,116	23,344
61	166	118	440	397	1,624	1,337	2,230	1,852	32,664	21,408
62	149	99	388	355	1,732	1,395	2,269	1,849	31,301	20,966
63	165	126	217	213	2,033	1,570	2,415	1,909	30,229	20,716
平成元	340	248	186	168	1,815	1,470	2,341	1,886	23,657	16,866
2	(2)	331	(2)	240	113	111	2,091	1,620	2,535	15,267
3	(50)	413	(29)	271	120	126	2,020	1,505	2,563	16,330
4	(101)	485	(55)	331	102	91	2,347	1,639	2,934	21,208
5	(111)	479	(84)	353	163	132	2,871	2,055	3,513	21,671
6	(130)	551	(91)	343	254	222	2,675	2,103	3,480	20,056
7	(97)	572	(64)	334	229	172	2,314	1,565	3,115	23,731
8	(107)	528	(78)	275	190	141	2,098	1,306	2,816	26,959
9	(80)	451	(63)	238	222	161	1,874	1,175	2,547	27,162
10	(64)	565	(44)	280	182	134	2,119	1,316	2,866	22,753
11	(75)	522	(57)	286	168	128	1,764	1,224	2,454	24,419
12	(67)	498	(35)	254	122	87	1,815	1,224	2,435	19,156
13	(48)	586	(42)	271	90	49	2,321	1,525	2,997	25,060
14	(59)	709	(37)	327	93	55	2,677	1,873	3,479	23,474
15	(52)	1,027	(26)	530	89	55	2,925	2,173	4,041	20,343
16	(77)	1,224	(52)	635	91	68	3,125	2,312	4,440	17,955
17	(43)	1,252	(35)	606	33	13	2,951	2,063	4,237	20,273
18	(48)	1,214	(45)	611	50	27	3,369	2,423	4,633	17,480
19	(125)	1,170	(39)	542	63	47	3,388	2,375	4,621	17,169

注1) 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料の合計による。注2) ()内は、向精神薬事犯で内数である。

(2) 年令階層・法令別送致人員(平成19年1月~12月)

区分	法令数	麻薬及び向精神薬取締法		あへん法	大麻取締法	覚せい剤取締法	計	
		麻	向					原
人員	件数	1,045	125		1,170	63	3,388	21,790
	男	404	26		430	28	2,180	12,404
	女	99	13		112	19	193	2,769
	その他						2	2
	法人							
	計	503	39		542	47	2,375	15,175
	19才以下	10	2		12	1	158	296
	男女	18	1		19		26	228
	20~24才	100			100	1	681	1,543
	男女	30	1		31		64	514
25~29才	105	2		107	4	646	2,076	
男女	23	4		27	1	39	499	
30~39才	99	11		110	10	447	4,300	
男女	15	4		19		46	954	
40~49才	62	6		68	8	177	2,665	
男女	11	1		12		14	421	
50才以上	28	5		33	4	71	1,530	
男女	2	2		4	18	4	147	
不明								
男女								
その他								
法人								
計						2	2	
合計	男	404	26		430	28	2,180	12,410
	女	99	13		112	19	193	2,763
	その他						2	2
	法人							
	計	503	39		542	47	2,375	15,175
暴力団関係者 麻薬等犯罪科者 麻薬中毒者		138	2		140	1	675	7,231
		65	5		70		315	7,192
		77	5		82	4	406	4,635

注) 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

(3) 麻薬及び向精神薬取締法違反の都道府県別検挙件数・人員 (H19)

	麻 薬		向 精 神 薬		合 計	
	件 数	人 員	件 数	人 員	件 数	人 員
北海道	16	9	3	4	19	13
青森県	2	2			2	2
岩手県	1	0			1	0
宮城県	5	4	4	0	9	4
秋田県	6	1			6	1
山形県	1	2			1	2
福島県			1	1	1	1
茨城県	11	5			11	5
栃木県	5	1			5	1
群馬県	31	10			31	10
埼玉県	15	3	4	2	19	5
千葉県	50	38	1	0	51	38
東京都	441	224	3	1	444	225
神奈川県	111	44	9	3	120	47
新潟県	7	1	4	2	11	3
山梨県	5	0			5	0
長野県			2	2	2	2
静岡県	14	5	1	1	15	6
富山県	1	0	1	1	2	1
石川県	2	1	1	1	3	2
福井県	3	2			3	2
岐阜県	10	1			10	1
愛知県	73	48			73	48
三重県	5	4			5	4
滋賀県	7	1			7	1
京都府	12	5	2	2	17	7
大阪府	67	27	2	2	69	29
兵庫県	22	6	1	1	23	7
奈良県	9	5			9	5
和歌山県	7	6	2	1	9	7
鳥取県	3	2			3	2
島根県	1	0			1	0
岡山県	4	0			4	0
広島県	14	6	3	5	17	11
山口県	6	2	67	2	73	4
徳島県	3	2			3	2
香川県	17	5	4	3	21	8
愛媛県	2	2	1	1	3	3
高知県						
福岡県	27	8	3	3	30	11
佐賀県	12	7			12	7
長崎県						
熊本県	3	2	4	0	7	2
大分県	1	1			1	1
宮崎県						
鹿児島県	6	4	2	1	8	5
沖縄県	7	7			7	7
計	1,000	503	125	39	1,170	542

注) 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

(4) 覚せい剤事犯都道府県別検挙件数・人員(H19)

取締機関別 都道府県	合 計	
	件 数	人 員
北海道	750	604
青森県	92	64
岩手県	72	51
宮城県	127	91
秋田県	34	30
山形県	37	25
福島県	145	107
茨城県	423	375
栃木県	290	228
群馬県	327	199
埼玉県	737	530
千葉県	813	507
東京都	2,849	2,023
神奈川県	1,179	816
新潟県	84	63
山梨県	145	97
長野県	89	71
静岡県	524	436
富山県	33	23
石川県	48	36
福井県	36	32
岐阜県	172	123
愛知県	1,028	844
三重県	185	120
滋賀県	162	100
京都府	411	270
大阪府	2,412	1,625
兵庫県	617	446
奈良県	228	144
和歌山県	138	107
鳥取県	45	26
島根県	20	16
岡山県	192	133
広島県	345	236
山口県	200	162
徳島県	45	27
香川県	162	124
愛媛県	130	102
高知県	63	50
福岡県	1,087	648
佐賀県	109	86
長崎県	72	57
熊本県	222	139
大分県	102	74
宮崎県	65	47
鹿児島県	73	60
沖縄県	50	37
計	17,169	12,211

(5) あへん事犯都道府県別検挙件数・人員(H19)

取締機関別 都道府県	合 計	
	件 数	人 員
北海道		
青森県	1	1
岩手県		
宮城県		
秋田県	6	6
山形県	2	2
福島県	8	8
茨城県		
栃木県		
群馬県		
埼玉県		
千葉県	10	9
東京都	8	4
神奈川県	3	1
新潟県		
山梨県	2	2
長野県		
静岡県	2	1
富山県		
石川県		
福井県		
岐阜県		
愛知県	9	4
三重県	3	1
滋賀県		
京都府		
大阪府	2	2
兵庫県		
奈良県		
和歌山県		
鳥取県		
島根県		
岡山県	7	6
広島県		
山口県		
徳島県		
香川県		
愛媛県		
高知県		
福岡県		
佐賀県		
長崎県		
熊本県		
大分県		
宮崎県		
鹿児島県		
沖縄県		
計	63	47

注) 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

(b) 大麻事犯都道府県別検挙件数・人員 (H19)

取締機関別 都道府県	合 計	
	件 数	人 員
北海道	140	102
青森県	15	11
岩手県	9	6
宮城県	61	46
秋田県	5	2
山形県	20	14
福島県	7	4
茨城県	43	33
栃木県	19	11
群馬県	45	22
埼玉県	91	57
千葉県	84	46
東京都	1,046	765
神奈川県	267	201
新潟県	27	23
山梨県	23	11
長野県	14	12
静岡県	105	77
富山県	12	6
石川県	26	17
福井県	10	8
岐阜県	39	30
愛知県	203	155
三重県	15	10
滋賀県	23	14
京都府	78	41
大阪府	306	205
兵庫県	118	81
奈良県	28	14
和歌山県	18	10
鳥取県	7	8
島根県	2	1
岡山県	75	47
広島県	26	12
山口県	5	2
徳島県	30	18
香川県	20	14
愛媛県	6	8
高知県	13	8
福岡県	170	114
佐賀県	9	3
長崎県	5	5
熊本県	38	32
大分県	8	4
宮崎県	22	18
鹿児島県	14	9
沖縄県	41	38
計	3,388	2,375

注) 厚生労働省・警察庁・海上保安庁の統計資料による。

(7) 品目別送致件数・人員・押収量 (平成19年1月~12月)

品目別	品目別件数等		送致			押			収			量
	件数	人員	g	ml	錠	本	個					
口イソ	40	15	2,054.439									
固形モルヒネ	2		2.690									
L S D	32	6			1,133							
その他の幻覚剤	102	49	2,735.956	91.500	496							
M D M A ・ M D A	520	259	1,358.481		1,277,858.5							
モルヒネ	9	8	0.381	6.000	175		28					
コデイン	16	9	387.569		1,453		182					
コカイン	254	114	19,191.017									
合成麻薬	4	5	547.981		23							
その他の	66	38	4,408.105	73.850	2,227							
コカ												
薬												
バルビツール酸系	66	1			9,791							
鎮静剤	29	20			11,295							
ペンゾジアゼピン系												
その他の	12	9	3.610		393							
興奮剤	18	9			7,547							
麻薬向精神薬原料												
前駆物質												
必須化学物質												
生												
あへん煙膏	33	21	19,603.340									
あへん水溶液	2											
あへんけし	1											
けし	27	26	2.524			4,925						
液体大麻	1	1		21.772								
大麻樹脂	318	163	56,976.253									
乾燥大麻	2,499	1,787	503,481.054									
大麻たばこ	102	334	143.247									
大麻草	468	90	63,219.841			2,140						
覚せい剤	17,148	12,196	359,026.304	274.606	5,267							
覚せい剤原料	21	15	172,441.950		277							
合計	21,790	15,175	1,205,584.742	467.728	1,317,935.5	7,065	210					

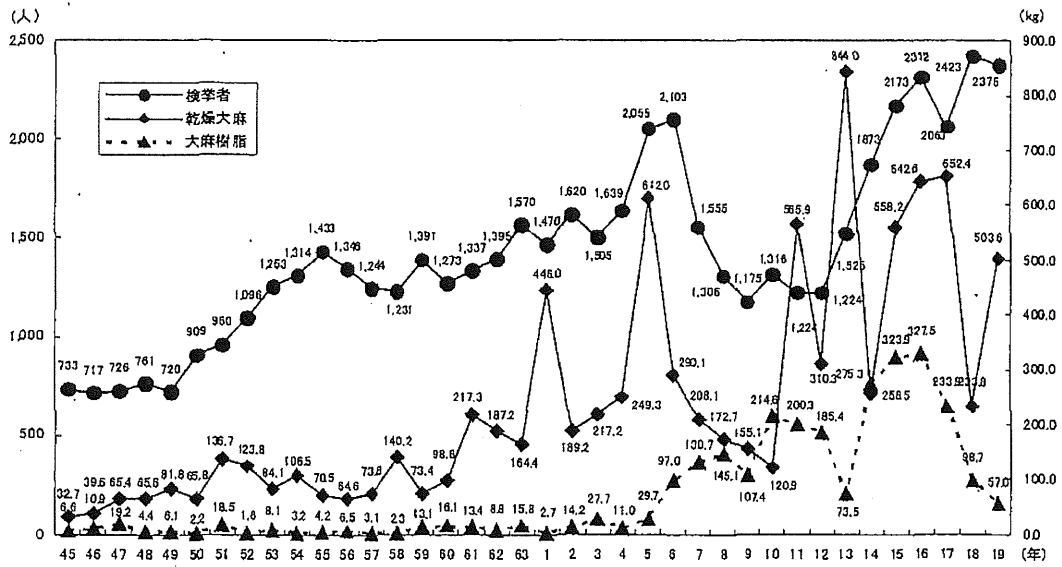
注) 厚生労働省・警察庁・財務省・海上保安庁の統計資料による。

(8) 大麻事犯推移

区 分	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
検 挙 人 員	1,224 人	1,224 人	1,525 人	1,873 人	2,173 人	2,312 人	2,063 人	2,423 人	2,375 人
押 収 量 乾 燥 大 麻 (大麻たばこ含む)	565.9 kg	310.3 kg	844.0 kg	256.5 kg	558.2 kg	642.6 kg	652.4 kg	233.8 kg	503.6 kg
大 麻 樹 脂	200.3 kg	185.4 kg	73.5 kg	275.3 kg	323.9 kg	327.5 kg	233.9 kg	98.7 kg	57.0 kg

「厚生労働省・警察庁・財務省・海上保安庁の統計資料による。」

(9) 大麻事犯検挙人員と押収量の年次別推移



「厚生労働省・警察庁・財務省・海上保安庁の統計資料による。」

(10) 免許等(資格を与えるもの)一覧

根拠となる法律	資格の種類	免許等権者	分類	期限	
麻薬及び向精神薬取締法	麻薬輸入業者	厚生労働大臣	免許	免許の日の翌年の12月31日まで	
	麻薬輸出業者				
	麻薬製造業者				
	麻薬製剤業者				
	家庭麻薬製造業者	地方厚生(支)局長			
	麻薬元卸売業者				
	麻薬卸売業者	都道府県知事			
	麻薬小売業者				
	麻薬施用者				
	麻薬管理者				
	麻薬研究者	地方厚生(支)局長			免許の日から5年
	向精神薬輸入業者				
	向精神薬輸出業者				
	向精神薬製造製剤業者				
	向精神薬使用業者	都道府県知事		免許の日から6年	
	向精神薬卸売業者				
	向精神薬小売業者	地方厚生(支)局長		登録	期限なし
	向精神薬試験研究施設設置者(国の開設する施設)				
向精神薬試験研究施設設置者	都道府県知事				
麻薬等原料輸入業者※1	地方厚生(支)局長	届出			
麻薬等原料輸出業者※1					
特定麻薬等原料製造業者	都道府県知事				
特定麻薬等原料卸小売業者					
大麻取締法	大麻栽培者	都道府県知事	免許	免許の年の12月31日まで	
	大麻研究者				
覚せい剤取締法	覚せい剤製造業者※2	厚生労働大臣	指定	指定の日の翌年の12月31日まで	
	覚せい剤施用機関※2(国の開設するもの)				
	覚せい剤施用機関	都道府県知事			
	覚せい剤研究者				
	覚せい剤原料輸入業者※3	地方厚生(支)局長		指定の日の4年後の12月31日まで	
	覚せい剤原料輸出業者※3				
	覚せい剤原料製造業者※3	都道府県知事			
	覚せい剤原料取扱者				
覚せい剤原料研究者					
あへん法	けし耕作者	地方厚生(支)局長	許可	許可の日から1年以内の9月30日まで	
	甲種研究栽培者				
	乙種研究栽培者				

※1 麻薬等原料輸入(輸出)業者業務届出受理証明書の有効期限は届出の日から5年を経過した日の属する年の6月30日まで(H12.12.14 医薬発第1239号)

※2 都道府県知事(麻薬取締部)經由事務

※3 都道府県知事經由事務

(11) 麻薬、けし、大麻取扱者数の推移

区分	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	
	(1989)	(1990)	(1991)	(1992)	(1993)	(1994)	(1995)	(1996)	(1997)	(1998)	(1999)	(2000)	(2001)	(2002)	(2003)	(2004)	(2005)	(2006)	(2007)	
麻薬取扱者	麻薬輸入業者	7	8	7	7	9	6	10	10	10	11	12	16	13	16	13	14	14	13	
	麻薬輸出業者	7	7	6	6	6	10	6	6	6	6	6	8	7	9	9	9	9	11	
	麻薬製造業者	4	5	5	4	4	4	4	4	4	5	5	5	5	5	6	5	5	5	5
	麻薬製剤業者	1	2	3	3	3	2	2	2	2	3	3	7	6	6	5	5	5	5	4
	家庭麻薬製造業者	160	161	168	165	166	169	170	165	162	162	163	157	154	153	145	151	152	147	143
	麻薬元卸業者	20	20	20	20	21	21	21	22	25	22	22	21	22	24	20	19	21	19	18
	麻薬卸売業者	499	499	556	491	504	585	496	570	611	667	700	859	797	793	812	831	844	852	866
	麻薬小売業者	1,756	1,826	1,863	2,091	2,468	3,248	4,735	6,556	8,968	11,485	14,657	19,733	21,958	24,301	25,816	27,362	28,835	29,930	32,109
	麻薬施用者	130,795	134,527	135,250	138,562	139,939	143,847	154,799	151,682	151,088	156,789	180,165	166,091	170,998	172,432	175,171	179,445	184,018	192,055	204,022
	麻薬管理者	9,343	9,528	9,471	9,802	10,013	10,046	10,165	10,374	10,508	10,739	11,019	11,406	11,801	11,853	11,975	12,199	12,296	13,095	14,249
麻薬研究者	932	944	981	1,015	1,066	1,101	1,146	1,176	1,174	1,206	1,227	1,298	1,340	1,326	1,337	1,353	1,378	1,941	2,849	
小計	143,524	147,526	148,332	152,166	154,197	159,038	171,554	170,567	172,558	181,093	207,977	199,590	207,106	210,912	215,312	221,393	227,577	238,072	254,289	
けし栽培者	けし耕作者	32	32	23	24	20	21	20	18	14	10	9	8	10	10	9	10	9	9	7
	甲種研究栽培者	8	7	7	7	8	7	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6	6	6	6
	乙種研究栽培者	6	4	4	4	5	5	7	8	8	9	11	10	9	7	9	9	7	7	8
小計	46	43	34	35	35	33	33	34	33	30	26	27	25	25	23	24	25	22	21	
大麻取扱者	大麻栽培者	233	215	209	190	186	137	137	111	102	102	91	82	77	75	68	70	61	60	60
	大麻研究者	217	222	225	239	259	276	276	284	276	289	307	301	317	317	322	335	334	362	362
	小計	450	437	434	429	445	433	413	395	378	391	398	383	394	392	390	405	395	422	422
総計	144,020	148,006	148,800	152,630	154,677	159,504	172,000	171,014	172,986	181,501	208,394	200,015	207,514	211,331	215,727	221,806	227,934	239,124	254,747	

(12) 向精神薬取扱者数の推移

区分	年次	6年 (1994)	7年 (1995)	8年 (1996)	9年 (1997)	10年 (1998)	11年 (1999)	12年 (2000)	13年 (2001)	14年 (2002)	15年 (2003)	16年 (2004)	17年 (2005)	18年 (2006)	19年 (2007)
向精神薬取扱者	向精神薬輸入業者	104	110	98	89	88	84	85	85	94	96	71	85	80	84
	向精神薬輸出業者	45	53	55	47	50	50	52	49	51	56	35	39	36	35
	向精神薬製造卸業者	191	195	193	169	172	169	172	160	170	175	150	160	148	157
	向精神薬使用業者	5	3	3	3	3	2	2	2	2	2	3	3	3	3
	向精神薬免許証取得	84	74	77	76	73	64	199	73	179	80	99	97	98	91
	卸売業者 みなし薬局	37,507	36,808	39,414	40,243	41,760	43,211	44,274	46,832	48,437	48,947	50,026	50,502	52,560	51,905
	みなし一般販売	23,408	25,480	25,056	25,576	24,869	28,972	25,988	26,834	25,897	21,541	27,640	27,519	30,035	26,480
	小計	60,999	62,362	64,547	65,895	66,702	72,247	70,461	73,739	74,513	70,568	77,765	78,118	82,693	78,436
	別段の申し出	—	0	0	0	6	12	1	2	1	3	3	0	0	0
	向精神薬免許証取得	0	0	0	0	0	0	1	1	3	1	243	1	2	2
向精神薬取扱者	小売業者 みなし薬局	37,507	36,808	39,414	40,237	41,760	43,506	44,274	47,049	48,395	49,413	50,026	50,502	52,224	52,390
	小計	37,507	36,808	39,414	40,237	41,760	43,506	44,275	47,050	48,398	49,414	50,269	50,503	52,226	52,392
	別段の申し出	—	0	0	0	5	11	1	1	0	2	2	0	0	0
	病院等	9,969	9,756	9,701	9,568	9,454	9,392	9,100	9,246	9,253	9,148	9,006	9,040	8,989	8,908
	一般診療所	83,262	85,641	87,031	87,676	90,053	90,442	93,223	94,198	95,412	96,705	96,037	98,145	98,735	101,379
	歯科診療所	53,243	56,291	57,855	58,968	60,300	59,132	63,242	64,178	64,885	65,858	65,295	66,575	67,335	67,728
	飼育動物診療施設	10,319	10,700	10,856	11,163	11,171	11,609	11,902	11,722	12,347	12,808	12,671	13,133	13,336	13,350
	小計	156,793	162,388	165,443	167,375	170,978	170,575	177,467	179,344	181,897	184,519	183,009	186,893	188,395	191,364
	厚生大臣登録	—	268	275	283	284	279	471	281	327	325	309	303	302	336
	向精神薬試験研究施設 都道府県知事登録 設置者	1,250	1,221	1,248	1,200	1,286	1,265	1,255	1,310	1,321	1,286	1,568	1,588	1,588	1,695
小計	1,250	1,489	1,523	1,483	1,570	1,544	1,726	1,591	1,648	1,611	1,877	1,891	1,890	2,031	

(13) 麻 薬 取 扱 者 数

19.12.31現在	麻 薬 輸入業者	麻 薬 輸出業者	麻 薬 製造業者	麻 薬 製剤業者	家庭麻薬 製造業者	麻薬元卸売 業者	麻薬卸売業者			麻薬小売業者 局
							販売業	薬局	計	
北海道	0	0	0	0	0	1	51	0	51	1,566
東北	青森県						25		25	430
	岩手県	1		1			26	1	27	402
	宮城県						18		18	460
	秋田県					1	17		17	359
	山形県					3	17	1	18	353
	福島県					3	25	1	26	699
計	1	0	1	0	7	0	128	3	131	2,703
関東	茨城県					4	21		21	766
	栃木県					3	9	1	10	408
	群馬県						9		9	399
	埼玉県		1			6	14	2	16	1,190
	千葉県	1	1			2	33	1	34	1,168
	東京都	4	2			3	17	1	18	3,234
	神奈川県	1	1	1		2	17	1	18	1,656
	梨県						6		6	228
	長野県					1	15	1	16	786
新潟県					1	27		27	794	
計	6	5	1	0	22	5	176	7	183	10,629
東海北陸	静岡県	2			2	2	25		25	1,009
	岡知県					6	35		35	1,509
	三重県	1		1		4	10	2	12	411
	岐阜県					7	21		21	442
	富山県		1			35	11		11	259
石川県						8		8	358	
計	3	1	1	2	54	4	110	2	112	3,988
近畿	福井県					2	8	4	12	180
	滋賀県		1		1	9	11		11	216
	京都府					4	12		12	425
	大阪府	1	2	1		10	31	3	31	2,196
	兵庫県					5	31	2	31	1,236
	奈良県					19	9		9	249
和歌山県					2	10	1	11	291	
計	1	3	1	1	51	5	112	5	117	4,793
中国	鳥取県						10		10	205
	島根県						13		13	219
	岡山県					2	16	1	16	549
	広島県					2	24		24	1,191
山口県	1	1	1			1	24	24	665	
計	1	1	1	0	4	2	87	0	87	2,829
四国	徳島県					2	6		6	191
	香川県	1	1		1		6		6	339
	愛媛県					1	15		15	411
高知県						5		5	234	
計	1	1	0	1	3	0	32	0	32	1,175
九州	福岡県						1		1	1,626
	佐賀県					1	12		12	366
	長崎県					1	22		22	526
	熊本県						21		21	568
	大分県						20		20	333
	宮崎県						22		22	459
	鹿児島県						24		24	456
沖縄県						3		3	92	
計	0	0	0	0	2	1	170	0	170	4,426
合計	13	11	5	4	143	18	866	17	883	32,109

(14) 向精神薬取扱者数

19.12.31現在	向精神薬 輸入業者	向精神薬 輸出業者	向精神薬 製造製剤業者	向精神薬 使用業者	小計	向精神薬卸売業者				別段の 申出
						免許証 取得	みなし 薬局	みなし 一般販売	小計	
北海道			2		2	1	2,190	769	2,960	
東北	青森県			1	1	1	560	142	703	
	岩手県						590	174	764	
	宮城県					4	1,106	235	1,345	
	秋田県						508	126	634	
	山形県	2	2	5		9	468	121	596	
福島県	1		5		6		852	222	1,074	
計	3	2	11		16	12	4,084	1,020	5,116	
関東	茨城県	7	2	6		5	1,112	423	1,540	
	栃木県			5		1	754	284	1,039	
	群馬県			2		2	663	230	894	
	埼玉県	2	2	13	1	18	2,327	1,271	3,604	
	千葉県	3	1	4		8	2,178	861	3,045	
	東京都	36	14	8	1	59	5,805	3,457	9,272	
	神奈川県	5	1	7		13	3,305	1,343	4,654	
	山梨県						397	118	515	
	長野県			2	1	3	844	305	1,149	
新潟県	1	1	2		4	1,042	269	1,311		
計	54	21	49	3	127	35	18,427	8,561	27,023	
東海北陸	静岡県	4		10		1	1,614	570	2,185	
	愛知県	2		3		2	2,940	3,920	6,862	
	三重県	1		3		4	703	220	924	
	岐阜県			3		3	974	329	1,305	
	富山県		1	14		15	346	316	662	
石川県			1		1	394	251	646		
計	7	1	34		42	7	6,971	5,606	12,584	
近畿	福井県	1		2			235	109	344	
	滋賀県	1	1	6		8	459	188	647	
	京都府			3		3	818	225	1,004	
	大阪府	11	7	22		40	3,429	5,307	8,740	
	兵庫県	5	3	11		19	2,354	808	3,163	
	奈良県			1		1	485	259	745	
和歌山県			1		1	451	202	653		
計	18	11	46		75	7	8,231	7,098	15,296	
中国	鳥取県						265	84	349	
	岡山県			3		3	259	90	349	
	広島県						748	275	1,023	
	山口県			1		1	1,596	532	2,130	
計			4		4	2	772	244	1,018	
計			4		4	4	3,640	1,225	4,869	
四国	徳島県	1		4		1	388	82	471	
	香川県					1	474	234	709	
	愛媛県					5	530	213	743	
高知県						390	102	497		
計	1		4		5	7	1,782	631	2,420	
九州	福岡県	1		5		5	2,623	667	3,295	
	佐賀県					1	524	54	579	
	長崎県					1	695	164	860	
	熊本県			1		1	738	185	928	
	大分県			1		1	534	144	678	
	宮崎県						532	123	655	
	鹿児島県						814	196	1,012	
	沖縄県						4	579	225	808
計	1		7		8	18	7,039	1,758	8,815	
合計	84	35	157	3	279	91	52,364	26,668	79,083	

(15) 覚せい剤及び覚せい剤原料取扱者数

19. 12. 31現在	覚せい剤						覚せい剤原料						合計	
	覚せい剤製造業者	覚せい剤施用機関			覚せい剤研究者	小計	覚せい剤原料輸入業者	覚せい剤原料輸出業者	覚せい剤原料製造業者	覚せい剤原料取扱者	覚せい剤原料研究者	小計		
北海道	0	3	5	8	25	33	0	0	0	75	12	87	120	
東北	青森県		1	1	2	4				30		30	36	
	岩手県			1	1	5				23	2	25	31	
	宮城県		2	4	6	15				25	5	30	51	
	秋田県		1	2	3	5				19	5	24	32	
	山形県		1	1	2	4				24	2	26	32	
	福島県		1	4	5	11	16				48	9	57	73
計	0	6	13	19	44	63	0	0	0	169	23	192	255	
関東	茨城県		3		3	28	31			1	46	24	71	102
	栃木県			4	4	12	16				24	10	34	50
	群馬県		1	2	3	8	11				20	11	31	42
	埼玉県			2	2	29	31	1		2	64	27	94	125
	千葉県		3	1	4	60	64				60	11	71	135
	東京都		10	10	20	83	103	12	11	1	134	40	198	301
	神奈川県		5	3	8	33	41	1			81	21	103	144
	山梨県		2		2	4	6				6		6	12
	長野県		4	5	9	9	18				42	3	45	63
	新潟県		2		2	12	14				24	5	29	43
計	0	30	27	57	278	335	14	11	4	501	152	682	1,017	
東海北陸	静岡県		0	1	1	15	16				44	22	66	82
	愛知県		3	2	5	51	56	1		1	56	18	76	132
	三重県	1		1	1	3	5				32	10	42	47
	岐阜県		2	1	3	9	12	3	3	3	37	23	69	81
	富山県		2	1	3	14	17	1	1	3	64	48	117	134
	石川県		1		1	8	9				13	9	22	31
計	1	8	6	14	100	115	5	4	7	246	130	392	507	
近畿	福井県					4	4				11	4	15	19
	滋賀県			2	2	9	11				26	19	45	56
	京都府			1	1	19	20				30	20	50	70
	大阪府		3	2	5	72	77				110	73	183	260
	兵庫県			2	2	23	25				61	19	80	105
	奈良県					5	5				55	53	108	113
和歌山県			2	2	6	8				24	9	33	41	
計	0	3	9	12	138	150				317	197	514	664	
中国	鳥取県					3	3				11	2	13	16
	島根県		1		1	3	4				14	1	15	19
	岡山県		2		2	16	18				26	6	32	50
	広島県		2		2	13	15				36	10	46	61
	山口県		2		2	6	8				28	4	32	40
計	0	7	0	7	41	48	0	0	0	115	23	138	186	
四国	徳島県			2	2	10	12				10	8	18	30
	香川県		2		2	6	8				8	3	11	19
	愛媛県		2		2	7	9				24	1	25	34
	高知県		1	1	2	10	12				7	5	12	24
計	0	5	3	8	33	41	0	0	0	49	17	66	107	
九州	福岡県			2	2	33	35				52	6	58	93
	佐賀県		1	1	2	4	6				20	5	25	31
	長崎県		2		2	13	15				25	1	26	41
	熊本県		3		3	6	9				24	2	26	35
	大分県					3	3				30	1	31	34
	宮崎県					7	7				23	1	24	31
	鹿児島県			1	1	8	9				28		28	37
沖縄県					6	6				4	1	5	11	
計	0	6	4	10	80	90	0	0	0	206	17	223	313	
合計	1	68	67	135	739	875	19	15	11	1678	571	2294	3169	

(16) 都道府県別にみた薬局数と麻薬小売業者数

		A 薬局数(*1)	B 麻薬小売業者(*2)	B/A
東北	北海道	2,190	1,566	71.51%
	青森県	549	430	78.32%
	岩手県	580	402	69.31%
	宮城県	1,088	460	42.28%
	秋田県	508	359	70.67%
	山形県	467	353	75.59%
	福島県	840	699	83.21%
	計	4,032	2,703	67.04%
関東信越	茨城県	1,107	766	69.20%
	栃木県	734	408	55.59%
	群馬県	693	399	57.58%
	埼玉県	2,298	1,190	51.78%
	千葉県	2,188	1,168	53.38%
	東京都	5,802	3,234	55.74%
	神奈川県	3,305	1,656	50.11%
	山梨県	380	228	60.00%
	長野県	832	786	94.47%
	新潟県	1,032	794	76.94%
	計	18,371	10,629	57.86%
東海北陸	静岡県	1,589	1,009	63.50%
	愛知県	2,799	1,509	53.91%
	三重県	700	411	58.71%
	岐阜県	936	442	47.22%
	富山県	350	259	74.00%
	石川県	379	358	94.46%
	計	6,753	3,988	59.06%
近畿	福井県	235	180	76.60%
	滋賀県	449	216	48.11%
	京都府	871	425	48.79%
	大阪府	3,442	2,196	63.80%
	兵庫県	2,337	1,236	52.89%
	奈良県	489	249	50.92%
	和歌山県	451	291	64.52%
	計	8,274	4,793	57.93%
中国	鳥取県	263	205	77.95%
	島根県	253	219	85.56%
	岡山県	747	549	73.49%
	広島県	1,579	1,191	75.43%
	山口県	772	665	86.14%
	計	3,614	2,829	78.28%
四国	徳島県	389	191	49.10%
	香川県	472	339	71.82%
	愛媛県	535	411	76.82%
	高知県	387	234	60.47%
	計	1,783	1,175	65.90%
九州	福岡県	2,605	1,626	62.42%
	佐賀県	520	366	70.38%
	長崎県	696	526	75.57%
	熊本県	721	568	78.78%
	大分県	515	333	64.66%
	宮崎県	533	459	86.12%
	鹿児島県	792	456	57.58%
	沖縄県	553	92	16.64%
	計	6,935	4,426	63.82%
	合計	51,952	32,109	61.81%

*1 薬事関係業態数調査(平成18年度末現在)による

*2 麻薬取扱者数(平成19年12月31日現在)による